

あつた。併し獨逸では尙ほ正當な「カルテル」は有益と認める風があるのであつて、或るものに對しては時に之を抑壓することもあるが、大體は經濟的若くは政治的事情に因つて變化するのである。最後に我邦の政策を観ると、從來「カルテル」は多く現はれたが「トラスト」的のものが少なかつた爲めであるか、戦後産業沈滞の場合などには、政府は寧ろ合同を獎勵する位で、聯合抑制などの法規は更に制定されぬのみならず、學者も、世論も、隨て當局も、一向此の方面に注意を拂はぬやうで、至極天下泰平である。唯大戦後小賣代價が下らなかつた爲め、問屋や小賣商の組合に對し、其代價の協定を撤廢すべきを訓令した位で、却て吞舟の魚を逸して居るのである。

聯合には嘗て述べた如く種々の利益があり、又海外貿易の發展、内國市場の維持には、團結の必要のある事は明かであるが、代價の聯合は固より、漸次「トラスト」的の獨占企業も現はれる傾向があり、その力に依つて市價を吊上げ、又は低落させぬ（例へば洋紙の如し）と云ふ噂もあるのであるから、今の時に於て相當の調査機關を設け、専ら審査させるが必要であらうと思ふ。資本家は労働者の團結に驚きて結合する場合もあるが、労働者も亦資本家の獨占力に對抗する爲め、聯合するのであるから、この點から觀ても注意する必要がある、又「トラスト」は往々公衆を搾取する外、弱小なる企業家、而も同一商品を低廉に販賣し得る、社會に有益なる者を、詭計を以て壓倒する弊害があるのであるから、何等か取締の必要はあらうと思ふ。獨逸大敗の大原因が労働階級の不平に

あり。その不平は一部少數者の搾取に因れることを想ふときは、此問題は決して輕々に附することはできぬのである。然らばその手段は如何にすべきか、是は事實を調査した上でなくては定め兼ねるのみならず、企業聯合の效を收めながら、その弊を除くことは元來困難の事柄であるから、頗る大問題であるが、先づ商工省邊に調査局を設けて事實を精査したる後、米國又は英國植民地などの法制に倣ひ、且つその結果を見て、我國情に適する制度を設くる外はなからうと思ふ。尤も諾威も亦一九二〇年八月獨占制限の法律を定めたが、歐羅巴で斯る法規を制定したのは、獨逸と此國の二國である。

**七、國際聯盟の態度** 國際聯盟が一九二七年五月に開催した國際經濟會議に於ても、國際産業聯合 (International Industrial Agreements) 即ち「カルテル」や「トラスト」の問題を論議したのであるが、意見が區々であつて、米國は此決議に加はず、亦其他の國で加つても保留をしたものが少くないから、大した重要なものではないのである。尤も諾威も亦一九二〇年八月獨占制限の法律を定めたが、歐羅巴で斯る法規を制定したのは、また獨逸と此國の二國である。

會議では「此種の聯合は經濟上の必要から起るものであるから、一定の原則を定めることはできぬ、其善惡は之が組織や仕事を支配する精神と、其統帥者が公益に依て動かされる程度如何に因るのである」と認め、又「此種の聯合は世界殊に歐羅巴の經濟的禍根を除去する方法にはならぬが、或種の生産に於ては、生産組織の改良、生産費の低減（既存設備の利用に因て）、新設備の適當なる



方面への發達、企業の合理的團結を進める一方に於て、不經濟的の競争や、財界の變動に因る弊害を除くことができる」として、之を禮讃して居るのである。尙ほ「此聯合は労働者に對しては職業の安定を與へ、且つ生産及配給の費用を減じ、從て賣價を低減して、消費者に對しても利益を齎すのであるから、場合に依りては實に生産者に對して有利であるのみならず、消費者並に一般社會に對しても亦有益である」と述べて居る。

併し、他方に於て、此會議は、「若し斯る聯合が獨占的傾向や、不健全なる經營法を獎勵するとき、生産上に於ける技術的進歩を阻礙し、社會の重要な階級や、或國々の正常なる利益を害する虞があるもの」と認めて居る、從て「本會議は斯る聯合が消費者を害する如き賣價の人爲的引上を伴はぬこと、並に労働者の利害に對して適當の考慮を與へることを、最も重要と考へる、又聯合は特定國に對し、原料品や基礎産物の供給を制限することを圖り、若くは斯様な結果を生じたり、或は正常の理由なくして、消費國及生産國、又は同様の状態に在る他の諸國の仕上工業の間に、不公平の状態を生ずることを止めねばならぬ、更に故意と否とに拘らず、或國が必要と思惟する經濟的設備の減少を來さしてはならぬし、又工業上の進歩の點より觀ても、或は各國の經濟發展と其人口増加に應ずる必要から考へても、生産の現状を化石化してはならぬ」と云ふて居る。

尙ほ企業の聯合に對して、特別の司法制度及其取締制度を設くるの可否に就ても研究したのであ

るが、之に關する立法、行政の方法は未だ少數の國が採用したばかりであつて、而もそれが主義と方法とに於て著しく異つて居るから、會議では「國內の聯合に關することは、各國任意の取締に任せるが、單に之に對する僻見から、聯合の利益（社會上の）を妨げるやうな法制は望ましくない、又國際司法制度は、各國が聯合に對して採る方法が異なる限り、又國に依ては其國の國家的乃至憲法的理由から、斯る制度に反對するものもあるから、之は不可能である。併し各國の法規及裁判所は實に國內の聯合のみならず、それが國內の取引に關する限り、國際的聯合にも適用されることを認め、一方に於て聯合の當事者が自發的に仲裁々判の機關に訴へることが一般の風と爲り、其經濟問題に對して有能なること、並に一般利害の觀念に富むことを信頼して貰いたいのである、最後に會議は「國際聯盟は此種の聯合に關しては大體各國の現状と方針とに従ふ考へであるから、各國の協力を望み、聯盟は一般的の利害のある總會の情報時々蒐集し、之を公にしたいと考へる、斯る公表は社會に有益なる聯合に對して輿論の後援を得る一方に於て、濫用を防ぐ効果が最も著しいと思ふ」以上は經濟會議の報告であるが、結局「企業聯合は社會上有益であるが、弊害もある、併し其取締は國內法に任せる、但し紛争があれば仲裁裁判に附して貰ひたい、各國の情観は蒐集しやう」と云ふに止るのである。

【參考】S. A. Salter, The Economic Consequences of the League, App. II.



#### 第四節 商業使用人

一、意義及種類 商業使用人とは商店、會社、銀行などに使はれて居る筋肉労働者以外の者、即ち支配人以下小僧「子供」に至るもので、その種類は頗る多いが、之を大別して二種とすることができる。即ち（甲）尋常小學校卒業位の教育と年齢の者で、年期奉公的に商店會社、就中商店に住み込む者と、（乙）中等程度若しくは専門學校以上の實業教育を受けて、所謂會社員などと稱して備はれる者で、前者は日本でも外國でも、古くから行はれた制度であるが、後者は比較的新しい階級で、殊に日本では四十餘年來のことで、主として事業の勃興、會社の激増と、教育就中實業教育の進歩に伴つて現はれたものである。兩者共に獨立の地位を保つ者ではなく、他人に使用せらるゝ者には相違ないが、前者は全く從來の年期奉公人式であるに反し、後者は皆相當の教育を受けて居る爲め、必ずしも會社員、銀行員と爲るを要せず、官公吏とも、教師とも又辯護士とも爲るを得べく、また實業に従事するも、必ずしも其會社其銀行にのみカチリ附いて居る必要のない、頗る自由の地位に立つ者で、既に相當の年齢にも達し、社會の信用と、尊敬とを受けて居るのであるから、是等の者が或る會社や銀行に於て、相當の經驗を積むことに爲れば、其會社の有力の材と爲り、俸給の如きも年と共に増加し、相當の賞與を給與せられ、少くも中流以上の紳士として生涯を安全に生活し、

非常の失策があつた場合、若くは會社自身が倒産した場合などの外、猥りに解雇せるゝ虞もなく、老後退隱する場合には、多くの場合、可成り多額の手當金を給與せらるゝもので、その平常の事務も固より肉體を勞することは少く、恰も民間に於ける官吏の如きものであるから、往々之を民吏ブリックワーカーなどと呼ぶ者があるのである。然るに十三四歳より、年期奉公に入り小僧から仕上げる店員に至つては、全く之と趣を異にし、日夜時間の制限もなく酷使せられた上、益暮の仕着と、云ふに足らない小遣錢を給與せらるゝ丈で、五年七年を勤め上げた後の月給僅に貳拾圓内外（之より食費を減ず）、更に勤務數年十年に至るも、年俸僅に五六百金に過ぎず、而も是等は優遇の方であつて、小商店殊に地方の小商店に至つては、殆んど何等の手當を與へず、と云ふも不可なきものが少くないのである。固より年少より商店に入るのは、必らずしも直接の報酬手當を目的としたわけではなく、店務を手傳ひながら、商賣の「コツ」を覺へる爲めではあるが、さりとは殘酷と謂はねばならぬ。往時は多年無事に勤め上げた曉には、暖簾を分ち、若干の資金を給與し、或は商品を貸與し、又は愛娘を嫁して別居させ、又は養子と爲した如き、前途の光明があつたので、店主は宛も自己の實子を教育するが如き心持にて使用し、眞の恩情を以て接し、且つ育てたのであつたが、現今は唯一部の商店に斯る風習を遺すのみで、漸次此の如き美風は廢れ、單に自己の店務に驅使すべき、一種の幼年又は青年労働者を以て視るに至り、前記の如き云ふに足らない少額の報酬を給する外、獨立して



開店せしむる考へで使用する者は極めて少いので、之が爲め四十前後の分別盛りで、尙ほ薄給の通い番頭に甘んずる者も少くないのである。斯の如き前途に光明なき店員生活を認めた年少の奉公人は、自から怠業的氣分に爲るか、商店の資本を利用して自ら商賣をするか、甚しきは商品を誤魔化して其賣上を着服するか、孰れにしても店主に不利益を與へる結果を見るのである。是は店員が我慢して勤続する場合であるが、多少の元氣を有する者は、到底忍ぶことができずに、他の商店又は職務に轉ずるのである。斯る場合は所謂「中年者」のこととして、希望の如き待遇も得難く、更に第三の商店に轉じ、此間往々惡風に感染し、動もすれば自暴自棄に陥り、一生を誤る者も少くないのである。

斯の如き憐むべき境遇に陥る一つの原因は、固より店員自身にも在るので、又時に其父兄が店員制度の何物たるかを解せず、言ひ換ゆれば、主たる目的が商賣人なる人を造るに在るを知らず、單に給料手當の一日も早く多からんことをのみ希望する者があつて、自然子弟を驅つて效を急がせる場合もあるが、現今多數の店主なる者が、徒に目前の利益のみに汲々とし、自己の永遠の利害に着眼せず、店員在動中は舊式のコキ遣ひ主義 (Driving with Leash に對す) を行ひ、退店後の待遇などは殆んど眼中に置かないのみならず、甚しい店主に爲ると、相當の年月を勤め上げ、イザ暇を與へやうと云ふ場合に、其商店の慣行の手當を與へ、又は暖簾を分つなどの不利を避けんが爲め、故

らに些少の過失を云爲して、放逐する如き者もあると云ふに至つては、實に沙汰の限りと謂はねばならぬ。要するに現在の店員制度は、往時の如き温情主義、獨立商人養成主義なる年期奉公制度の骨子を取去つて、一種の勞働制度、而も賃銀の極めて低廉である勞働制度か、若くは奴隸制度に近いものと爲つたと云ふことができるのである。

尤も(乙)種の使用人即ち民事中にも種々あつて、終生生活賃銀に近い薄給で、簿記係や通信係、販賣員などの職務に従事して居る、小會社や小銀行の使用人の勤務と地位とは、鑛山業や、運輸業の下級使用人、若くは勞働者と相距ること遠からざるもので、肉體的勞働こそ少けれ、一種の勞働者とも見ることができるのである。即ち外國で使用人保護法(工場の)適用範圍を擴張して、勞働時間に關する規定を事務所使用人にも及ぼさうとして居る者がある所以である。嘗て商業使用人は工場勞働者など、大に趣を異にして居るから、對資本家との問題は餘り起らぬと云ふたのは、主として年期奉行人などを除いた民事階級であつて、是等下級の者に在つては、事實上「ストライキ」などの問題の起ることは少くても、海外では夙にその保護法が制定せられ、我邦でも識者の間には漸次その必要を認められるに至つたのである。

二、保護政策 併し使用人(甲竝に低級の者で、以下其意味である)を保護する手段は、到底勞働者に對する如く、法規の制定にのみ俟つて居ることはできぬから(勞働者の保護も亦資本家自身



の覺醒に依らなくてはならぬが、先づ第一策としては店主（又は會社組織のものを含む）自ら其保護法を講じ、法律は唯その足らざる所を補ふの主義に出でねばならぬ。労働者は労働組合を組織し、或る程度まで實力を以て資本家に對抗し、即ち「ストライキ」の如き武器を用ひて、資本家を威嚇することができ、(一) 商業使用人中には(乙)の如き地位の高い、報酬の多い民吏があつて、假令組合を組織しても、是等の者まで包擁するは困難であるし、又(甲)の年期奉公的店員級中にも、將來獨立し得る希望を有する者は之に加盟しないのに、(二) 使用人虐待の傾向ある商店、即ち一般の事務の簡易なる小商店では、容易に組合外の方面より小僧「若い者」などを羅致し得ることができ、我邦でも大戦の爲めに、一時下級の者や、地方の貧困な者が俄に工面がよく爲つた爲めと、又工場の増加したとの爲め、竝に商店の待遇が悪い爲め、小僧を得るに頗る困難を生じたやうであるが、それでも下婢の拂底なやうではなかつたし、又現時の不況が繼續すると共に、小僧を得ることは比較的容易に爲るであらうと思はれる。(三) 女子の店員は我邦では尙ほ少いのであるが、女子の教育の進歩に伴ひ、益此方面に向ふ者も少くないから、婦人を使用し得る業務では、男子に代ふるに女子を以てすることができ、(四) 商店の規模は多少大きく爲つて來たが、一般商店の店員の數は到底工場労働者の多いやうなわけでないから、一店内の團結は其效なく、さりとて同業者の店員が聯合する事も中々容易でないし、假令聯合しても店主は前記の理由で、容易にその補充を

求める事ができるのであるから、精々怠業を試みる位のもので、有力な團結を組織するのは困難である。即ち一層店主や會社側が自ら進んで、その保護に任ずる必要があると同時に、それ等の組合の力を以てしても行ひ難い事柄は、國家が法規の力に依て制限する必要があるのである。

(甲)店主の保護策 には(一)報酬(進級や退職手當を含む)(二)執務時間(三)教育(四)衛生などがある。

(一)報酬 從來我邦の店員の報酬が極めて僅少のものであることは、既に述べた如くである。固より大都會の大商店などは、現今年限の進むに従ひ相當の待遇を與へて居るやうであるが、中小の商店に於ける店員は、一般に給料らしきものを受けて居らぬのである。併し其結果は自他共に害に過ぎぬのであるから、入店後の二三年間は兎に角、多少の用務を行ふことができるやうに爲つたなら、相當の待遇をしなくてはならぬ。固より毎月全部を現金で支拂ふには及ばないので、一部は商店に於て預り、之れに利殖をさせることも妙であるし、又決算の際若くは年二回に、賞與金を給與する方法、若くは利益分配(Profit-sharing)の一策として、其商店の出資者又は株主とすることはよいが、兎に角「アテガヒ」扶持で「コキ」廻すのは、何としても時代後れである。殊に學力、勤惰、年數などに應じて、定期に昇級させることは最も有效であるが、之を行ふには、充分成績を調査し、苟も偏頗のないやうにしなくてはならぬ。



併し店員を好遇せよと云ふのは、怠惰、不行跡の者までも、しかせよと云ふのではない。之が制裁としては或は賞與金を減じ、又は地位俸給を進めず、若くは左遷し、又は斷然解僱するのであるが、是等を行ふ場合には、充分不成績の原因を探究し、其原因如何に依りては多少斟酌して、成るべく衷心より悔悟させるがよい。所謂「若氣の過ち」は往々免れ難い所であるから、或る程度までは寛恕するの度量がなくてはならぬが、併し已むを得ざれば解僱するの外はない。併し猥りに解僱するのは自店の名聲を傷け、且つ他の店員に不安の念を生じさせ、一般の能率に影響する所が少くないのであるから、非常に缺點のない以上は、首を切るの宜しくない。がさればとて斯る者に制裁を加へて使用する時は、不平者と爲つて、店員の平和を亂す虞があるので、此點は最も苦心を要するわけで、即ち最初の人選に注意する必要がある所以である。

報酬に就て云ふべきことは退職手當である。官吏は法律の規定に依り、一定の年限を勤めた者は、當然年金権を附與せらるゝが、會社員や店員には斯る規定も亦約束もないのであるから、手當を給與するや否やは、會社又は店主の手に依る場合が多いのである。尤も近頃では相當の會社や銀行では、孰れも内規に依り、若干の手當を支拂ふ習慣があるやうであるが、不況以來倒産し、又は縮少方針を採り、使用人を解僱した會社の中には、往々何等の手當をも支拂はぬ者があつて、失職した者は非常の窮境に陥つたのである。又中以下の商店員には、法律又は契約に依る何等の權利もな

いのであつて、手當の如きは店主の意の儘であるから、十數年眞面目に勤務して退店した者でも、殆んど云ふに足らぬ手當しか貰はぬ者が少くない。現今都會地に於て、假令小規模にせよ獨立の商店を開かんには、少くも數千圓（商店にも依るが）を要するのに、多きも千圓に満たざる少額の手當では開店することも叶はず、又開店し得るも、大規模の商店との競争に耐ゆることは頗る困難であるから、遂に一生店員生活を餘儀なくせらるゝのである。即ち平常の給料や賞與を増額する必要の起る所以で、且つ永年の後退職する者には、少くも老後を養ふに足るの給與をせねばならぬ。併し利益の少い小商店に對して斯の如き注文をするも、多くは實行のできぬ話であるから、小商店に勤むる者は、主としてその商賣振りを體得し、他日此無形の資本を利用するの心掛がなくてはならぬ。是等の商店主が多少店員に同情しても、其平常竝に退職の場合に給する所は、到底多きを望むことはできぬからである。

(二)執務の時間 銀行は銀行條例に依る執務時間の制限があり、又諸會社に於ても、平常は八時より五時と云へる如き勤務時間があり、此間とても間斷なく努力を要することは少く、又日曜大祭の如き定休日もあるが、店員に至つては朝は未明より夜は九時十時、又は其後まで間斷なく使用せらるゝ者が少くないので、發育を妨げ健康を害することが珍しくなく、自然店務にも影響するのである。學校の児童など、異り、健康に關する統計もないので、世人の注目する者が少いのであるが、



徒弟學校出身者の死亡率が比較的多いのは、その一斑を語るものであらうと思ふ（固よりは夜學の勞苦にも因るが。）併し此點は一部の店主の申合せ丈では行ひ難く、又行はれてもそれでは効果が少ないのであるから、後に述ぶる如く、工場労働者に對する如き、法律上の時間並に休日の制限を設くる必要があると同時に、店主自身も亦執務法を改善し、ダラ／＼に事務を採らず、總て規則的、且時間的に行はなくてはならぬ。或は顧客に不便を與へる弊がありはせぬかと云ふに、之は英國の如く營業と商品とに依り例外を設ければ防ぐことができる、顧客には多少不便があるかも知れぬが、之も其つもりで買物すれば、大したことはない、假令多少の不便があつても、之は忍ばねばならぬ、或は之が爲め偶然、不必要の買物が減じ、却て經濟上の利益がないとは限らぬのである。

(三)教育 既に相當の教育を受けたる所謂會社員などには、教育の必要はないが、年期奉公に入る者には、相當の教育を施す必要がある。之は他人の子弟を仕立てると云ふ方面のみでなく、自己の商店に於て有用なる店員を得る爲めに必要なもので、今日に於ては如何に天稟の才能を有する者でも、施すに相當の教育を以てせざれば、到底有爲の材と爲すことはできぬのである。併し又如何に教育を施すも、性來遲鈍な者や虚弱な者は、到底能率ある店員に仕上げることはできぬのであるから、子供を選択するに當ては、相當の試験を行ふ必要がある。而して教育の方法は(一)或は適當の夜學校に通學させ(二)大規模の商店なれば、例へば三越、丸善、明治屋などの如く、一定の學

科を選び適當の教師を聘して教育せしめ、又は(三)同業者の申合に依り、或る學校を特設することなどである。

(四)衛生 工場衛生とか學校衛生とかは、近來大に注意せられ、進歩の見るべきものがあるやうであるが、店員の衛生も亦決して忽せにはできぬ。之が爲めには(一)過勞を避くること(二)一定の休日と與へること、即ち月一回位に止めず、少くとも月に二回、出來得べくんば毎日曜に交替に休暇を取らすこと、(三)遊戯、運動、社交など慰安の方法を講ずること、(四)食物及び食事時間に注意すること、(五)換氣、飲用水、下水、便所の設備を完全にすること、(六)寄宿舎の設備を充分にすること、(七)一定の醫師を定め、定期に健康診断を行はせることなどである。

(乙)政府の政策 我邦は從來店員に對して如何なる法規を設けて居るかと云ふに、民法の契約編「雇傭」の部に於て(第六二三條乃至第六三一條)報酬請求の時期、雇主の勞務を爲さしむる權利の讓渡には、勞務者の承諾を要すること、商工業見習者の雇傭期間を十年とすること(普通は五年)、期間を定めない場合の解約、已むを得ない場合の解約、契約解除の效力、雇主破産の場合の解約に因る損害賠償の權利のないことなどを掲げ、又第三〇六條に於て雇人の給料に先取特權のある旨を定め、第三百〇九條に於て、此給料は最後の六箇月間で、金額は五拾圓を限度とすることを規定し、商法に於ける商業使用人の章に於ては、其選任並に權限と義務とを八箇條に規定してあるのみで、



到底獨逸などの懇切なる（二十五箇條）には及ばぬのである。

近年一般労働問題の唱導せらるゝに従ひ、商業使用人の執務法も亦多少研究せられ、使用人自らも亦時に運動を起し、大戦前に於ても、既に其色彩を顯著にし、海外諸國に於ては、前記の如き私法的規定の外、執務時間、休暇等に關する行政的法制を設ける者を見るに至つたのである。使用人等の目的とする所は、執務時間の外、執務室の設備、休憩時間、賜暇の時期、徒弟使用の規則、癩疾、老後の救護などであるが、各國が最も多く手を附けたのは労働時間であつて、之に關する要求は（一）日曜の休み（二）閉店時刻の制限（三）毎日の執務時間の制限であつた。

英國は卒先して國家自ら此種の労働時間に干渉した國であつたが、即ち一八八六年の法律に於て十八歳以下の店員に對する最長労働時間を一週七十六時間以下と定め、一八九九年更に一法律を發して、婦人店員には一定の座席を與ふべきものとし、日曜休暇は一般に施行せられ、是等の法規に従ふ商店は特に監督を加へることにしたが、一九〇四年には、閉店時間を制限して、地方廳は中央政府の同意を経て、一定の閉店時刻を定め得るものとしたのである。

獨逸に於ても亦政府は是等の點に留意し、一八九一年の法律は、店員の日曜間勤務時間を五時間に制限し、其後數回店員に有利なる改正を加へ、殊に一九〇一年より實施せられた法律の結果（一）店員は毎日業務終了後、連続せる十時間以上の休息を與へること、（二）食事時間は相當の餘裕を與

へること、（三）執務時間を午前五時乃至午後九時とし、場合に依りては七時乃至八時とすること、（四）公衆の便益上己むを得ざる少數の事業以外には、之を勵行することを定め、澳地利の如きも亦日曜の休暇、午餐の時間、一日十二時間休憩、午後八時閉店などを定め、漸次實行しつゝあつたのである。

濠洲に於ても近時漸く此方面に注意して來たが、西「オーストリア」の如きは、一八九八年の法律で、都會商店の閉鎖時間を毎日午後六時より午前八時までとし、唯水曜日と土曜日に限つて午後十時までの營業を許し、且つ總ての店員に對して毎日中食及晩飯の爲め、一時間宛二回の休息を許し、又日曜以外、毎週一回半日の休暇を與へ、少年及び婦女は一週間を通じて、執務時間四十八時間を超ゆべからずとした如きは其適例で、其他の州も亦之に類する規定を制定して居るのである。次に店員の疾病、老癈又は退職等に際して如何なる援助を與ふべきか、是は店主又は會社側の策としては、（一）毎月給料中より若干歩合の金額を強制的に積立てしめ、之を利殖すること、（二）商店の利益金中より退職金等を積立つること、（三）店員に生命保險を附せしめ、商店自ら其保險料の一部を負擔することなどであるが、國家の政策として、強制的に店員の疾病、癈疾、老年等に對する保險を附せしむること、猶ほ工場労働者に對するが如くすべきであるか（隨て國家と店主とが保險料の一部を分擔す）、若し之を可とするも、如何なる階級の者に對して之を行ふべきかは問題で、獨



塊などでも、未だ一部に之が施行を見たに過ぎぬのである。

〔註〕 英國の商店法 英國で商店早仕舞運動の起つたのは、一八四二年（今より八十六年前）倫敦に於て設立せられた Early Closing Association 之は一八三八年に造られた Metropolitan Druggists' Association の改造されたものであつた、始めは呉服店の早仕舞を目論んだものであつたが、後には各種の商店に關し、自發的に早仕舞を行はせやうとしたのである、其他之と目的を同じくする數十の組合が起つたが、孰れも目的を達することができずに解散したのである。其重なる原因は同業者の殆んど全部が加盟しなければ、商店主の賣上を減ずる虞のあること、顧客の買入時間の都合であつた。併し是等の運動が淵源と爲つて、一八八六年には不完全ながら一の商店法の發布を見ること、爲つたのであるが、之は僅に店員（之を青年と稱へる）の服装や、時間を制限した位のものである。即ち前記の如く、十八歳以下の店員の労働時間を、食事時間共一週七十六時間以内としたのは此時であつた。其後一八九二年に商店營業時間法 (Shop Hours Act, 1892) を制定したが、是亦青年の労働時間の再制定や、其日に既に他の工場などで使用された者を使用することのできぬこと、青年使用の商店は、其旨と、規定時間を、賭易ひ場所に揭示すること、店主が條例に違反した場合には、店員一人に付き一磅の罰金を課すこと、店員が犯した場合にも亦制裁を加ふることなどであつた。更に一八九三年、一八九五年に其少の改正があつたが、一八九九年に至り別に店員座席法 (An Act to provide for seats being supplied for the use of shop assistants) なる法律が制定せられ、商店の賣場並に女子店員の賣場には、座席を設け、其数は各室女子店員三人に就き一席より少くはならぬ、之に背く店主は、第一犯は三磅以内、第二犯よりは五磅以内の罰金を課すことにしたのである。一九〇四年には更に商店の時間に關する法律が發布せられ、地方官は政府の同意を得て、其地方全部又は一部の、總ての商店又は或種の商店に對して、午後七時以後の範圍で、商店の閉鎖時間を定め得ることとしたのである。併し之には種々の例外があり、手續も亦煩雜であつたので、餘り實效は擧げなかつたのである。現行法は一九一一年制定、翌十二年五月一日から實施せられた商店法 (Shops Act, 1911) 之は十三年に多少改正せられた

ものである。今其要旨を述べれば次の如くである。一八九二年後の諸條例を總括して商店取締法 (Shop Regulation Acts, 1892 to 1911) と云ふのである。

- (一) 商店 (Shop) ……とは小賣營業又は商業の行はるゝ建物と云ふ。
- (二) 小賣營業 (Retail trade or business) ……は公衆に對し、少量づゝ商品を販賣するものであるが、理髮業、料理店又は飲食店の販賣、競賣法に依る小賣なども含むのである、但し筋骨や目錄を劇場其他の娯樂場で賣るのは含まぬ。
- (三) 店員 (Shop assistant) ……は商店内に於て、専ら又は主として顧客に應接し、注文を受け、若くは商品を發送する事務に使用せらるゝ者を云ふ。

右は重なる用語の意義であるが、次に規定の要點を擧ぐれば、次のやうである。

- (一) 店員は原則として、毎週一回、日曜以外の或日 (One week day) に於て、午後一時半後は其店務に使用されざること。
- (二) 商店は例外の場合の外、毎週一回、日曜以外の或日に於て、午後一時以後は商店を閉ぢ、顧客に應接することを得ず。
- (三) 地方廳又は或地方の店主と店員の多數が、早仕舞の時間を定める方が便益であると云ふことを、政府の當局大臣へ申出た場合には、相當の調査を行つた後、之を許すのである。但し午後七時より早くすることはできぬし、又郵便局、醫藥及醫療器械の販賣、飲食物の販賣、煙草、新聞などの販賣は例外である。又早仕舞の時間を定めた地方に於ては、店舗以外の場所に於ても、此時間後に販賣することは違法と認められて居る。
- (四) 休日の娯樂場 (Holiday resorts) に於ては地方廳は一箇年内、四箇月の範圍で、半休日の規定を適用せぬことができる。
- (五) 食事時間に就て店主は店員に對し、少くも二十分間の休息時間なしに、六時間以上使用せぬやうに定めねばならぬ、即ち(一) 執務時間が午前十一時三十分から、午後二時三十分に至る場合には、食事時間として少くも四十五分間 (店内に於て食事する場合) 又は一時間 (店外の場合) を與へなくてはならぬ。
- (二) 執務時間が午後四時から七時に亘る場合には、其時間以内に於て、喫茶の爲め三十分を與へなくてはならぬ。
- (六) 執務時間は食事時間を除き、一週六十五時間までとす。



- (七)各店員は一年を通じて、週日に三十二回の全休日と與へられ、此中六日は年休日(Annual Holiday)として、全賃銀を受け、他の二十六日は毎月少くも二回を得るやうに、毎月に配當せられなくてはならぬ。
  - (八)十八歳以下の店員は、食事時間を合せて一週間七十四時間以上、商店で働かしてはならぬ。又工場で既に工場法に依る規定の時間だけ働いた者は、商店へ来て働くことはできぬ。此規定は小賣商店、卸賣商店、倉庫業者、營業上に使用せらるゝ家族にも適用されるのである。
  - (九)十四歳以下の幼年使用に就ては、別に次の制限がある。
    - (1)幼年者は午前六時前、又は午後九時後に使用してはならぬ。(2)工場に於て使用されて居る幼年者の他の職業には使用できぬ。(3)幼年者に危害を加へる虞のある重い物を動かし、運搬し、又は擧げるに児童を使用してはならぬ。(4)其他生命、四肢、健康、教育に有害な職業に児童を使用することはできぬ。
  - 女子店員に對する座席の制限は前に述べた如くである。
  - (十)地方廳は此取締法、並に之に關する命令を實施するの義務、其違犯者を取締り監督官をして監督させる責任がある。監督官は工場法(Factory and Workshop Act, 1901) 第一百九條に規定してある検査官と同様の権限を持つて、商店に臨むことができるのである。(Himan's Commercial Encyclopedia, Vol. IV, Pp. 1432-1436 國民經濟雜誌第九卷第四號、同二十六卷第四號、國家學會雜誌第二十一卷第十號參照)。
- 埶地利の店員法** 埶地利は一九一〇年一月十日に、商業使用人及び其他類似の地位に在る労働者の雇傭契約に關する法律を發布し、同年七月一日から施行したが、是は主として雇傭關係の方面を規定したもので、前者とは趣を異にし、且つ其及ぶ範圍も亦廣いのである。全文四十二箇條で、(一)本法適用の範圍(二)雇傭契約の内容(三)法定の營業禁止(四)賃銀労働を爲す能はざる場合の請求權と、歩合的報酬、利益分配、現在の給金、給金の後拂(五)休暇(六)監護義務(七)雇傭關係の終了(解除、破産、労働者の死亡、満期前の解約、當事者双方に責任ある場合(八)損害賠償請求權の期間、(破産の場合)(九)擔保(十)營業禁止の約款(十一)違約金、(十二)證明書(十三)施行規定(十四)裁判管轄(十五)他の法律との關係に就て規定し、労働者の保護に就き遺憾なく定めて居るが、商業使用人以外にも及ぼす規程であるから、英國法の如く店員には適切ではないのである。

### 三、日本の運動 大正十年交詢社内有志研究會は、第三回國際労働會議に關聯し、商店週休問題に就て、次の如き決議をした。

- (一)商店週休制を設け、使用人に一週一回一日の休暇を與へること。
- (二)店舗の閉鎖時間は午後八時より遅れざること。
- (三)商店使用人の勤務時間は、一日九時間半、一週五十七時間、幼年使用人勤務時間は一日八時間、一週四十八時間とし、尙ほ補習教育を施すこと。
- (四)祭禮、緣日、其他特殊の營業には、除外例を設けること。
- (五)以上の諸項は法制に依り三年以内に實行すること。

是等の提唱は輿論を喚起し、法の制定を促進する上に効力のあることは疑ひないが、細目は尙ほ研究の餘地があらうと思ふ。

我邦に於ては、前記の如き運動の影響として、所謂定休日と稱し、一月に一、二回の休日(多くは一回である)を設ける商店が多く爲つたに過ぎず、執務時間は依然從來の如く長時間であり、待遇就中小店員の待遇も改善せられたものが少かつたのである、但吳服店の中には百貨店の店員待遇法に影響されたものか、著しく給料を増加したものはある(銀行は昭和三年八月から、土曜日の半休を決定したのである)。



然るに昭和三年の三月東京の二大書肆（巖松堂と岩波書店）の小店員等が聯合して待遇改善を迫り「ストライキ」を行つたことから、俄に社會の注意を促し、之が爲め内務省社會局は大要左の如き趣旨の「少年労働者保護法」を制定しやうとして居るのである。

- (一) 労働時間の制限……使用少年の労働時間は一日十時間以内とすること
- (二) 年齢の制限……使用少年の最低年齢は鑛業に於ける最低年齢に準じて満十四歳とすること
- (三) 日曜公休制の確立……之に依て休養を與へること
- (四) 休憩時間の制限……一定の休憩時間を設け、少くも一日一時間とすること
- (五) 補習教育の強制……使用主は使用少年に對して強制的に補習教育を施さしめ、薰化教養に努めしむること
- (六) 保健上の制限……使用少年を寄宿舎に收容する場合は、保健衛生の設備に關し、一定の制限を守らしむること
- (七) 其他の認定……(イ) 少年監督を設置すること(ロ) 使用主は使用者に對し、疾病負傷の扶養義務を負ふこと

労働時間を制限する前に先づ夜の閉鎖時間を定め、例へば原則としては九時又は八時とするやうにしなれば、機械を動かす工場など、至り、執務時間の制限を勵行することは困難である、又日曜の休は隔週位より漸進するがよい、而して斯く休日又は閑暇を與へると同時に考ふべきことは、其利用法と修養である、若し此方面に缺くる所があれば、徒に飲食や活動寫眞其他に悪用する弊があると思ふ。併し俄に補習教育を強制するのは考へ物で、是等の方面は營業に依ても異なるのであるから、各營業又は店主の自治に任せ、政府若くは公共團體は之に對して教育上の便宜を與へるがよい。

四、使用人の組合 商業使用人には大體二種の區別があつて、中等教育以上の教育を受け、會社や公企業に使用せらるゝ者を乙種とし、是等は多くは相當の生活を營み得るものであつて、唯下級の者で終生薄給に甘んじなくてはならぬ者は、甲種の店員や筋肉労働者と大差がないことを述べたのであるが、高等教育を受けた者が増加する割合に事業は擴張せられず、且つ企業は漸次合同せられ、幹部級の者や、課長とか支配人とか云ふ上級の事務員は少數で足り、一方女子事務員も漸増する爲め、所謂會社員の多數は漸次薄給に甘んぜざるを得なく爲り、從來薄給と行政整理とで嫌はれた官公吏と大差なく、或は却てそれよりも劣る者が現はるゝに至つたのである、固より財界不況の爲めでもあるが、今後の大勢は斯様に爲るものと觀なければならぬ、換言すれば支配人とか重役とかに爲り、若くは社外に出で、獨立經營を試むる機會が減少したのである。即ち獨逸などでは夙に使用人の團體が組織せられ、宛も労働組合が資本家に對抗するが如き行動を採るに至つたのである。此使用人組合は管に商業使用人のみでなく、鑛山や製造所の技術者、農業や漁業の使用人、俳優、音楽家、藥劑師、家庭教師、家事使用人までを含み、辯護士、公證人、著述家の如き普通自由職業と目せらるゝ者までも加つて居るのであるから、範圍は廣いが、主たるものは商工業の使用人である（自由職業者が加つたのは、會社、銀行、新聞、雜誌社、劇場等に備はれ、又從屬關係に立つ場合があるからである）。而して獨逸に於ても各職業に於ける共済組合として起り、職業紹介、職業教育、



遺族扶助の程度に止つたのであるが、漸く社會政策的の活動を行ひ、一九一〇年頃には使用人の利益代表機關たることを標榜し、雇主及立法部に對する社會的要求を發表するに至つたのである。併し之も當初には職業紹介、失業や年金の保險などに關し、法制的改革を主張する程度であつて、労働組合のやうな闘争的手段を使用するまでには至らなかつたのである。

然るに大戰終了後は俄に態度を一變し、使用人組合も亦労働組合式のものとし、使用人階級の利益代表機關として政府及立法部の公認を得、團體協約や「ストライキ」の利用を聲明し、労働紹介、使用人委員會、調停委員會、並に労働時間に關する要求も亦雇主から承認せられ、組合加入者も亦増加したのである。斯の如き氣運の結果として、組合は其聯合組織を改め（一九一九年及一九二〇年）雇主階級に對する闘争に就ては一致するが、企業者の存在理由に就て見解を異にし、自然行動の方針を異にすることに爲つた、而して聯合團體は數多あるが、重なるものは（一）總自由使用人同盟（Afa-Bund）で一九二一年には十五の團體と、七十四萬人の組合員を包容して居つた最大のものである（二）使用人組合同盟（G. P. A.）は一九二〇年創立の際、四つの大組合と八つの専門組合から成立し、三十五萬人を有して居る（三）獨逸使用人組合總同盟（Ges. Ver.）三の大組合と七の専門組合（技術者等の）より成り、組合員は五十萬に及んで居る）の三箇の聯合會である。（一）の主張は自由労働組合の原則に従ひ、雇主と使用人との協同や、中流階級の思想を拒否する純然たる左傾

團體で、労働者や官吏の組合聯合會と連絡を取り、國際労働組合にも屬して居る、此團體員は商工業の外農業などの使用人（男女共）、技術者や辯護士事務所の使用人、官廳公署の事務員、俳優や藝術家等も包容し、其分子は複雑である、但し政治上や宗教上に於ては中立である。

（二）の團體は總ての商業使用人、技術者、事務所使用人を含み、是亦男女、宗教、政黨の如何を區別せぬのであるが、唯雇主階級に對して其全體の利益を圖り、労働者や雇主階級と同等の地位に立て協力せんとするもので、階級對立を緩和しやうとするのであるから、至極穩健であつて、中流階級的使用人運動に屬し、社會政策的、労働組合的の活動と共に、疾病保險其他の財政的救助に努力して居るのである。

（三）の同盟は大體二と同様、中流階級的使用人の運動に屬するのであるが、國粹的、基督教的であつて、（二）の如く自由主義で信仰を區別せぬものとは、少しく趣を異にして居るのである。

是等の組合は大戦及革命を機として屢「ストライキ」を行ひ、主として給料問題に就て争ひ（勤務時間問題も多少はあつたが）俄に團體協約の方針を採ることゝ爲り、一九二二年と三年頃には給料を物價に比例させることが其大目的であつた。「ストライキ」は一九一九年（大正八年）中が最も多くて、其回数百八十五回、關係經營數四千以上、罷業者十八萬人に及んだのであるが、一九二二年でも尙ほ八十五回あつたのである。



獨逸に於ける斯様な現象は歐洲大戰に因る經濟上の激變、即ち馬克の暴落に因る物價の暴騰や、勞働運動の發達、並に政治的革命に因ることが多いのであるが、一方に於て使用人の生活狀態や、將來の希望が薄らひだ爲めにも因ること、増地教授の説の如くであらう。然らば我邦に於ては如何と云ふに、大戰中には使用人級の低度の運動や、中には教員の運動などもあつたのであるが、是等は一時的且つ一小部分に止るものであつて、獨逸の如き組合ではない、唯組合があれば、共濟的のものに止るのであつて、勞働運動式のものではない、最近の一、二書店の小店員運動も亦一時的の「ボヤ」である。尤も思想の變化と、前述の如き會社員や其他の使用人の境遇と心理狀態とは、如何なる方面に其活路を求めらるるか疑なきを得ない、唯我邦の經濟狀態や、國民性、家族制度、主從關係（假令薄く爲つても）は獨逸とは趣を異にするのであるから、俄に獨逸流の組合が起り、且つ發達しやうとは考へられぬ、又起つても（二）に屬する穩健のものであらうと思ふ。英、米、佛の如き國に於ても斯様な運動が著しいことは耳にせぬのである。併し企業家や資本家は此點に就ても三度思を致す必要があるのである（大正十三年四月の發表では、我邦の使用人は、官公吏を合せて、百五十六萬人に上つて居る）（「企業と社會」大正十五年八月）増地庸治郎「獨逸に於ける使用人間題」同氏譯「シユモラー」著「企業論」參照。

### 第三章 對商品政策

#### 第一節 商品の取締

商品に對する政策には、其取締即ち行政警察に關する方面もあれば、又製造保護若くは販賣保護の方面もある。又販賣の取締又は保護に關する方面にも、内地の商業と外國貿易との方面もあり、商品に關する監督保護は、自然之を取扱ふ商人の監督にも關係あるわけで、隨て對商品政策は對商人、竝に對賣買政策にも關聯するのであるが、本節は主として商品の側から觀た、對内政策を述べやうと思ふ。

一、警察的取締法 商品の中贓物、古物、藥品等に對する取締法は、古來孰れの國にもあつたもので、日本でも徳川時代に質屋、古着屋、古着買、小道具屋、唐物屋、古道具屋、古鐵屋、古鐵買を八品商人と稱へ、享保年間には各十人ほどづゝ組合せ「月行事壹人定置、紛失物吟味之節、當番之月行事並其町々月行事立會觸書を以、組合之内相廻り、帳面吟味仕候云々」とし、其等の取締に便したのであるが、是等の組合は同業者の數を制限し、新規開業を妨げた爲めか、天保年間組合を停止したが、嘉永五年復之を興したのである。現今是等の取締に關する法令には（一）贓物に關するもの（二）劇毒藥、賣藥、其他藥品に關するもの（三）飲料、食物に關するもの（四）火藥、鐵



砲等に關するもの(五)文書に關するものなど色々ある。即ち贓物、衛生、公安に關するものである。其重なるものを擧げて見やう。

- (一) 贓物の取締法 古物商取締法(明治二十八年三月) 同上細則(明治廿八年七月) 質屋取締法(明治二十八年三月) 同上細則(明治廿八年七月)等。
- (二) 薬品の取締法 藥品營業並藥品取扱規則(明治二十二年三月) 阿片法(明治三十年三月) 同上施行規則(明治三十年三月) 毒物劇物營業取締規則(明治四十五年五月) 賣藥法(大正三年三月) 同上施行規則(大正三年八月) 輸出又は移出する賣藥の取締に關する件(大正三年勅令第二百號)
- (三) 飲食物の取締法 飲食物其他の物品の取締に關する法律(明治三十三年二月) 有害性著色料取締規則(明治三十三年四月) 牛乳營業取締規則(明治三十三年四月) 清涼飲料營業取締規則(明治三十三年六月) 氷雪營業取締規則(明治三十年七月) 人工甘味質取締規則(明治三十四年十月) 飲食物防腐劑取締規則(明治三十六年五月) 木精取締規則(明治四十五年五月) 人造バター表示に關する件(大正三年五月) 輸出飲食物罐詰取締規則(大正五年一月)等。
- (四) 銃砲火薬類の取締法 銃砲火薬類取締法(明治四十三年四月) 同上施行規則(明治四十四年三月) 銃砲販賣業火薬類販賣業者定員(明治四十四年内務省告示第七號)
- (五) 肥料の取締法 同法(明治四十一年四月) 同上施行規則(明治四十一年八月) 同上施行規則(明治五十一年四月) 同上施行規則(明治五十一年四月)

(六) 文書の取締法 出版法(明治二十六年四月) 豫約出版法(明治四十三年四月) 著作権法(明治三十二年三月)

(七) 有價證券割賦販賣の取締 有價證券割賦販賣業法(大正七年四月) 同上施行細則(大正七年六月) 同上取扱方(大正七年七月) 大藏省訓令第四號

商業や製造業は元來自由にするを本則とするのであるから、成べく前記のやうな制限を加へぬ方がよいのであるが、衛生上若しくは公安上の理由から、是等の制限を加へるのは、亦已むを得ぬ次第で、獨逸諸國にも我邦に比し、更に多くの取締法があると云ふことである。是等の物品は單に組合の制裁や購買者の判断に委せる事はできぬのであるが、是等の法令を制定し、制度の燦たるを期するのは、比較的容易であるが、その効果を擧ぐることは中々困難である。例へば古物商が物品を買受けたるときは、其所有者たることを確認した後、之を行へとか、贓物は届出でよとか規定してあつても、是等は到底完全に實行せられるものではない。「サッカリン」を飲食物に入れるとか、飲食物の製造又は貯藏に或種の防腐劑を使用すべからずとか、劇薬を不安心の者に賣るなとか、未成年者が自用に供する爲であれば、煙草を販賣すべからずなど、定めても、其實行は中々容易ではない。隨て取締の效を收めんには、絶へず警官をして細密の注意を拂ひ、且つ臨檢をさせる外はないのであるが、是れ亦實際上充分に行はしめるのは困難で、又行ひ得るにしても、餘りに峻嚴に過ぎるときは、營業を妨げ、正直なる商人の迷惑少からず、怨嗟の聲を聽くに至る弊害がある。では



是等の取締法は必要なきかと云ふと、矢張之なきに優ること萬々で、唯實施に注意する外はないのである。是等も亦商業道德の發達と、一般人の智識の普及とに俟つ必要のある一例で、一片の取締法のみでは、其効力が極めて薄いのである。

## 第二節 粗製濫造の取締

**一意義及び其原因** 粗製濫造の字義から觀れば、賣品に相當せざる下等の原料品を用ひ、拙速主義で間に合せの粗惡品を造ること、其目的は不當の利益を貪る爲のこともあれば、又注文期に纏らず、已むを得ずイ、加減の物を引渡す爲のこともある。此の問題は從來屢朝野の論議に上つたもので、随つて其意義に就ても種々の説を立て、例へば「粗製濫造品は製品として役に立たぬものである」とか、或は「粗製品は劣等の原料を用ひて製造した安物で、濫造品は品質も外形も不完全で、殆んど使用に耐へぬものである、前者は例へば支那内地の如き生活程度の低い國に販賣する場合には、却て高價の優良品よりよいが、後者は極力之を防がなくてはならぬ」と云ひ、又は「取引が見本又は銘柄に依る時は、之に異なる場合、又然らざる時は、原料若しくは技術の不完全な爲め、實用に適せざるにも拘らず、優良品の如く装ひ、不當の代價で賣附ける場合を云ふ」とする者がある。要するに人々の見方に依りて、廣狹區々の意義を生ずるのであるが、普通は「原料の安い廉價品であ

るが、併し實用には適するもの」(例へば太絲綿メリヤスの靴足袋、實用向の時計の如し)は粗製濫造品とは云はぬし、又見本に劣る場合は所謂「見本違ひ」で、必らずしも粗製濫造には限らぬ(固より粗製濫造の爲め見本違ひと爲ること、故らに見本違ひとすることはある)。今所謂粗製濫造の二三の例を擧ぐれば、(一)石鹼に澱粉などを三割も混合すること、(二)織物が一回の洗滌に依り褪色すること、(三)メリヤス、シャツの背と胸とを縫ひ合せたものを混入すること、(四)罐詰の腐敗せるもの、(五)玩具が一、二回の使用にて毀損すること、(六)鉛筆の兩端のみに心のあること、(七)「マッチ」に薬の附かざるものあることなどで、蓄音器の針の代りに釘を入れて送つたなどは、粗製濫造の範圍を脱した一種の詐欺である。日本の商品が海外に信用の薄いのは、寔に謂れありと云ふべきで、大正七八年頃輸出品に滞貨の多かつたことや、其後の輸出が振はなかつた一大原因は、此點、就中戦時中の著しい粗製濫造に在りと謂はねばならぬ。

粗製濫造の一原因は商工業者の公德に缺點がある爲めである、それは從來の商人中に無教育の敗徳漢が少くないのに因り、又戦時中實業界に横溢した成金氣分が之を助成したのであるが、其他(一)我邦工業の規模が尙ほ小さく、未だ家内工業的のものが少くないこと、(二)隨て海外の大口注文に合せ難く、自然粗製品を送附したこと(三)製造業者は注文を獲得するに急にして、其競争激しく、中間商人殊に狡猾なる外國商人の不法に廉價なる注文にも應ずる爲め、自から原料を低下し



手間を省くに至れることをも、其原因中に數へなくてはならぬ。

**二、防止策** 粗製濫造の防止策は前記の諸原因を除くに在る。即ち(一)商業教育を普及させ、商人の公德心を養ふこと(二)工業的技術の進歩、經營法の改良に因り、生産費を節減するの方針を採り、粗製濫造に依て競争するを防ぐこと(三)生産業者の組合を一層有力にして、其監督を有効にし、又勉めて輸出聯合を組織すること(四)産地の組合又は輸出港に於て嚴重なる検査を施すことなどである。此中(一)と(二)の中、技術の方は漸進主義を採るより外はないが、經營法の合理化は當業者でできるし、又(三)(四)の方法は政府の指導誘掖、若くは法の制定に依て行ふことができるのであるから、商工省などは奮て此策を採らねばならぬ。尤も從來各地に重要物産の同業組合はあり、綿絲、綿布其他の輸出聯合はないではないし、又生絲の検査所は古く横濱に設立せられ、輸出の絹織物、羽二重、真田、石鹼、莫大小、燐寸、硝子及其製品、瑠璃鐵器、罐詰などには、それぞれ取締法が定められて居るのであるが(多くは大戦に入つてから發布せられたものである)、更に諸種の輸出組合と其聯合會とを造り、又検査の標準を高め、検査を嚴重にする必要があらうと思ふ。

其後(三)の目的の爲めには、既述の如く重要輸出品工業組合や輸出組合ができ(大正十四年)、又昭和二年三月輸出絹織物取締法を設けて、從來各府縣で行つた検査を國營の検査に移し、此検査に合格したものでなければ、原則として輸出することができぬこととした。但し非營利のものや、商工

大臣の許可を得たる場合には、不合格品でも輸出することができるとは稀である、從來検査の制度はあつても、統一を缺く上に、不合格品は輸出できぬと云ふ規則が無つた爲め、之を改めたのである。而して輸出羽二重に就ては其取締規則があり、又精練業法と云ふものがあつたが、富士絹や絹紬にはそれが無かつた爲め、總て輸出絹織物として取締ることにしたわけである、改正法に於ても、増量の制限禁止は固より精練業の許否、及それと染色の工場、作業、材料等を監督することに爲つて居るのである、蓋し一進歩であらう(府縣検査所で國營となるのは十二府縣、三十箇所であつた)。

製帽用真田、石鹼、飲食物罐詰、硝子製品、燐寸、瑠璃鐵器、「セルロイド」、鉛筆、莫大小、刷子、獸毛製刷子、綿織物、人造眞珠等を輸出する場合の検査規則は、歐洲大戦に入りてより引續き發布せられ(大正四年から八年頃まで)、検査を要するものは、同業組合又は其聯合會、若くは府縣の検査所に於て之を行ひ、或は石鹼(混和分二割以上の)の如く、主務省の認可を受けて、所定の標準を附けさせ、或は罐詰の如く、標紙に内容物の品名、正味量を明示させ、且不良品を除外させたものもあつたが、昭和三年七月九日の商工省令で「重要輸出品取締規則」を設けて、舊規則を廢止することにしたのである。取締の商品は前記の十種であつて、公定標準に依る検査に合格したものでなければ、輸出することができぬこととした(臺灣朝鮮へ移出する場合も亦同様である)、但し非營利のものや、地方長官の許可を得たものは、検査を受けずに輸出することができる、検査は從來の如く



組合又は其聯合會若くは道府縣が、商工大臣の認可を受けて之を行ひ、制裁は依然百圓である。要するに幾多の諸規則を統一し、商工大臣が公定標準を定めたことや、地方の検査が商工大臣の認可を経ること、例外なく検査を経ることとした點が異つて居るのみである、輸出生絲の検査は從來任意であつたが、昭和二年七月から正量取引と爲り、從て必ず検査を受くべき筈である。神戸の生絲検査所も公營から國營と爲るわけである。

輸出商品の検査を勵行すれば或種の輸出品は大打撃を蒙ると云ふ非難がある、現に羽二重には此種の不平があつたので、之が爲め某外國商店は引拂つて歸國したと云ふことである。成程一應尤もであるからして、標準を公定するに當ては、充分販賣市場の事情を調査しなくてはならぬのである。併し大體上検査の不平は理由がなく、唯當業者の眼前一時的の損失に止るのである。

以上は主として輸出品に關して述べ、又世間で粗製濫造と云へば、殆んど輸出品にのみ關して云ふのである。輸出品の粗製濫造は最も顯はれ易く、多數の輸出品中僅少の粗製品があつても、競争國は勉めて之を誇大に吹聴し、生産國の信用を傷けやうとして居るのであるから、極力其防止を圖るべきであるが、内地に於て販賣する商品と雖も、此點に對し亦相當の取締を加へる必要があらうと思ふ。現に吾々は、輸出品の一部であるか、鉛筆の中央に心のないもの、時計、玩具の外観のみを良くして忽ち破損するもの、ベト／＼して鼠の餌と爲る石鹼(固より多少廉價ではあるが)を賣附けら

れ、頗る閉口したことがある。一般消費者は普通商品を鑑別する知識を有せぬものであるから、生産者に於て相當の品質検査を加へしむることは、常に公益上有利なるのみならず、當業者の技術改良を促し、延いて輸出品の粗製濫造をも防ぐ一手段と爲るのである。尤も内地販賣品は輸出品と異り、検査の標準を低くし、又不合格品と雖も、其旨を表示して販賣させることは差支へないし、又あらゆる製造品の検査格付を行ふことは固より不可能であるから、重要商品、就中素人の鑑別し難い粗製濫造に陥り易いもの(例へば織物、石鹼、酒類などの如し)だけに對し、之を行へばよいのである。重要物産同業組合法若くは同業組合準則や、酒造組合法、茶業組合規則などは、自治的に製品を改良することを其一つの目的として居るから、多少効があるかも知れぬが、斯様な間接の方法では、到底充分に不正競争を防ぐことはできぬ。唯茶には茶業取締に關する件(明治四十四年農商務省令第二十號)があつて、不正品に對し百圓以下の罰金を課することにしてあるが、制裁を加へる前、豫め検査制度を行ふがよいのである。

### 第三節 不正競争の取締

一、意義と弊害 凡そ商人は商品を販賣する上に於て、他の同業者と競争する場合、種々の手段を講ずるのであつて、品質の佳良なる物を格安に販賣すること、分量をまけること、顧客の應對を



町噂にすること、顧客の爲めに貸家や下婢やを周旋すること、電話を貸すこと、廣告を巧にすること、店頭飾附を工夫することなどは、其中善良の手段に屬するのであるが、往々不正の手段に依り、自己の商品又は商店を過信させ、直接又は間接に同業者を害し、消費者を欺く者がある。即ち不正競争 (Unfair competition) であつて、之に (甲) 直接的即ち積極的方法と、(乙) 間接的即ち消極的方法との二種類ある。例へば (一) 商品名、其外觀、氏名、商店名、意匠、商標などを模倣し又は詐稱し、或は産地を詐り、又は (二) 競争者の営業上の信用や販路を妨げるやうな事實を故らに流布し、(三) 営業上の秘密を漏らす如きは直接的方法で、商品の品質、製法、産地などに關し、虚偽又は著しく誇大の廣告をしたり、「店仕舞ひの爲め破格の廉價」など、虚偽の事實を標榜して廉賣するが如きは、間接的方法である。尤も不正競争なる語を如何なる範圍まで適用するやは從來議論の存する所であつて、特別法で明定すればそれで定まるわけであるが、一般法に委すれば、裁判官の認定如何に依ることゝ爲るのである。此問題は國際貿易にも關係があるので、平和條約に於ても之に言及し、特に虚偽の記號及び原産國を表示するを防止せんとして居るが、其他の競争手段、例へば平和的侵入策 (Peaceful penetration)、輸出廉賣策 (Dumping)、代用品販賣 (Substitution) 鐵道運賃特別割引 (preferential railway rates) なども、亦不正競争と云ふべきか否かに就ては、何等明かにして居らないのである。(節末參照)

不正競争が經濟上に及ぼす影響には (甲) 同種商品の販賣店、竝に其生産者に對するものと (乙) 一般消費者に對するものと二種類ある。商品名、店名、産地などを詐稱又は模倣せらるゝ場合、信用を毀けられる場合などは、主として當業者を害するもので、前記間接の方法は、主として消費者を害するものである。尤も販賣店を害する場合は、間接に消費者を害することが多いので、孰れにしても公益に害があるのであるから、さてこそ法律に依て之を防止する必要があるのである。(間接的不正競争は直接に購買者を害し、間接に當業者を害す)。

二、防止策 不正競争の防止にも、亦商業道德の發達と、一般教育の普及との必要があることは云ふまでもないが、一方に於て法の制定と其巧妙なる運用とに依て、之を豫防する必要があることも、亦一般に認めらるゝ所である。唯我邦始め佛、白、英の如く民法、商法、商標法、特許法、警察犯處罰令など、種々の法令中に各別に規定し、其制裁も特許品、商標などの違犯に對し刑罰を與へる外、民事上の損害賠償に止むるか。或は獨逸の如く是等の外、特別法を制定し、不正競争と看做すべき行爲の範圍を限定し、且つ損害賠償の外、一般的に刑法上の制裁を加へるか。問題である。特別法を設けざる制度に於ては、如何にして不正競争を防止するやと云ふに、例へば我邦では特許法、商標法、意匠法、(次項參照) 警察犯處罰令、賣藥法などに依り、特許權、意匠權、商標權等を保護し、虚偽又は誇大の廣告を防ぎ、商法の規定 (第十九條以下) に依り登記したる商號權を保



護し、其他は民法の不法行為の規定（第七百九條「故意又は過失に因りて他人の權利を侵害したる者は之に依りて生じたる損害を賠償する責に任ず」）に依りて制裁を加へんとするのである。此制度に據れば、重要な不正競争は各特別法に依りて防ぎ得るも、其以外のものは、前記民法の解釋如何に依るのであるから、運用宜しきを得るときは、實際の經濟事情に適應し、廣く不正競争行為を網羅して制裁を加へることができるのであるが、斯る漠然たる一條文に依りて此行為を防がんとするは、頗る危険且つ不完全であつて、事實は多く不正競争を見逃す結果と爲るのである。何となれば裁判官が之を廣く解釋すれば、濫用の誹を免れないから、自然狭く解釋する傾きがあり、又一般人は各特別法（例へば特許法、商法）などにある不正競争行為以外のものは、果して不正競争と爲るや否や（例へば店終ひの廉賣、或種の見切賣の如し）を知らず、店主も又顧客も、正當と信じてやつて居ることに爲るからである。即ち獨逸が率先して（一八九六年五月）之が防止の特別法を制定した理由の一つて、刑罰を加ふることも其他の理由であつた。我邦も今より十餘年前、其法案を作り不正競争と爲る行為を列擧し、或種の不正競争に對しては、二年又は五年の懲役に處することゝしたが、遂に制定を見るに至らなかつたのは遺憾の次第である。徒に法の峻嚴を以て商業取引を律するは、固より喜ぶべきことではないが、我邦の現在の如き商工業者の低級の道德、竝に一般人の知識と權利思想の貧弱とを以てしたは、到底前記の如き不徹底の法規のみでは、不正競争を防ぐことはできぬからである。

然るに大正十四年十月海牙に於て開催せられた工業所有權の萬國會議に於て、不正競争に關する協約を改定した結果、國內法を以て次の三事項を取締るべき義務ができたのである。

- 一、競争者の商品と混同を生ぜしむる行為
- 二、競争者の商品の信用を害する虚偽の事項を流布する行為
- 三、條約國の紋章、旗章及其他の記章、並に官の監督用、證明用の印章、記號を、其官の許可なくして商標と爲す行為

併し我邦の當局者は從來の如き制度にて足り、嚴密なる特別法を制定して取締を行ふときは、我國の産業は却て自繩自縛に陥る患があると云ふ見解から、單に條約上の義務を塞ぐだけの法律を制定しやうとし、大正十五年十二月頃商工省に於て其原案を作成し、司法省と會議するまでに至つたのであるが、遂に制定の運に至らなかつたのである。

#### 不正競争防止に關する法律案

第一條 商品の生産、製造、販賣其他取扱を業とする者は其の商品に關し取引上廣く認識せらるゝ氏名、名稱、商號、商標、商標、容

器、包装、その他自己の商品たることを示す表示と同一又は類似のものを使用し、又は之を使用せる商品と混同を生ぜしむる者に對し其使用又は販賣若くは擴布を止むべきことを請求することを得

不正競争の目的を以て前項の混同を生ぜしむる者に對し、其の使用又は販賣若くは擴布を止むべきことを請求することを得



不正競争の目的を以て前項の混同を生ぜしめたる者に對しては損害の賠償、又は混同に因りて生じたる結果を除却するに必要な處置をも請求することを得

**第二條** 商品の生産、製造、販賣其他取扱を業とする者は業務上の利益を圖る目的を以て自己の商品の信用を害すべき虚偽の風説を流布する者に對し其の行爲の停止、損害の賠償又は信用を回復するに必要な處置を請求することを得

**第三條** 商品に虚偽の原産地の表示を爲し又は之れを爲したる商品を販賣若しくは擴布して原産地の誤認を生ぜしむる者あるときは利害關係者は其の者に對し其の行爲を止むべきことを請求することを得  
不正競争の目的を以て前項の誤認を生ぜしめたる者に對しては損害の賠償又は原産地の誤認を除却するに必要な處置をも請求することを得

**第四條** 工業所有權保護同盟條約國の國の紋章旗章其の他の記章と同一又は類似のものは其の國の當該官廳の許可なくして商標として之れを使用し又は之れを使用せる商品を販賣若しくは擴布することを不得、條約國の國の紋章は其の國の當該官廳の許可なくして之れを商品の混同又は誤認を生ぜしむべき前項以外の方法により業務上使用し又は之を使用せる商品を販賣若しくは擴布することを不得

條約國に於て監督用又は證明用に供する官の記號又は刻印と同一又は類似のものは其の國の當該官廳の許可なくして商標として之を使用し又は之を使用せる商品の販賣若しくは擴布することを不得、

帝國の國の紋章、旗章其他の記章又は官の監督用若しくは證明用の記號若しくは刻印の使用の許可を當該官廳より受けたるときは條約國の國の紋章、旗章其の他の記章又は官の監督用若しくは證明用記號若しくは刻印と同一又は類似のものなる場合と雖ども之を使用し又は之れを使用せる商品を販賣若しくは擴布することを妨げず

**第五條** 前條第一項乃至第三項の國の紋章、旗章其の他の記章並に官の記號又は刻印は商工大臣之を指定す

**第六條** 第四條第一項乃至第三項の規定に違反したる者は千圓以下の罰金に處す

**第七條** 第一條、第三條及び第四條第一項乃至第三項の規定は特許法、實用新案法、意匠法又は商標法により權利の行使と認めらるる場合には之を適用せず

附 則

本法施行の期日は勅令を以て之れを定む

**三、國際間の不正競争** 國際間に行はれる不正競争の方法には國內に於けると同様、色々ある、

即ち特許權、版權、商標權、商品名 (Trade name) や原産地を偽り、或は特に廉賣を行ふことや、競争者の地位信用を傷け、商業上の密探を行つたり、商賣の秘密を曝露し、不買同盟や、賄賂を遣ふことなどである、輸出又は製造に對する獎勵金の如きも、亦其一種に屬するものを見ることができ、原産國を偽り、賈せの商標を附して國內に販賣したり、又は輸出することは、各國に行はれる習慣であつて、我邦などでも往々之を試みる者がある。獨逸なども英佛の模造品を造つて販賣したものであるが、日本は亦それにも劣らぬ模造國で、殊に戦時中に甚しかつたやうである、英米の報告に據ると、(一) 日本人は米國の某會社の硝子器を模造して米國や加奈陀へ販賣し、(二) 米國「ボルドン」會社製の有名な鷲印の「ミルク」を偽造して、支那へ販賣し、(三) 英國「シェフィールド」製の「ナイフ」等の金物を造り、(四) 瑞典の商標を附けた燐寸を米國で販賣したことがあると云ふて云る。是は從來外國の模造品を製造して國內で販賣する習慣があり、戦時中殊に著しく爲つたこと、支那、南洋其他歐米でも、外國品の輸入が困難に爲つた其空巢を狙つた爲めであつて、先進國と競争するには便利であらふが、甚感心せぬ遺口である。之は國際主義上不正であつて、被害國の反感を



買ふのみならず、販賣地に於ても早晚發見せられ、若し品質が劣て居る場合には、却て自國の信用を失し、將來の販路を梗塞する結果を招來するのである。

是等の國際的不正競争を妨ぐ方法には(一)國內法の效力を在外自國人にまで及ぼすこと、(二)條約と國內法の規定と依て、自國人に與へると同様の保護を外國人にも與へること、(三)各國は聯合して國內に於て一般的に不正競争を防止することを保證すること、(四)數箇國間に條約を締結することなど種々ある。米國では聯邦商業委員會の法規に掲げてある不正競争の禁止は、在外米國人にも及ぶものとし、特許、商標、品名、原産地などの工業所有權に就ては、次節に述べる如く、各國(二十八箇國)の聯合條約に依りて、互に保護を行ふことを約し、又米國と米大陸の諸共和國の間には、一九一〇年に「ベノス、アイレス」で調印した、三種の條約があつて、相互に保護を約して居る(第一は文學及美術的作品、第二は商標及商品名、第三は發明の特許、意匠、及工業上の雛形である)版權には其萬國同盟があり、商標に就ては相互條約(例へば支那に於ける我邦と米佛露との特別條約の類である)があつて、是等に關する不正競争は或程度まで防ぐことができる筈である、併し是等以外の不正競争に就ては、果して不正競争であるや否やも明かでない場合があり、不正競争であるとしても之を防ぐ方法がないし、又條約に於らない國々では是亦自由であり、且現在に於ても國內法は區々であり、條約違反を行つても、之を海牙の裁判所に持出すことは容易でないのである、

是故に國際聯盟の仕事として、國際商法の一部として不正競争防止法を制定し、各國之に依りて國內法を制定し、苟も國際商法上の不正競争があれば、國內法に依り、直に制裁を加へるやうにしたらよと思ふ。但各國經濟事情を異にして居るから、實行は中々容易でないのであるが、理想は斯様である。國際聯盟の一九二七年五月の壽府會議では、輸出廉賣と獎勵金とに就て論議し、各國政府は成るべく獎勵金や補助金(信用保證までも)の交付を避け、又廉賣は最小限度に減少し、輸出國も之を助くるが如き高率關稅を除き、輸入國が其防遏を必要とする場合に於ても、過度且繁雜の方法を慎むことを希望することを決議して居るのであるが、是は通商の自由を妨ぐるものとして、之を除かんことを勧めたに過ぎぬのである。

#### 第四節 工業所有權並に發明及製造の保護

一性質 工業所權(Industrial Property)とは主として工業的發明又は考案を獎勵する爲め、是等に對して與へた智能權又は無形財産權であつて、即ち特許權、意匠權、實用新案權、商標權の外、商號權(商品名?)原産地の表示などを含むのであるが、英國などでは、此外工業的產物並に穀物、果實、家畜、葡萄酒の如き農産品や、鑛水の如き鑛産商品も此語に含ませる場合がある。元來特許權などにしても、所有權と云ふのは奇異の感があるのであるが、是等の權利の本質に就ては、法學



上議論があるので、或は債權と云ひ、又は物權就中所有權であると主張し、或は人格權であるとか、智能權又は無形財産權などの説があるので、此名稱は此中の佛蘭西學者の説、即ち所有權説（無體物上の所有權）から起つたものである。併し現今は羅馬法以來の私權の三種類（債權、物權、及び人格權）以外の一種特別の權利であると云ふ説が多く、其中にも智能權説と無形財産權説とがあつて、獨逸などでは此後者を採つて居るのである。

現今我邦には「工業所有權法」と云ふ纏まつたものはない。即ち（一）特許法（二）實用新案法（三）意匠法（四）商標法の四種の特別法があつて、商號權は商法中に規定してあるのである。而して我民法は「本法に於て物とは有體物を謂ふ」（第八十五條）と規定し、無體物を認めないのであるから、獨逸の如く無形財産説と看做すことはできぬ。勿論債權でも物權でも、又人格權でもないから、一種の智能權と見て居るものとする外はない。併し是等は智能から出たものに相違ないが、現今は孰れも財産的價値を有し、實際社會に於ては、無形財産と見て居るのであるから、獨逸の如く財産權の一種とするのが適當で、且つ實際に便利であらうと思ふ。其實體は物權に類し、讓渡、擔保など、不動産の如きものだからである。

二、特許の利害及制限 發明者に製造販賣等に關する一種の特權を與へることは、英國では今から三百年も以前から始められた制度で、其當時は之を濫用した爲め、非難も多く、又其後も外國で

は（一）發明者一個人の利益の爲めに、國民全體の利用を妨ぐるものであるとか（二）發明者なるものは、多くは從來既に他人の考案した事柄に、多少の變更を加へたに過ぎないなどの攻撃もあつたが、現今は各國とも是等に關する規定を設けて保護しないものは稀で、而も之に關する國際的の保護條約すら作られて居るのである。畢竟（二）の非難は事實に相違し、又假令從來蓄積された知識を基礎とし、之を變更したに過ぎぬとしても、之が爲め全然新規の製法と爲り、社會を利するものであれば、之を保護するのは當然で、事實些少の變更に過ぎざるものは、所謂實用新案の方にインダストリアル・デザイン入られ、短期間しか専用を許さぬのであるから、別に不當とは云へぬ筈である。又（一）は多少理由もあり、元來此制度は營業自由の原則には背く便宜法であるから（イ）軍事、衛生、その他公益上の理由から許可の除外例を設け、（ロ）又特許の年限を限定し（ハ）特許權實施の義務を負はしめて居る。（イ）例へば（一）飲食物嗜好物（二）醫藥及其調合法（藥材の原料は宜しい）（三）化學的方法に依り製造すべき物質（四）秩序、風俗、衛生に害あるもの（五）公益の爲め普及を要するもの、又は軍事上に必要なもの又は秘密を要するもの、（但し政府は相當の補償金を支拂ふ）などで、（ロ）は日本と獨逸は十五年（日本では場合に依り更に三年乃至十年延期を出願することができる）英國は十四年、佛國は五年、十年、十五年の三種と爲つてゐる。（ハ）は我邦の規定は特許があつた後に於て、引續き三年以上、正當の理由なくして、其の發明が帝國內に於て適當に實施せられざる場合に



於て、公益上必要あるときは、特許局長官は利害關係人の請求に依り其實施權を許與し、若は其の特許を取消し、又は其の職權を以て其の特許を取消すことを得（特許法第四十一條第一項）として居る。是等の制限はあるが、大體發明者等は成るべく保護する方針で、其目的は要するに發明工夫を奨勵する爲めで、之を奨勵するは、人類の幸福を増進すると云ふ如き高遠の目的の外、直接生産、運輸、通信等の發達を助け、商業就中外國貿易を盛んにし、國富を増進させ得るからである。獨逸の學術的發明が如何に其化學工業を發達させ、其商品を世界に賣り廣めたかは、世間の周知する所である。即ち發明を勸むる必要のある所以であるが、從來の經驗に依ると、發明者自身は概ね財力が乏しい爲め、發明に因る利益は、多く其權利の購買者たる資本家に歸することゝ爲る傾きがあるから、民間の團體も亦政府自らも、進んで有益、有望のものには、資金を貸與することにしたらよからうと思ふ（尤も農商務省令の「發明奨勵費交付規則」はある）。

齊しく工業所有權に屬するも、商標權や商號權は、或る營業者はその努力に依り築き上げた營業上の信用、即ち「グッド、ウィル」を保護する爲めであるから、特許や新案などは幾分趣を異にし、公安に關する場合の外、主として不正競争を抑壓する目的で規定を設けてある。隨て商標として登録を許さぬものは、特許の場合と異り、（一）菊花御紋章、國旗、軍旗、勳章、褒章、賞牌、賞状など、同一又は類似の圖形を有するもの（二）同一商品に慣用する標章と同一又は類似のもの、

（三）秩序若は風俗を紊り又は商品の誤認又は混同を生ぜしむる虞あるもの（商標法第二條）などである。又期限も二十年として居るが、何回でも更新することができるから、此點も特許權などと異なるのである。商標權も亦特許權などの如く、登録に依りて發生するので、登録商標でなければ、商標法上の保護を受けることはできぬのであるが、前記の（二）竝に取引者又は需要者の間に廣く認識せらるゝ他人の標章と同一又は類似にして、同一又は類似の商品に使用するものも、亦登録を許さぬのであるから、登録せぬ是等のものも、亦間接の保護を受けて居るわけである。

三、制裁 他人の工業所有權を侵害した者に對する制裁は、可成り嚴重である。例へば他人の特許權を侵し、又は侵すべき物を輸入した者は、五年以下の懲役、又は五千圓以下の罰金に處し（但し告訴を待て之を論ずる親告罪である）（特許法第二百二十九條）詐僞の行爲を以て特許を受けた者、特許に係らざる物、又は其容器包装等に特許標記を附し、若くは之に紛はしき表示を爲したる者、又は其物を販賣又は擴布したる者、特許に係らざる物を販賣する爲め、廣告、看板、引札等に其物が特許に係ることを表示し、又は之に紛はしき表示を爲した者は、三年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す。（特許法第三百十條）意匠、實用新案などに關する制裁は稍寛大ではあるが、矢張り之に類した罰則があるし、商標に關しては特許に對するものと略同一程度の制裁がある。但し是等は特別法に依る刑事的制裁であつて、此外不法行爲の結果として、民法上損害賠償の責任もあるの



である。(尤も特許權者が特許標記を怠つた場合などには、損害要償の權利がない)。

四、國際的條約 工業所有權に關しては國際間の條約がある。是は對外商業政策にも關係があるから、此處で述べることにしやう。

一國が特許法などを制定して、國內に於ける權利者を保護しても、海外に於て外國人の侵犯者を抑制することができぬときは、貿易上に於てはその效力が薄弱と爲るのであるから、各國は從來之に關する條約を締結し、相互に工業所有權を保護することにして居るのである。即ち萬國工業所有權保護同盟條約で、始め一八八三年巴里に於て各國聯合會議を開き、此條約を締結したが、當時之に加盟した國々は日耳義以下十一箇國であつた。次で英米獨の諸國も之に加はり、日本も條約改正の際即ち明治三十二年七月十五日を以て之に加盟し、同年特許法、意匠法、並に商標法を制定し(特許法に就ては、明治四年太政官布告「專賣略規則」と云ふのがあつたが翌年之を廢止し、唯發明を民政部に届出でさせ、十八年「專賣特許條例」を發布し、二十一年諸外國の條例を參酌して「意匠條例」商標條例」と共に特許條例を制定したのである。尤も商標條例は明治十七年に制定したのを改正したのであつた、三十八年に至り實用新案法を加へたのであるが、同四十二年更に是等を改正し、更に大正十一年四月に改正したのが、即ち現行の法律である。同盟條約も一九〇〇年「ブラッセル」に於て改正し、後一九一一年華盛頓に於て改正を加へたのである。今其第二條を見るに(全

文は十九箇條ある)。

各締盟國の臣民又は人民は、他の總ての同盟國內に於て、發明特許、實用新案、工業的意匠又は雛形、製造標又は商標、商號、原産地の表示及不正競争の取締に關し、各其國法が内國人に對し現に許與し、又は將來許與すべき利益を享受すべし、故に該臣民又は人民は、内國人の遵守すべき手續及條件を遵守するに於ては、内國人と同一の保護を受け、其權利の侵害に對しても亦總て内國人と同一の訴權を有すべし、但し保護を受けんとする國內に、住所又は營業所を有すべき何等の義務をも、同盟國人に課するを得ず。

(The subjects or citizens of each of the contracting countries shall enjoy, in all the other countries of the Union, with regard to patents of invention, models of utility, industrial designs or models, trade marks, trade names, statements of place of origin, suppression of unfair competition, the advantages which the respective laws now grant or may hereafter grant to the citizens of that country. Consequently, they shall have the same protection as the latter and the same legal remedies against any infringements of their rights, provided they comply with the formalities and requirements imposed by the national laws of each state upon its own citizens. Any obligation of domicile or establishment in the country where the protection is claimed shall not be imposed on those who enjoy the benefits of the Union.)

とある。即ち各締盟國の國民は他の締盟國內に於て、工業所有權に關し、内國人と同一の保護を受けることができるし、又其第三條に依り、締盟國以外の者でも、締盟國の一に現實且つ眞誠なる



住所又は營業所を有する者は、締盟國の人民に準じて保護せられ、又締盟國の一に出願した者は、他國に於ても、亦若干期間（特許と實用新案は十二箇月、其他は四箇月）出願の優先權を得ることができ、此期間内他國に於て、生じた事由殊に他人の出願のあつたこと、第三者が其發明を公にし、又は實施したこと、意匠又は雛形の模本を發賣したこと、又は標章を使用したことなどに因て無効と爲ることはない。又此條約に依ると、不正の商標、商品又は虚偽の製産地を付けた製産物を、是等の保護を受ける國へ輸出するときは、輸入の際、輸入國に於て差押へ、又は輸入を禁止することができらる。

大戰前此同盟に加つた國々は獨逸、奧匈國、白耳義、伯刺西爾、玖瑪、丁抹、「ドミニカ」、西班牙、北米合衆國、佛蘭西、英吉利、伊太利、日本、墨西哥、和蘭、葡萄牙、塞爾比亞、瑞典、諾威、瑞西、突尼斯、蘭領東印度、「クラカオ」及「スリナム」の二十三箇國（現在は二十八箇國と爲つた）であつて、歐羅巴でも、露西亞、土耳其の如きは之に加らず、又秘露や支那も入つて居らぬから、我邦は（英米なども亦然り）是等の國々に對しては、特別條約を締結して居るのである。即ち秘露國との通商航海條約第十六條には兩締盟國の一方の臣民又は人民は、他の一方の領土内に於て、法律の定むる所の手續を履行するときは、專賣特許、商標及意匠に關し、内國臣民或は人民と同一の保護を受くべし」とあり、日露通商航海條約第十六條前段にも同様の規定を設け、其後段に「或る

べく速かに工業及商業所有權の保護に關し、相互條件を基礎として、一の條約を締結せんが爲め、商議を開くことを約す」とあり、大正元年十一月、之に關する相互條約八箇條を定めたのである。又支那に對しては、明治三十七年の日清通商航海條約に於て（第五條）清國政府は登録局を設け、商標並に版權を登録し、之を保護することを約したのであるが、内亂相繼ぎ、其保護の制度もできぬ爲め、我邦は米佛露の三箇國に對し、支那に於ける工業所有權相互保護に關する條約を締結したのである。元來我邦始め各國は支那に於て治外法權を有して居るから、明治四十一年の勅令（四十四年改正）で、日本人が日本に於て所有する特許權、意匠權、商標權、實用新案權及著作權に關する效力は、關東州並に日本が治外法權を行使し得る外國に及ぶこととして居るが、之は外國人には及ばないのであるから、先づ米國と條約を結び（四十一年八月）次で佛國と約し（四十四年五月）大正元年十一月露西亞と協約するに至つたわけである。對露條約は其後廢棄せられたやうであるが、大正五年八月瑞典とも支那に於ける工業所有權の相互保護に關する條約を締結し、翌六年六月之を公布したのである、對米、對佛の條約は發明、意匠、商標の外著作權をも含んで居る。元來萬國同盟條約の追加條約（第十條の二で一九一一年に加へたるもの）に據れば、

All the contracting countries agree to assure to the members of the Union an effective protection against unfair competition.



とあるから、支那に於ける工業所有權の不正競争に關しても、相互保護してよいわけであるが、特に義務を明にする爲め、各別の條約を締結したものとされる。

日瑞條約第一條 條約國の一方の臣民が他の一方の當該官衙に於て正當に特許を受けたる發明又は登録を受けたる意匠、製造標又は商標は支那各地に於て右他の一方の臣民に對し右他の一方の版圖内に於けると同一の保護を享受すべし。

第二條に於て、被害者は右締結國の（即ち加害者所屬國の）裁判所又は當該領事裁判所に於て其國の臣民と同一の權利を有し、同一の保護を受け得ることに爲つて居る、日米條約、日佛條約も亦同様であつて、唯是等は文學的、美術的著作物並に寫眞の著作權が加つて居るだけである。

右の如き聯合條約や相互條約は、條理上甚公平であるし、又各國工業上の知識や、商業的經營法が略同一程度に進んで居れば、事實上に於ても亦公平で、相互の利益であるが、工業の幼稚な國例へば露西亞、支那、南米諸國などが之に加盟すると、獨、佛、英、米の如き先進國は、先を争ふて特許權其他を登録し、後進國自らは、發明考案の餘地がないことに爲る。戰前獨逸が世界に於ける人造藍其他の染料市場を獨占了したのは、一つは其販賣組織の勝れて居たのにも因るが、卒先各國に於て特許權を獲得したのが、主たる原因である。歐州大戰に入つてから、是等獨逸側の者が我邦に於て登録した工業所有權は、如何に處分すべきか、多少世間の問題と爲つたのであつたが、大正六年七月「工業所有權戰時法」なる法律を制定し（一）戰時中敵國人の出願又は請求に就ては、特許又

は登録を停止し（二）時局の關係に於て軍事上又は公益上必要あるときは、敵國人に屬する特許又は商標の登録を取消すことを得べく（三）敵國人に屬する特許發明は、農商務大臣に申請し、其免許を受けた者に専用することを許し、之を専用權と稱して登録せしめた後、保護して居つたのである。其後一九二〇年六月三十日「ベルヌ」に於て、世界戦争に因り影響せられたる工業所有權の保存又は恢復に關し、各國の間に取極を爲し、我邦は十一月十七日に加盟し、二十二日に之を公布したのである。

**五、發明の保護** 既に述べた特許法や實用新案法などは發明の保護を目的としたものであるが、

此外特に發明獎勵の爲に國庫から支出する金額がある。即ち大正六年十月農商務省令第二十八號の「發明獎勵費交付規則」に依るもので、此規則の目的は、優良な發明を獎勵する爲め（一）有益なる發明の見本製作並に之に關する試験、（二）發明に關する共進會の開設、（三）發明獎勵に關する後援會の開催、（四）發明の懸賞募集、（五）發明の表彰（六）其他農商務大臣に於て發明獎勵の爲め必要と認めたる事項に付き、毎年豫算の範圍内で獎勵費を交付するので、發明家は往々資金に乏しく、可惜有益の發明も之を試みることをさへできぬ者が少なくないから、第一項の如きは最も有効で、其他も亦多少の效績はあると思ふ。此外理化學を研究する公益法人に對しても、亦特別法（大正五年三月公布六年三月二十六日より施行の法律）に依り十七箇年間、毎年二十五萬圓以内總額四百十五萬



四までの補助金を交付することに爲つて居る。

**六、製造の奨励法** には間接に、其物品の輸入税を引上げたり、輸入を制限して或條件に依り特許したり、原料品の輸入税を免除軽減したり、又稀に原料品の輸出を禁止したり、重要原料の運賃を割引したり、又は模範工場を設立したりする方法があるが、其他直接に（一）製造高に對する奨励金を交付し、或は（二）製造會社の利益配當金を保證し、（三）若くは營業税や所得税を免除することもある。

（一）は例へば我邦の造船奨励法に依る奨励金や、若くは鐵の生産高一噸に付三圓乃至六圓を交付する方法や、濠洲の製鐵奨励金の如く製造高一噸に付き何程とか、又は嘗て米國で生絲製造奨励金として支出せんとした、一封度何程とする類である。造船の場合は、日本人又は日本人の組織する會社、逡信大臣の定めた資格ある造船所を有し、總噸數一千噸以上の鋼製船舶に限り、奨励金の割合は總噸數一噸に付き拾壹圓乃至二拾二圓であるが、其機關を併せて製造した場合には、一實馬力に付き五圓を増給することに爲つて居る。

（二）は例へば、大正四年十月十五日から施行した「染料醫藥品製造奨励法」の如く、會社が毎配當期に、其拂込金額の八分（年）に充たない利益を收めたときは、其不足額を補助するのである。之は十箇年の期限があつて、大正十四年十月滿期の際補助制度を廢棄しやうとした所が、染料會社

は「到底收支が償はぬから、解散する」旨を仄かし、暗に補助金の繼續を運動した結果、數年間に某會社に對し、四百萬圓を交付することにしたのである、前期の補助額は千八百萬圓に及ぶと云ふことであるが、尙ほ優良の染料は製造できぬのである。而も染料や鐵には此外高率の保護關稅が賦課せられて居るのである。

（三）は例へば大正六年七月制定した「製鐵業奨励法」に依る保護策で、（一）一年三萬五千佛噸以上の製鐵能力又は製鋼能力ある製鐵事業は、土地收用法第二條の事業（土地を收用し得る事業）に當るものとし、尙ほ一定の製造能力あるものは、開業の年及翌年から十年間、其事業の營業税及所得税を免除することになつて居る。

## 第五節 度量衡政策

**一、我邦の制度** 度量衡の制度を完全にすることは、貨幣制度の整頓と相俟て、商業上最も喫緊の事項である。嘗に商業上必要であるのみでなく、日常萬般の事柄に缺くべからざる要件で、學術、工藝、軍事、衛生、教育、課税其他あらゆる事物は、殆んど此制度の良否に影響せられぬものは無いと云ふても宜しいのである。然るに日常餘りに之に慣れ過ぎて、却て此點に氣付かぬ者が少くない。例へば砂糖や酒や米や薪炭やを買つても、徒に値段の高低にのみ注意し、目方や樹目が果して



充分であるかどうか、其點に注意する者が少いのは其一證である。現在日本の制度である「キログラム」や「メートル」が我固有制度の何程に當るか、それさへ知らぬ者が多いのは、洵に當然と云ふべきである（尤も近頃は充分知られて來たが）。

日本でも維新前は度量衡の制度が甚だ不完全で、尺や、斤や、榊に種々あり、斤は近年に至るまで二百目、二百六十目の一斤などを使用したのであるが、明治の初年より漸く整理し、明治八年太政官より「度量衡取締條例」、「検査規則」などを布達して現行制度の基礎を作り、此際重量なども「メートル」法を標準とし、佛量二百三十分の八百六十四「グラム」を以て一匁としたのであるが、明治十九年四月、萬國「メートル」法度量衡條約に加盟し、同二十四年三月度量衡法を制定し、二十六年一月一日より施行したが、是が即ち現行の制度である。此制度は從來の固有制度と「メートル」法とを併用することにし、従て尺、貫（升）なども皆「メートル」法の「メートル」「キログラム」などを基礎として定めたのである。然るに「メートル」は學術、陸海軍などの外餘り使用されず、却て英、米の吋、呎、碼、哩、封度、噸、「ガロン」などの單位が廣く行はれて居たので、四十二年改正の際、其施行令で「ヤード、ポンド」法度量衡なるものを規定したので、我邦の法令では事實上三種の制度があり、其他に種々の慣習單位があつたのである。然るに歐洲大戰後、英米など、非「メートル」系の國でも、戦後の一政策として、度量衡制度を改むるの議あり、我邦も亦それに覺

醒せられたのであるか、特に調査委員を設け、大正十年法律第七十一號を以て、全然「メートル」法に改正し、當分は從來の制度を使用することを許すが、最近若干年間の内には、實際上に於ても亦全く「メートル」法に改正することに決したのである。蓋し一大英斷ではあるが、事實果して理想通りに行はれるや否や疑問であつて、當分は新舊雜然たる状態に爲りはしないかと思ふ。

二、メートル法 其物が完全であること、世界の多數の國々が之を唯一の制度又は副法として採用して居るゆへ、通商、學術、其他の世界交通に便利であることは云ふまでもない。さてこそ獨逸などが全然此制度に改め、英、米などでも、亦之に倣はうとする説を唱へる者が、從來少く無かつたのであるが、退いて我邦の貿易關係から觀ると、支那は日本に類した制度で、事實は極めて亂雜であり、印度も印度式の特有の混雜制度、濠洲も英、獨の混雜式、英、米、加奈陀は大體英國式（孰れも「メートル」法を採用して居ても餘り行はれぬ）であり、唯歐洲大陸の重なる國と、北亞セイ氏は、世界商工業の約七割は英國式の制度に依りて行はれて居るとさへ云ふ。居る。併し英國式の不完全であることは、英米人自身も夙に之を認め、「若し全然此制度に改むれば、日常の計算上少くも三分の一の煩勞を省くことができる」と云ふた者もある位であるから、我邦が現在の制度を改めて英國式にするのは餘り賢明ではない（貿易上は一時便利であつても）、隨て改めるなれば「メ



メートル法にするがよいのである。我邦の現在の制度は殆んど十進制度であるし、多年慣行して来たのであるから、国内だけなら強いて「メートル」法に改める必要もないが、對外關係から觀れば、「メートル」法の方が便利である。併し多年の習慣を改めるのであるから、餘程注意せぬと、隠れた不便が少くないし、又事實一部にしか行はれぬことに爲りはせぬかとも思はれるが、嘗て（一九〇〇年一月）伯林駐在の英國大使「ラッセル」氏が、同國に於ける「メートル」法實施の影響を報告した復命書に「制度變更に伴ふ困難は豫想外に少かりし」としたことを考へると、實行して見れば、案外安産ですむかも知れぬ。但し我邦の改正法の如く、名稱にしても「メートル」法其まゝのものを強て使用させるのは不便で、從て其普及を妨げることに爲る、殊に立方「センチメートル」などと云ふ呼稱を用ふるのは、言語の系統を異にする日本に於ては、どんなものであらう。之は例へば「キロ」と呼ばず、斤とか何とか云ふて、内容を「キロ」にすればよいではないか、外國にも斯る例はあるので、強て根本的に「メートル」を使用せんとすれば、新舊雜然行はれ、混沌たる状態を呈する虞があるのである。

三、度量衡器の取締 は現在に於ても可成り注意を拂ひ、（一）檢印なきもの（二）變造したもの（三）狂つたものなどを取引に使用し、又は使用する爲めに所持し、（四）計量を偽る目的で不正に使用した者は、一年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す（度量衡法第八條以下）と規定し、官

吏は時々臨檢して不正樹などを檢舉するが、檢舉の當座は多少の効果はあつても、特に著しき効果も舉らぬやうである。現に最近某女學校生徒が市内の各要所に立ち、通行人の希望に依り諸種の買物の分量を檢査したのに、五百匁あるべき砂糖が四百八十匁しかない、と云ふやうに、不正のものが少くなかつたと云ふことである。是れは昨今物價の低落した爲めでもあるし、又一般人が數量に對し餘りに無頓着の爲め、又商業道德の低い爲めでもあるが、法の規定が尙ほ寛大で、而も實際刑罰の程度が餘りに軽いことも、其重要原因の一つであらうと思ふ。故に前記の如き場合、少くとも「三年以下の懲役又は三千圓以下の罰金」と改め、且つどしどし體刑に處するがよいと思ふ。

#### 第四章 對賣買政策

對賣買政策には對内方面もあれば、對外方面もある。對内方面にも卸賣もあれば小賣もあり、座商もあれば行商もある。相對賣買もあれば競争賣買もあり、私的賣買もあれば、公的賣買もある。現金賣買も掛賣買もある如く、其種類は千差萬別限りがないので、隨て其對策も廣汎と爲るを免れないが、次には其重なる項目を論じて見やうと思ふ。

##### 第一節 對小賣政策



## 第一項 普通の小賣商業

一、利害 小賣商業の利益は、既に述べた如く(一一—一三)生産者の多量供給と消費者の少量需要とを調和させる點に在るので、若し小賣商業が無いとしたならば卸賣商も消滅し、消費者は直接農家又は漁業家若くは製造業者などから買入れなくてはならぬが、是等は多量販賣を必要とするのであるから、自然相當に多い分量を仕入れ、之を貯藏しなくてはならぬ。仕入先が遠方である場合には、其手数も掛るし、商品保存の手数や費用や減損も少くないのみならず、假令多量に仕入れるとしても、到底卸賣商又は問屋が仕入れる如く、多量に買入れ得ぬのであるから、仕入代價も亦それほど低廉にはならぬ不利益がある。消費者が共同して仕入れ得ぬことはないが、是にも亦商品の分配や代金の支拂などに種々の不便が伴つて、或る種類の商品を臨時に買入れる場合の外、到底行はれぬし、又購買組合の制度に依て、日常の需要を満すこともできるが、之も或る社會に對する一部分の需要を満し得るに過ぎず、且つ其利益は一考へるほど大したものではないのである。即ち小賣商業の必要なる所以で、殊に各種の階級の者が専ら貨幣に依て生活する、都市社會には缺くべからざる制度である。此外、從たる利益としては(一)顧客に對して各種の勞務、例へば轉居、類焼の手傳、下婢の周旋、電話の利用などの便を與ふること、(二)贈答品を配達すること、(三)小

資本の者に職業を與へること、而も其職業は獨立的企業であつて、事業經營の能力を發揮練習させるに便であること、(四)從て殆んど無資本に近く、筋肉労働者と爲る外ない如き者をも、努力如何に依つては、一廉の獨立商人と爲し、又場合に依り、資本家階級にも進ませ得ること(五)貧困者、労働者の子弟に、衣食と商業的技術練習の機會とを供し、幾分か社會問題を緩和し得ること(六)市街の盛觀を加ふることなどで、世人は往々小賣商に對し、次に述ぶるが如き非難を加へるのであるが、それは畢竟上記の如き直接、間接、就中間接の利益を知らぬ爲め、並に平常は小賣商人團結の組織が不完全である爲め、且つ其知識が一般に低い爲めである。

現今小賣商業に對する非難は、主として其代價の割合に高いこと、卸賣代價に伴つて低落しないことである。即ち小賣商人が暴利を貪る(Profiteering)と云ふ點に在るが、從來小賣商業に對して如何なる非難があつたかと云ふと、(一)店舗を壯麗にし、商品の外觀を美にし、之を店頭に飾り立て、其他種々の廣告術を利用し、消費者の購買心を挑發して、無用の商品を買はせること(二)消費者が商品の品質や相場を知らないのに乗じ、イカサマ物を高く賣附けること、及び不正競争を目的とし、類似品を販賣すること、(三)掛賣、月賦賣などに依り、消費者の資力不相當の購買を促し、社會就中下層社會の貯蓄心を減殺させること、(四)小賣商は概ね小規模經營であるから、之に伴ふ經費の多い缺點があり、分業が細密と爲ることができぬこと、(五)並に素人の商賣人が少くない爲



め、商品も知らず、仕入も保存も拙劣で、自然國民經濟上不利益を生ずること、(六) 販賣策として往々押賣を試むる者あること、(七) 巨額の廣告費を投じ、之を消費者に轉嫁することなどである。要するに一般消費者から不相當に搾取すると云ふのである。

二、小賣に對する政策 を考へる前、先づ前記の如き非難の當否を考察しやう。(第一) に小賣代價が高過ぎると云ふ非難であるが、之はつまり小賣商の利益歩合が多過ぎると云ふ意味である。成程小賣商の利益歩合は少くないので、殊に牛乳、肉類、魚類、野菜の如き保存の困難な物、寶石、金時計其他の貴重品、贅澤品、若くは化粧品、賣藥中の或物の如きは、四五割の利益を收めるものも少くないのであるが、多數の商品は二、三割位のもので、一割前後の物も珍しくはないのである。併し小賣の収益率は單に名目上の何割と云ふ點だけを見て、多過ぎるかどうかを決することはできぬ。例へば肉類の如き腐敗し易いもので、且切刻む手数の懸るもの、配達の手数を要するもの、如きは、表面上多少割高の利益を收める必要があるが、よく賣れる石鹼や雑誌の如きは、薄口錢でも割に合ふやうなもので、一概に云ふことはできぬ。元來所謂「ポロイ」商賣なるものは、どこかに短所があつて、平均して見ると、眞の利潤は一寸見た如き歩合を示さぬ習ひである。若し確實に法外の利益が收めらるゝものであれば、營業自由の今日、利を見るに敏き商人は中々捨て、は置かず、争ふて之に向ひ、競争の結果は利潤率を低下せねば已まぬわけである。殊に多數の小賣商人中には

毎日喰込みと爲り、遂に閉店する者もあり、是等の損失を加へ、且つ妻子などの安い勞力を用ゐて、ヤットやつてゆく者などを平均すれば、小賣業の平均利潤率は案外低いものであらうと思ふ。

小賣の總利益率を假に二割五分としても、チト多過ぎるやうに見へるが、世人は収益の歩合を比較するに當り、銀行預金の利子でも、貸金の利息でも、株券の配當金でも、貸家の収益でも、小賣の利潤でも、問屋の口錢でも、總て十把一束に見る者が多いが、之は大なる誤解である。同じ利子にしても、確實なる而して手数の懸らぬ銀行預金の利子も、手数も懸り心配もし、場合に依りては訴訟もすべき貸金の利息とは異なる所があり、放資収益でも、株券と家屋と有價證券とはそれぞれ相違する所がなくてはならず、又商品分配の利益にしても、問屋の如く、單に地方荷主の送り來れる商品を荷受けし、自分は危険と損害とを負擔せず、之を市場の商人に販賣して、一定の口錢を收める者と、小賣商の如く定期に多量に仕入れ、之を保存し、自ら危険と損害とを負擔し、少量づゝ一般人に、而かも多くは附近の限られたる得意先に分賣する者とは、到底同日に論ずることはできぬ。小賣商の總益率は、其資本の利子の外、煩雜なる勞力に對する報酬と、企業の危険に對する保険料を含み、就中勞力に屬する部分が少くないことを看過してはならぬ。小賣商の利用する資金は概ね金利が安くないので、之も賣價を高める一理由であるから、此方面の金融機關を設けることも亦一策ではあるが、此點は左程ではないのみならず、假令信用組合の如き制度を利用させても、それは



所詮小賣金融の部分的補助機關に過ぎぬであらうと思ふ。元來が一般の小賣商は資金の少ない者が多いので、さればこそ煩勞の多い小賣營業に従事するのであるから、此點は亦已むを得ぬ次第である。從來外國などでも、小賣代價の卸賣代價に伴はぬことを非難する者があり、又大正九年の春夏以來内外共に諸物資の卸賣代價が暴落したにも拘らず、小賣代價は之に伴ふて下落せぬことを攻撃した者がある。併し小賣代價が卸賣代價に伴はぬ筈はなく、外國でも我邦でも、大體上相伴ふものであるが、唯其速度と割合とが異なるのみである。試みに日、英、米三箇國の戰時戰後に於ける騰落の割合を見ると、次のやうである。

(一)日本 の卸賣相場は大正九年三月最高を示し(日本銀行調査)戰前に比し、三四〇と爲り、十年二月には二〇六と爲つたが、小賣相場は最高三二六より、十年二月に二四〇と爲つたのみである。

尤も前記卸賣相場は輸出入品も内地消費品も含まれて居るのであるが、小賣相場は主として内地消費品に左右せらるゝわけであるから、内地消費品の卸賣指數を見ると、其最高は總平均に近い三四一で、二月に二一三に低落して居るので、一般卸賣相場より稍高いだけである。

(二)英國 に於ても卸賣相場は一九二〇年の三月頃絶頂に達し、戰前に比して三二九(四月が稍高く、三二九・二で、五月から下落して居る)を示して居る(「エコノミスト」)が、小賣相場の指數

(勞働省の調査にて、勞働階級の生活必需品に就いて計算したものは、同月二三〇で、尙ほ漸次騰貴し、十一月に至て最高の二七六を示して居る。其後(一九二一年五月)の卸賣の指數は一九二・五まで低落して居るが、小賣の指數は二二八と爲つたに過ぎぬ。(尤も交戦中は生活費低減の人爲政策を採つて居たから、平時とは異なる)

(三)米國 も亦卸賣相場は一九二〇年五月に於て最高を示し、戰前に比し二七と爲つたが、一九二一年一月は一九五・七と爲つた(勞働省調査)。然るに生活必需品の小賣相場は、一九二〇年六月が最高で、二〇四・五であつたが、一九二一年一月は一七六・三と爲つたに過ぎぬ(米國産業協會調査)。即ち卸賣は二割九分の下落であるが、小賣は一割四分の下落に過ぎぬのである。

即ち是等を通觀すると、(一)小賣相場は卸賣相場に後れて騰貴し、又後れて下落すること、(二)並に小賣相場の騰落の割合は平均、卸賣より少ないこと、(三)大體上小賣相場も亦卸賣相場に伴ふものであることが分る。是れは今次の大戦の場合に限つたわけではなく、大抵間違ひのない法則と云ふてよ。

尙ほ最近の統計を觀ると、次のやうである。

	日 <small>(昭和三年五月分、 大正三年七月基準)</small>	英國 <small>(一九二六年十二月分、 一九一四年七月基準)</small>	米國 <small>(一九二六年十二月、 一九一四年基準)</small>
卸賣相場	一八一・五	一四七・六	一四七・二
小賣相場	一八二・〇	一七五・〇	一七六・〇



(外國の小賣相場の指數は生活費のそれである)

右の表に據ると、我邦では卸賣小賣とも殆んど同じ指數を示して居るが、前述の如く騰貴の割合が違ふから、小賣の方が低落は少いわけである。又英米は偶然にも是亦兩者とも同様であるが、之は統計に依つても少差があるから、必ずしも斯く同一に爲るわけではない。又之は單に割合に過ぎないのであるから、此數字を以て、英米の物價平準が同じだと思へば誤りであつて、丁度指數を見ても、日本が世界で物價が一番高いなど、云ふのと同様である(指數でも佛、白、伊の方が多かつた)孰れにせよ小賣の低落の割合は少いのである、併し依然追隨はして居ることが分る。

果して然らば小賣相場が尙ほ高く、隨て生活費の低落更に賃銀の低落を妨げ、生産費の減少を妨ぐるからと云うて、強ち小賣商の貪慾にのみ歸することはできぬのであつて、「日本貿易協會」が輸出貿易の發展策第二「努めて生産費を節約する」方法の一として、労働賃銀の低落を數へ、其の策として「現今所謂問屋相場は既に低落したるもの多きに拘らず、小賣値段に至つては容易にその引下を斷行するに至らず、故に一般小賣商に於ても、成るべく犠牲的覺悟を以て、卸賣相場に追隨して値段の引下を斷行せば、物議を惹起せずして労働賃銀を引下げ、生産費を節約し得べし」と唱へたのは聊か無理な注文と謂はねばならぬ。一般消費者も亦小賣値段の下落せぬに不満を抱く者が少くないが、元來小賣値段なるものは、多少習慣的に定まり、消費者は惰性的に買入れるものであ

るから、卸賣相場が騰貴しても、其割合だけに引上げることができぬ物が少くない。又安く仕入れてある物はそう俄に引上げぬでも、相當の利益があるし、或る商店だけが引上げれば賣上を減ずる虞があるから、卸値段の騰貴率だけは引上げぬのが普通である。従て卸値段が下落した場合にも、高く仕入れた「ストック」のある間は、卸値段の下落した割合だけは引下げぬ事となるのである。小賣商の主たる任務は多量に仕入れて之を分配する勞力を提供するに在り、市價の騰落に因る損益を負擔するのは、己むを得ぬ場合に止るわけであるから、卸賣値段の下つた當分は、それほど下げぬでも之を忍ばねばならぬ。之は購買組合などで仕入れて置いていても、又私人が買つて置いても、多少損失を免れぬことを考へれば、商人にのみ俄に値下を求めるのは、少しく無理な注文と謂はねばならぬ。尤も小賣値段の下らぬのは、消費者側の購買の惰性或、相場を知らぬことや、其購買力の減退せぬことなども與つて力があるので、小賣商人が故なく食ふことも無いとは云へぬが、大體上己むを得ぬものと考えねばならぬ。宛も労働の原料たる食料其他の物價が下落しても、急には賃銀を下げぬと同様である。生産者や労働者は、聯合して賣價や賃銀を吊上げ、又は低落を喰止めることができるから、自から不自然の代價もできるのであるが、小賣商には聯合の組織が缺けて居るのが多いから、各種の小賣商を通じて觀ると、其力を籍つて下げぬのは比較的少く、寧ろ自然の結果と云ふてよい。併し之を管理する爲め、最高値段を定めたり、又た公設市場を利用したりすることは、



自から別問題で、之は後に述べることにする。我邦では最近小賣代價の低下せぬのを攻撃する者が著しく、其原因は小賣商が徒に暴利を貪ること、小賣商の團體、特に同業組合などが、定款以外に密約を作り、之を引下げぬ爲めだと云ひ、農商務省は大正九年も亦翌十年の夏頃にも、各地方長官に訓令を發して、取締を勵行させたのである。小賣商が必ずしも徒に暴利を貪るものでないことは、前述の如くであるが、商品に依りては代價を協定して、引下げぬ者のあることは事實である。が併しそれは同業者間の投賣的廉賣 (Price-cutting) を防ぐ爲めの自衛策であるか、又は暴利を貪る爲めであるか、實際の事實を調査した上でなければ、判然せぬのであるから、無暗に聯合を解かせるのは酷である。若し小賣商の聯合を解かせるなれば、卸賣商の聯合も、生産者の組合 (即ち、生産制限や、賣價の) をも解體させなくては、偏頗でもあり、又引下策として徹底せぬのである。

第二は世人の購買心を挑發させると云ふ非難で、之は一應尤もである。成程商人が種々の裝飾をしたり、廣告をしたりして欲望を惹起させることは事實で、之が爲め顧客の資力以上の買物をさせること、即ち幾分奢侈的傾向を助長することはある。併し營業の自由を認むる以上は、詐偽又は誇大の廣告でもする場合の外は、之を制限するのは穩當でない。のみならず奢侈はよくないが、欲望の挑發は悪いとは云へぬのである。即ち商品の美點長所を宣傳するのは、世の中に「斯くく」の便利なもの、美麗なもの、特效のあるものあり」と云ふことを知らせ、それく財布に應じて買入れ

んとを求めるので、斯く欲望を起させることは、纏て奮發勉勵して収入の増加を圖らせることゝ爲る所以で、或る意味から云へば人類の奮勵を促し、生活を高め、文化を進める一助とも爲るのである。消費者中財布に應じた購買に止めぬ者のあるのは、其者の心懸けがよくないので、假令多少是等の者を増加し、稀には萬引すら誘ふ場合があつたとしても、之を理由として店前裝飾や廣告を制限するが如きは、所謂時代錯誤と謂はねばならぬ。之を制限すべしと云ふのは、宛も男子の性慾を挑發すと云ふ理由の下に、婦人の粉飾を制限せよと云ふことと同様で、チャト性慾主義に傾いた、無理な註文であらうと思ふ。月賦販賣や、掛賣制度に對する非難も亦之と同じく、是等の弊害を減ずるには、大體上消費者側の注意を促す外はないのである。

第三の非難は正當である。であるから相當の取締法が講じられて居るのであるが、併し是も亦世人自ら警戒するのが安全である。押賣の如きは警察的取締を要すること勿論であるが (警察犯處罰令にある) 小規模經營に基く短所の如きは、小賣商業其ものに當然伴ふ缺點で、之を補はんには、組合、共同仕入、商業教育などに俟つ外はないのである。假令大規模經營の小賣營業に、幾何の利益があつたにしても、此制度を一般に及ぼし、總てを百貨店式や、連鎖店式、又は會社企業に引直させることは、到底不可能の事柄である。而して化粧品や賣藥若くは出版物の如きは、巨額の廣告費を投じ、之を賣價に加へることは事實であるが、巨額の廣告費を投ずる商店會社ほど、大規模經



營の利益を收めて、生産費を減少し、又廣告に費す金額多く、其用法が有効であれば、販路は益擴張し、賣上數量が著しく増加し、自然一個當りの生産費を減じ、生産者も亦商人も「能く賣れる商品」ほど、利益の割合を少くするのであるから、消費者の支拂ふ代價は却て低廉と爲る場合が多いのである。之は一般に知れ渡つた商品を買つて、餘り知られぬ商品と其品質を比較して見れば判ることであるが、此點も亦世人の多くは誤解して居るのである。但し詐偽的廣告の不都合なことは云ふまでもないので、又廣告費の或部分は單に鬭争的に使用せられ、それだけ社會的損失を來すともある。要するに小賣營業も亦原則として、詐偽、不正、若くは特別の組織に對してのみ、制限又は保護を加ふべきものである。

小賣商店に對し、經濟學者や一般人が非難する他の點は「其數の多過ぎること」である。成程小賣商店は其數頗る多く「チイド」の説に依ると、佛蘭西の人口の一割は商業に従事して居ると云ふ話である。之が爲め餘分の資本勞力を吸収し、物價を高め、消費者から搾取する一方、自分等も亦同業者の競争が激しい爲め、困難する場合のあるのは事實である。是は(一)小賣商業の或るものは素人で、(二)小資本の者でも容易に手を付け得るのと、(三)貧家の子弟の丁稚奉公に衣食する者が多いのと、(四)世間一般に拜金主義に傾いて居る爲めで、(五)官公吏、會社員の失職者や、寡婦の職業若くは妻女の内職として適當なものゝあること、(六)農民の収入の限りあるに比し、多少生

活を高め得ること、(七)殊に都市に接續する地域の小農は、宅地の擴張、郊外住民の増加に伴ひ、耕作地を縮少せらるゝ一方、商業に従事し得る機會を得ると共に、(八)少額収入の者は、依然是等舊式の小賣商に依頼することを便とし、中以上の者も亦其傾きがあつて、社會が是等小資本且つ少報酬で生活する小賣商人を需要することなども、其原因を成すのである。

小賣商人は一見多きに過ぎるやうに見える。總ての小賣商業でなくとも、少くも或る種類の小賣商は多過ぎるやうに感ぜらるゝので、殊に都會地には此觀があるのであるが、併し田舎や都會の郊外には、又不足に感ぜらるゝ場合も少くない。尤も茲に多い少いと云ふのは、商店附近の消費者から觀た觀察で、一般消費者から觀たのではなく、又商店自身から觀たのではない。商店自身は顧客の多々益多からんことを望んで居るのであるから、常に商店が多過ぎる感であらうと思ふ。又商店の多少は單にその數のみで比較するわけにはゆかぬので、其規模や得意先の多少をも考慮せなければならず、商人の手を籍りて商品を需要する程度、商人の資本勞力を要求する程度は、顧客の種類に依りても大差があり、經濟界の景氣不景氣に依りても異なる筈であるから、果して多過ぎるかどうか、容易に斷定を下すことはできぬのである。假りに多過ぎたとしても、昔時嘗て試みた如く、商人の數を制限することは、政府專賣品などの外、其弊害が却て多く爲るのは明白の事實である。即ち現今は各國共に之を自由にして居る所以で、商人は如何にして最も有利に其資本勞力を使用すべ



きやを熟慮して居るから、一つ化粧品店を始めるにしても、最も利益のありそうな場合を撰擇し、其土地相當の規模で營業するので、多過ぎれば自然店舗の數も減少し、不足なれば自然新規開店者が現はれ、大體上は過不足なく需要を満して居るものと見てよいのである。固より商人の其地方に對する知識の缺如たるより、誤て必要の少い場所（即ち儲らぬ場所）に開店することもあり、又不足の場所でも、他の障礙のある爲めに入り込まぬ地方もあらうが、誤て始めた者は早晚閉店することに爲り、又他の障礙があつて商店の數が少くとも、其附近の消費者は別に不平を唱へる理由はない。而して商店が多過ぎると云ふことは、是等のものが合同せざる限り、必ずしも賣價を高くするものとは限らないのみならず、競争の結果却て薄利に甘んずる場合が少くない。従て商店の數が少くて、聯合的の市價を造られるより、却て多くて競争する方が、消費者に有利である場合のあることを看過してはならぬ。

小賣商の競争者として現はれた近世的商品分配機關に（一）産業組合（二）公設市場（三）百貨店（四）連鎖商店若くは製造會社の直營小賣店などが出來た。是等の起つた原因は區々であるが、要するに卸賣又は小賣の仲介者を省かんとするのに在る。果して如何程の效績を收めたか、將來如何に發展しゆくか、項を改めて説明することにしやう。

## 第二項 産業組合政策

一、性質 産業組合 (Co-operative societies) は小農、小商工業者、又は中以下の消費者等に對し、（一）金融の便を與へ（二）生産又は販賣の機關を供し、（三）經濟的生活を營ませる爲めに起つた組織であつて、共同心を利用する集合經營である點は、他の組合若くは會社就中株式會社に類して居る（有限責任が多いから）が、直接に營利を目的として居らぬ所が、是等と異なる點である。固より、工業家が原料を安く仕入れたり、工業者や農家が其産物を共同して高く（少くも有利に）販賣したり、無擔保で低利の資金を融通したり、共同して工場を經營したり、農具を使用したりするのは、間接に利益を營むわけであつて、労働者や、俸給生活者の消費組合も、亦見方に依りては、少しづつの出資で、小賣業と云ふ商賣をして居るものとも、見ることができるのである。併し普通の營利組合や會社の如く、經營者も株主も最初から營利一點張でやつてゆくものとは、自然趣を異にするので、殊に消費組合などはさうである。即ち社會主義者などが、労働者其他經濟上の弱者が優者に對抗して産業又は經濟の發達を圖る一手段として、此の組織を推奨する所以であつて、英、獨、佛諸國に於て千八百四五十年頃以後、此制度が漸く勃興して來たのは、基督教的社會主義者の宣傳が與つて力があると謂はれて居る。尤も諸國の經濟状態に伴つて發達を遂げた組合の種類には、自



から差異があつて、英國の如きは早く産業革命、大工業勃興の氣運に向ひ、賃銀労働者が増加した爲め、且つは「ロッチデール」式のやり方が成功した爲め、消費組合が著しく發達したが、獨逸に於ては當時産業革命の影響未だ英國の如く甚しくなく、小農の金融機關を供した「ライフアイゼン」式の信用組合が特に發達し、佛蘭西では社會主義的氣分が濃厚であつた爲め、生産組合が發達したのである。(米國には建築組合が多く、丁抹には農業的組合が多い)

日本の産業組合が出来たのは、明治三十三年外國式に倣ひ産業組合法を發布した後であるが、之と目的を同ふしたものは古くからあつた。即ち室町時代から行はれた(史に現はれたるは、文安元年所撰の下學集なりと云ふ)無盡又は憑母子は信用組合式のもので、近くは明治の初年頃から生絲製造家が何々社など稱し、共同揚返し荷造所を經營したのは、販賣組合に近いものであつた。併し消費組合や生産組合に類するものはなかつたかと思はれる。而して斯る法律を制定した動機は主として地方小農の爲めに販賣、信用、購買等の便益を供する爲めであつて、固より社會政策の一種として施行したものは相違ないが、外國に於けるが如く、社會主義者の運動や労働者の利に因る傾向は少いやうである。兎に角同法に依ると、我邦の産業組合には次の四種類ある。

- (一) 信用組合 組合員に産業に必要な資金を貸付し、及貯金の便宜を得せしむること。
- (二) 販賣組合 組合員の生産したる物に加工し、又は加工せずして之を販賣すること。

- (三) 購買組合 産業又は生計に必要な物を買入れ、之に加工し若は加工せずして、又は之を生産して組合員に販賣すること。

- (四) 利用組合 は組合員をして産業又は經濟に必要な設備を利用せしむること。

産業組合は各種の組合を兼ねることが出来るから、實際上どれが多いか一見明かでないが、信用組合が最も多く(信用専門のものだけが約四分の一ある)、次で購買組合が多いやうである。併し産業組合中販賣政策に係るものは、販賣組合と購買組合であつて、此中販賣組合は農家や小工業者が其生産物を有利に販賣する手段に過ぎず、之が爲め仲買人の仲介を省くことはあるが、卸賣商や小賣商には影響する所が少いのであるから、商業政策としての重大なる問題は、購買組合に歸するのである。〔尤も近頃卸賣商を省いて、組合自ら小賣商に賣込む例がないではない。〕

二、購買組合 是には(甲)産業に必要なものを共同して購入するもので、所謂原料購買組合と(乙)生計に必要なものを供給する消費組合との二種あり、孰れも加工して分配することが出来る(甲)には實は小工業者の組織する純然たる原料購買組合と、農家の營む肥料、種子、農具などの購買組合との別があり、又(乙)にも工場労働者の組織する組合と、官吏、教員、會社員など俸給生活者の組織するものと、學生等の組織するものなどの區別がある。孰れも小賣商又は卸賣商若くは問屋の手を省き、必需品を廉價に買入れ、産業又は家計を經濟的にしやうとするものである。



併し産業上の購買組合は、必要のある物で品質の良い物を、成るべく安く買入れる爲めで、隨て餘分の物を買入れる心配はないが、日用品の組合では種々の物を安く賣るから、組合員に依つては、ツイ餘分に買入て却て贅澤になる場合がないとは限らぬ。そこで組合の主義として市價で販賣し、購買高に應じ、利益を分配するのが多い。市價より幾分安く賣つて、利益を配當しないか、又は配當しても、僅かばかりに止るものもある。之は組合員の購買心を誘ふには效力があるが、買った品物が安いと思へば、自然贅澤に使用、消費する傾きがあるから、普通の小賣値段で賣つて、利益を配當する方がよい。之が所謂「ロッチデール」式の一特色である。殊に値引販賣の場合には、普通商人の反對を受け易く、又値引歩合が多過ぎれば、組合員が商賣的に組合員外の者へも再賣する弊害があるので、矢張市價主義にするのがよいが、我邦では、多少値下げして賣る方針の組合が少なくない。是は賣上を多くする爲めで、發達の初期に在る場合には己むを得ぬ策であらう。

値下販賣にも實は色々ある。即ち(一)總原價(買價十諸掛)へ五分位の利益を加へて賣る主義や(二)市價より常に一割位安く賣る方法や(三)又總原價で賣る方法である。(三)は最も低價ではあるが、前記の缺點や、維持費の出ぬ短所がある。(一)と(二)は大差はなく、(一)は廣く行はれて、別に惡いと云ふ理由はないが、是亦前記の如き缺點がある。

利益を分配するには組合員の購買金高に依り、出資高に依らぬのが通則である。此點も亦營利の

爲めに出資する普通の組合や會社と異なる所であるが、獨逸の官吏消費組合などには、賣價を成るべく低廉にして割戻を爲さず、又利益を分配する場合にも出資金額に應じ、中には株式會社組織にして居る者もあると云ふことである。

### 三、購買組合の利益

購買組合の利益は次の如く、主として組合員自身に對するものであるが、それが自然國民經濟上にも利益を齎すことに爲る。

(一)一纏めに多量の商品を買入れ、且つ現金拂を通則とするから、仕入値段が安くなること(二)運賃も亦貸切扱の如き割安の利益を受くることで、此點は(一)に劣らぬ有利の要素である。(三)多量仕入なる爲め問屋又は生産者より直接買入れ得ること(四)例へば粃を買入れて白米又は粉と爲すが如く加工を行ひ、更に進んで原料を買入れ、之を製造することができる(之は法規改正後元の生産組合の仕事の一部を加へた爲めである)など、商品仕入上大經營に伴ふ利益を收め得るのみでなく、販賣上に於ても亦種々の利益がある。即ち(五)顧客が一定した組合員である爲め、特に高い地代や家賃を出して、繁華の場所に事務所を設ける必要はなく、(六)店前裝飾其他廣告などに費用を掛けるに及ばず、(七)組合人の出資もあり、組合員は同工場、同官廳、學校、會社、又は同町村の者であるから、貸倒と云ふ患ひが少なく、從て賣掛金回收の勞苦も掛らぬ。(併し行方依ては矢張此種の弊害がないではない)(八)商品の市價騰貴の場合、廉價に仕入れたる在庫品が多



いときは、組合員の利益著しく、又市價低落の場合、卸賣相場の下落した場合にも、小賣相場が下らぬのが普通であるが、組合なれば下つた相場で仕入れた儘、安く販賣すること。即ち小賣相場を卸賣相場に伴はせることができる。又組合が引下げれば、自然外部の商人の小賣値段をも下げさせる利益がある（尤も低落の傾向あるとき、高値で多量に仕入れてあれば、普通の小賣値段より却つて割高に賣らなくてはならぬ場合もある。であるから下り目の時は成行に従つて仕入れるがよい）。

(九) 利益を分配する主義であつて、其利益を各組合員の爲めに預つて置くことにすると、自然に出資が増加し、不知不識貯蓄をしたことに爲る。(十) 小賣商人は外國でも、日本でも、商品の品質を詐り、分量を誤魔化す者が少くないが、組合に於ては斯る弊害は極めて少い。(十一) 内外共に課税免除（日本では所得税、營業税を免除す）の特典がある。(十二) 労働者や薄給者の家計を裕にすれば、自然勞資協調の氣運を造り、過激思想を緩和させることができる。

併し是等の利益は、どの購買組合も總て之を享受すると云ふのではない。組合員の種類と多少、其出資額や購買高の多寡、理事など經營者の誠意の有無と巧拙、商品の種類などに依て異なるわけがある。例へば運賃の割戻、製造所の經營、小賣相場を左右すること、社會問題解決を助けることなどは、規模の大小、此制度の普及如何に係る如くである。

四、購買組合の短所 購買組合の短所には(甲) 組合經營上の不利益と(乙) 國民經濟上又は社

會上に及ぼす弊害との二方面である。今日用品の消費組合に就て觀察すれば(甲)は(一) 組合員の多數は單に購買品の低廉なるを望むだけで、總會などに出席せず、總て理事監事などの經營者に一任すること、猶ほ株式會社の株主の如き無關心の態度の者であるから、是等經營者にして適材を得ざれば、到底良好の成績を收めることは出来ぬ。然るに其選舉にすら出席する者が極めて少數である。是は普通の組合員としては無理もない次第で、僅々二十圓や三十圓の出資をした組合であるから、利益分配があつたにしても、知れたものであると云ふ風だからである。或る意味から云へば、共同の精神とか、公共心が缺けて居ると云ふわけであらうが、是も亦已むを得ぬ次第である。(二) 相當の經營者を得たにしても、多くは多忙の本業を持つて居る者であるから、小賣商店の主人の如く、商品の仕入、販賣、組合員の便宜、使用人の遣ひ方、其監督等に全力を注ぐことはできぬのが普通である。又眇たる消費組合に全力を注がうとする者は、餘程の篤志家（是は極めて稀である）か、左もなくば、何かに利用しやうとする野心家（？）か、或は能力の乏しい者かである。假りに熱心の適材を得ても、經驗が乏しい爲め、商品の鑑別、仕入法、掛引、保存、市價の變動などを明察すること、言ひ換ゆれば、商業的技能に乏しいのが普通である。殊に勞働階級の組合などには(三) 更に有能の適材を得ても、組合員中には往々無益の干渉を試み、又は故らに反對する者があつて、仕事の妨害をする場合があるし、又卸賣商から賄賂を取る者がないではない。(四) 場合によ



り、嘗て小賣商業に經驗のある者を備入れることも出来るが、斯る者でも、種々の商品に關する知識を有するわけではないし、亦待遇も善くないし、將來の見込みもないから、有能の使用人を備入れるわけにはゆかぬ。組合の規模の擴張せらるゝと共に、有能の經營者も、亦使用人も、必要の程度を加へるのであるが、組合では是が中々容易に得られぬのである。要するに此組織の精神は同心を基礎とする社會的の制度ではあるが、之を商的企業の主體、即ち一種の小賣商店と見るときは、第一經營の中心が缺け、從て「スタッフ」が不完全だと云ふことになる。(五) 佛蘭西などでは一都市、一地方に於て餘りに多數の組合ができ、組合同志の競争が起つて、經費も嵩むし、益適當の人を得難い弊がある。其他(四) 組合の事務所は概ね組合員の住宅より遠方に在る爲め、附近の商店に命ずる如く便利でないこと。(五) 普通商店の如く販賣以外の用務を爲さざること。(六) 支拂を延す便宜少なきこと。(六) 組合員は商品の品質や分量の如何に注意せず、徒に賣價の高下のみを云爲し、從て販賣上困難あること。(七) 組合の當事者が豫算を誤り、豫期の如く物品を供給できないこと。(八) 掛賣主義の爲め、往々資金固定又は貸倒の弊があること。(九) 俸給生活者は勤務先に異動あり、住所も遠い者が少くないこと。(十) 小賣商が組合の商品を悪評し、組合員と組合との關係を疎隔すること。(十一) 組合員の家庭用の品物が他の組合員に知れる虞れること(例へば酒を飲むこと、麥を喰ふこと、朝鮮米を喰ふこと、などの類)があつて、組合員は單に安値の故のみを以て御用を

命せざる短所がある。(十二) 此外全國の連絡統一を圖る、此種組合のみの中心機關のないこと。(十三) 商品に依り普通の卸賣商より仕入れるものあること。(十四) 我邦では生産設備の缺けて居ることなども亦其缺點であらうと思ふ。産業上の購買組合は、原料や肥料を買入れるのであるから、稍趣を異にして居るが、大體上は亦前記の如き缺點あるを免れぬのである。(十五) 此他大體觀察をすると、國民性も亦此制度の適否に關係がある、概言すれば英、和、獨、澳其他「スカンディナヴィア」の四箇國など「アングロ、チャイマン」人種は協同精神に富み、組合員も多いが、佛、白、伊、西葡の如き拉丁民族にはそれが少い、拉丁民族中でも伊太利は協同精神があるが、佛蘭西は「セルチック」である爲め(言語と文化は拉丁系だが)それが乏しい、「デイド」の説)米國民も亦收入多くして、些細の節約をする氣分が薄い爲めか、消費組合は甚少い、日本は佛蘭西や米國に似て居はせぬかと思ふ。(十六) 住民の居住地も亦此制度に關係がある、工業地方には發達するが、農業地方には適しない、工業地方に適するのは、労働者などは、労働組合などで團結する習慣があるのと、生活資料を買入れる必要が多いのに、それが高い爲めである、農民は生活程度が低くして、自給で間に合ふのと、個人的であり、又産物の販賣者であるのと、住民が散在して居る爲めである、尤も都會でも首府の如き大都會には少い、例へば倫敦や巴里が其例であつて、其原因は大商店があつて、之に對抗するのが困難なのと、大都市の住民が轉居し易い爲めであらう(「デイド」)



次に消費組合が社會上如何なる影響を及ぼすかと云ふに、第一に組合員を得意として居る小賣商人の賣上高の減するだけ、小賣商人に打撃を與へ、延ひて是等小賣商人を得意として居る卸賣商人にも影響することは賭易き點であるが、其外若し組合に於て加工や製造を行へば、精米所、製麵師、製靴所、裁縫店、鐘詰業者、醸造家などにも影響する所がなくてはならぬ。單に小賣商人なる一階級だけに影響するものとしても、小賣商人も亦社會に於ける重要な中等階級又は下層階級を成すもの（東京市内に於ける日用品販賣人は、最近五萬餘軒である）であるから、此問題も輕視することはできぬ。殊に小賣商人は、確實なる販路を得たる後は、不安全なる方面にも販路を開拓することを勉むる者であるのに、組合は其中の安全なる方面の得意先のみを奪ふから、商人の打撃は一層甚だしいのみならず、斯く不安全と見らるゝ部分の商品の配給は、自然其機關を缺くことになる弊がある。然るに課税免除の特典などを得て居るのは不公平だと云ふ者もある。其他外國などでは、社會主義的政黨が消費組合を利用することがあると云ふて攻撃されて居る。即ち之に對する政策を考へる必要が起つて來るのである。

**五、購買組合に對する政策** 購買組合は他の産業組合の如く、産業上竝に家計上前述の如く、種々の利益があるのであるから、現今の如く社會の中以下の者の生活が困難と爲つた場合は、幾分之を補ふ爲めに、此制度は成るべく獎勵するがよい。經營上から觀れば尙ほ幾多の缺點があつて、到

底營利の衝動から經營する、普通の小賣商人に匹敵することはできぬが、之も賃銀生活者、俸給生活者の増加、生活難の必要から、漸次工夫と經驗とを積み、英國の如く發達させ得ることもできぬことはない。即ち現行法の如く法人とし、有限責任を認め（我邦の産業組合の七割、單獨經營の購買組合の八割餘、兼營の七割は有限責任である）低利資金の借出に便し、所得税や營業税を免除することは賛成である。我邦の購買組合も可成り増加したが、之を海外の例に比較すれば、尙ほ遠く及ばないので、殊に購買組合の多くは地方に在り、農家に利用せらるゝものが却つて多い位であるが、都市勞働問題が益紛糾を加へんとする今日に於ては、此方面から其設立を助けなくてはならぬ。

唯問題は小賣商人や小工業者に對する影響を如何にすべきかと云ふ點に在る。我邦ではその影響がまだ著しく現はれて居らぬやうであるが、大正十四年の調査に據ると、全國市街地の購買組合が一三九で其組合員一二二、五八四人、賣上金高二、八五七、〇〇〇圓であるが、此中には炭鑛や、製鋼其他會社の保護に依るものが千萬圓位あるから、純粹の消費組合は九十、組合員六萬人、賣上金高は千萬圓に満たないのである。

更に東京市の統計に據ると、大正十四年度に於て單營の購買組合が四十一組合（外に未調査一）組合員一七、六八一人、拂込濟出資額三八一、三八五圓、借入金四五二、六九五圓、購買金額二、九五七、七三七圓であつて、其他兼營の組合が四十四（外數字不明十八）あつて、其購買高が九六二、



四六七圓、兩種を併せた金額が三百九十二萬圓に過ぎぬのであるから、我邦の消費組合は尙ほ發達の餘地が充分ある、殊に労働者や薄給階級の者に、其必要を見るのである。

英國は消費組合の發祥地であるだけに、其發達も亦著しく、有名な「ロッチデール」消費組合 (Rochdale Equitable Pioneers' Society) は一八九七年に、組合員の數一萬二千餘人、資本金三百五十萬圓、賣上金約三百萬圓、利益三十八萬圓であつたが、一九一七年に於ては、年々の賣上約千四百萬磅 (一億三千餘萬圓) に上り、現今英國で毎日此種の組合から商品の供給を受けて居る人員は約四百萬人、組合數千五百の賣上二十二億圓、純益一億八千餘萬圓に上ると云ふて居る。尤も之は組合の合同に屬するものだけであるが、大抵は之に加盟して居るのである。尙ほ英國には小賣的消費組合の外、是等に商品を供給する二大卸賣組合 (Co-operative Wholesale Society, C. W. S.) がある。即ち英蘭卸賣組合と蘇格蘭卸賣組合であつて (此外愛蘭の組合もある)、此中英蘭卸賣組合は約千二百の所屬地方的組合 (即ち普通の消費組合) を有し、拂込資本金二千九百三十萬圓、積立金六千八百萬圓、一九一七年の賣上金五億六千萬圓に上り、その三分の一は自己の生産又は製造したものであつた。此の組合は内外の重要地に土地、工場等を所有し、各地に購買所を備へ、數多の百貨店の如きものを設け、販賣場を置き、銀行を經營し、多數の汽船まで持つて居るが、嘗に蘇格蘭の卸賣組合や愛蘭の組合と協同するのみでなく、獨逸、丁抹など、海外の組合同と聯絡を保つて取

引して居るのである。

〔註〕蘇格蘭卸賣組合 (S. C. W. S.) にも亦二百六十五の所屬組合があり、資金五千五百萬圓、賣上金一億六千餘萬圓 (一九一七年)、純益六百二十一萬圓で、之を購買高に應じて分配した、此外積立金及保險資金が約一千萬圓ある。此組合も亦數多の工場を經營して居るが、主として力を用ふるは穀物と麥粉で、加奈陀に於ける穀物購買の組織などは、完全したものである。近頃石鹼、香水、靴墨、賣藥などの製造を始め、西亞弗利加には「バーム、オイル」園、又印度には茶畑を所有し、其使用の自動車を製造し、建築部は工場、倉庫、事務所をも自ら建設すると云ふ仕組で、且將來は支那や日本まで手を廻して、獨逸品に代る貨物 (時計、寶石、玩具、家具、安物など) を求める計畫だと云ふことである。

英國に於ける消費組合の此の如き異常の發達は何に由るか云ふと、畢竟労働階級の共同心に由るので、最初「ロッチデール」の組合が好模範を示し、之が漸次蔓延したものであるから、現今でも組合員の多數は労働者である。従て労働組合と此種の組合の大勢力とは、漸次密接の關係を持つに至ることは、固より當然で、卸賣組合の或る理事は「今後は益生産の方面に力を注ぎ、組合的國家の大理想に近附かふ」と云ふて居る。尤も戦時中は組合其もの、使用人が、時々「ストライキ」を始め、労働争議を起したなどと云ふ、奇現象があつたのである。

尙ほ最近 (主として一九二四年) に於ける重要諸國の數字を見ると、次の如くである。

	組合數	組合員數	賣上金高
露西亞	二一、六六四	七、二二七、六一八	二、〇五〇、〇〇〇、〇〇〇留武
英吉利	一、三六七	四、六四五、〇〇〇	一七四、四七三、三一五磅



獨逸	二、五九四	四、四〇〇、〇〇〇	四八〇、六七三、六一八馬克(金)
佛蘭西	四、三〇〇	二、三二九、八六九	一、七四七、二二三、二九三法
亞米利加(一九三一年)	二八八	七七五、〇〇〇	二八五、〇〇〇、〇〇〇弗

之を歐洲大戰前に比較すると、英米の外露、佛、獨共に激増したので、其一原因は物價騰貴に基く生活難や、社會化に在るのである。「デード」教授の調査に據れば、最近世界に於ける協同組合總計二十萬の中消費組合が八萬、其組合員が三千六百萬、之を總て戸主とし、一家四口とすれば、人口一億四千餘萬人に上るわけである。

世界各國の消費組合は一八九五年英佛の提唱に依て、國際的同盟(International Co-operative Alliance)を組織し、事業の研究、宣傳、相互扶助を圖つて居るが、各地で大會を開き、一九二七年には「ストックホルム」で其第十二回大會を開催したのである(一九二六年までの參加國は二十四箇國で、所屬聯合會が八十五、所屬の組合八五、〇〇〇、人員五千萬人と稱せられて居る、尤も此同盟中には少數の農業組合や信用組合が加つて居る。

斯の如く消費組合が發達して一大勢力と爲れば、社會上、政治上に及ぼす影響も亦少くないが、單に商人の側から見ても、其打撃が頗る大きいので、外國では從來種々の攻撃を受けたのである。獨逸などでは憲法違反論まで唱へた者もあり、又稍隱和な者でも、官吏、軍人など、租税に衣食

する者が、之を納附する商工業者と競争するは不當であると唱へ、若くは此種の組合は安全な得意先を蠶食して商人を苦しめる傾きがあるから、少くも課税上特別の待遇を與ふべきものではないと云ひ、更に一步を進めて、消費組合に特別の重税を賦課せよとさへ云ふ者もある。之を各國の政策に徴するに、獨逸、聯邦中の或州は、組合員のみを販賣する消費組合にも營業税を課し、普魯西亞は組合員外の者に販賣することを禁じたが、營業税と所得税を賦課し、更に百貨店税の規定を之にも適用し、佛蘭西にては小商賣人が殊に多いが、それ等の反對運動が效を奏し、一九〇五年から組合に營業免許税を課し、同時に、組合員外の者にも販賣させることを許し、且つ利益を組合員に分配する目的以外、例へば宣傳や、保險等の爲めに使用することを認めたのであるが、(小賣の店舗がなにもものだけに免税して居る)此外普通の諸税、即ち動産税や印紙税なども賦課して居るし、文部省はその官吏及教師に對して消費組合の經營者と爲ることを禁じたことがある。英國でも一九一九年の春、商業會議所聯合會に於て、倫敦會議所の提案に依り、消費組合の所得税免除を不當とし、此種の組合は漸次其範圍を廣めて普通の商人と激しく競争するやうに爲つたから、普通商人と同様に課税されんことを政府に請願したのであるが、組合は利益を分配するものではない、過收金(Overcharge)を返戻するのであるし、組合員も亦利益を收むるものではないと云ふ理由で、之に反對したのである。併し佛蘭西では、英國の如く所得税の問題は起らぬ、と云ふのは、佛蘭西の一般所得



税は個人に對するもので、會社や其他の團體には課税して居らぬからである、組合員の分配金に對しては、英國の如く「返戻令」(Repayment)と云ふ理由で、之を斥けることができる、併し賣上税

(一九二〇年より一分を課す)は之を拒むことはできぬのである。

齊しく消費組合と云ふても、農民の購買を主とする組合もあれば、小官吏や教員の組合もあり、又労働者の組合もある。又我邦の如く農民の組合が多い所もあれば、英國の如く労働者の組合の多い所もあるし、組合員や販賣高の多少もあるから、消費組合に對する一定の政策を建てることはできぬ。殊に此問題は一種の階級闘争に屬するので、つまり商人就中小賣商人對消費者(此消費者は一面から見れば農民、労働者の如き生産者である)の利益の争ひであるから、實は孰れに重きを置くかを決することは困難である。と云ふのは、小賣商人階級も亦社會の重要なる組織だからである。併し大體から觀て、組合に依て經濟を圖らんとする階級は、商人に比して生活の困難の者が多いし又元來商人は分業の結果、貨物の交易機關として生れたものであるから、此種類の機關に代ゆるに他の制度を以てする方が利益として居る社會には、他の制度の組織を許し、之を助長するがよい。助長と云ふても程度問題であるが、少くも我邦の現状、即ち(一)農業の肥料、農具、種苗などの購買組合が多く(二)勞資の軋轢漸く激しからんする一方、失業者の數が増加し、労働者の生活費を、減少させる必要があるにも拘らず、是等の者が組織する組合が少いこと。(三)薄給者の生活は

依然困難にして、増俸の効果少きこと(四)組合の賣上金尙ほ極めて少く、従つて商人に對する影響も微々たる現今の状態に於ては、所得税、營業税を免除するが如きは當然で、鐵道運賃の特別割引も爲し、低利資金の融通額を更に増加してやつてもよいと思ふ。(十年度の融通額は全國で四百五萬圓の豫定である)消費組合が著しく發達した爲め、商人側而も中産階級たる多數の小賣人が閉息するやうになれば、是亦一種の社會問題と爲るべく、之が爲め都市の繁榮も衰へやうし、自主獨立や節約勤勉の精神も減少すると云ふ非難がある、成程一應尤もではあるが、(一)に就ては前述の如く、小賣商人の職務は商品の配給に在るのであるから、若し従來の制度より一層經濟的方法が案出せられたならば(獨り消費組合のみに止らない)、それが舊制度に代ることは、社會上有益である、假令之が爲めに打撃を受ける者ができ、小賣商人が減少するとしても、洵に已むを得ぬ次第であつて、宛も機械の發明、鐵道、自動車等が舊式的手段に代ると同様である、之が爲めに職を失ひ、或は小賣業を始め得ぬ者は、一層經濟的の仕事に向て其資本勞力を投ずることが、自己の爲めであり、且つ社會の爲めである。併し小賣商人の多數は積極的に利益を貪る目的でなく、社會の壓迫を受けて居る者が、單に生活の爲めに、小資本と其勞力とを提供する者であり、社會の穩健分子としても亦有效であり、且既述の如き種々の社會的任務を盡して居るのであるから、急激に大打撃を與へる如き政策は固より慎しまねばならぬ、幸ひ内外共に消費組合や百貨店の發達の爲に、小賣商人が著



しく減少したと云ふ現象も見へぬ（或種類の營業は少くも増加を妨げて居るが）のであつて、寧ろ小賣商人や消費組合の競争者として恐るべきものは、新式の小賣商店なる百貨店や、連鎖商店であるからして、之に對抗する策を考慮する方が一層必要である。殊に百貨店が日用の食料品まで販賣するやうに爲つてからは、その競争に耐へる工夫をしなければならぬのである、併し百貨店なり消費組合なり、普通の小賣商店なり、各商品の種類や販賣法や顧客の便宜やに於て各特色を持つて居るのであるから、將來は各其特色を發揮しつゝ、協調する外ないことは、「チード」教授の説の如くである、(二)は消費組合が軒を並べるやうにはならぬし、又一方に於ても各組合が支所を設け、店頭裝飾等を行へば、大した淋れにはならぬ、(三)の精神的方面は組合の自治的、協調的精神に於て補ふことができるし、亦商店が左程減少せぬから、大した影響はないと思ふ、一方從來の小賣商人は餘りに傳統的方法に慣れ過ぎた結果、商品配給の任務、消費者の「サーヴァント」たる本領を忘れ、徒に營利に走り過ぎた觀があるからして、消費組合の如き勁敵が現はれることは、却て改良進歩を促す刺戟劑と爲る效力があるのである。

【參考】 Charles Gille, Consumers' Co-operative Societies ; do, International Co-operative Alliance ; 産業組合中央會發行  
「産業組合」協調會發行、「消費組合論」(「リンニクセン」著書の翻譯)

併し獨逸に於ける或る反對論の如く、官公吏が組合を組織することを得ざるが如きは、理由のない

ことで、租税で衣食しやうが、民間の賃銀俸給で衣食しやうが、それは組合許否の問題には關係がない。佛蘭西、瑞西や獨逸に於てさへ、屢官公吏(軍人、警察官、税關官吏、郵便局員、教員等)は消費組合に入ることは勿論、役員と爲る権利があるものと認めたことがある、併し是等の諸國に於ては商人の反對が激しかつた爲め、「商業は公職と相容れず、且つ税務官吏の如きは、組合に對し職權を利用する虞がある」と云ふ理由で、役員と爲ることだけは禁じたのであるが、歐洲大戰後は、斯る制限を撤廢したものが多のみならず、大戰中から、肉類の販賣、簡易食堂等を政府が命じて行はさせた國もある。唯普魯西亞の舊法の如く、組合員外の者にまで賣らせることは、純然たる營業と爲る傾きがあるから矢張禁するがよい、が併し之も課税をしたら佛蘭西の如く許してもよからうと思ふ。但し將來此種の組合が長足の進歩をして英國の如き域に進んだなら、始めて普通商業より少い低度の課税主義にしてもよいのである。匈牙利では、消費組合は、公衆に販賣することを許さぬのみならず、表通に向て陳列窓を設けることを禁じ、又無限責任に限つて居るが、洵につまらぬ政策である。

又一方組合自體の策としては、成るべく商人側の反感を買はぬ爲め、普通の小賣相場で販賣して、割戻を行ひ、或は或種の商品(地方の農村なれば、肥料、農具、種苗、蠶具、蠶種など、都會なれば、米穀、薪炭、酒、味噌、醬油、砂糖)などに限つて販賣するものよい。若し又或小都會、又は



村落で、割引販賣を行ひ（或は單に此種の組合のできた爲め）或種の商人が立ち行けぬと云ふことになれば、組合で商人の持合せの商品を買収し、其商店の者を備入れ、有給事務員とすれば双方便利である。現に福岡縣の藤内組合では、總ての日用品を販賣して居るが、之が爲め、商人の物品を全部買取り、其商人を組合で使用して居るのである。（尤も此方法は常に實行することは出来ぬ。）要するに少くも我邦では組合獎勵策を採るがよいので、假りに相當に發達した所で、組合の供給する範圍（商品も亦社會も）には限りがあるから、商人側に於ては左程著しき脅威を感ずるには至るまいと思ふ。前述の如く假令漸く脅威を感じ、小賣商人や卸賣商人の数が減少し（又は増加を抑制し）ても、國民經濟全體から見ても之を有利とすれば、敢て躊躇する所はない筈で、幸ひ斯る運動は公設市場など、異り、徐々に發達するものであるから、此點を考へても、之を遏む理由はないのである。唯之が爲め労働者の團結を一層強固にし、從て政治上重大なる運動を繼續させる方面に、力を添ゆることに爲るかも知れぬが、是は購買組合の存否如何に由るものではない。

### 第三項 公設市場政策

一、性質 公設市場 (Municipal or public market) には卸賣市場と小賣市場の區別があるが、其目的は中間商人の媒介を省き、生活必需品を廉價に供給する爲めに、主として地方自治團體が設

立するものであつて、卸賣市場を設けるのは、亦小賣市場（竝に小賣商店）に供給するを目的とするのであるから、主たる目的は固より小賣に在る。我邦では大戦中物價騰貴に因る生活難を緩和する目的で、大正七年頃から設立せられたものであるが、歐米では夙に實行し、米國の如きは、人口十萬以上を有する都市の四分の三、十萬以下二萬五千を有する都市の三分の一は之を設置し、佛國巴里には二萬七千餘坪を占むる中央市場の外、百有餘の市場があり、又獨逸伯林には千三百五十萬圓の市債を起して設立した十四箇所の食料品小賣市場があり、英國にも倫敦「マンチェスター」グラスゴー」各都市に大規模の市場がある（「グラスゴー」には市營の青物市場、魚市場、古着市場、家畜市場、肉市場がある）。東京府では「東京臨時救濟會」の委託金を基礎とし、大正七年の暮から設立し、最初は接續町村に設立し、漸次市内に及び、現今は市郡を通じて五十二箇所（内、市内のもの二十五箇所）あり、（震災後は郡部に更に増加した）此外市が三菱の寄附金に依て設立したものが若干ある。即ち小賣市場の数は可成りできたが、卸賣市場は或る青物市場などの外設立せられな

いし、又完全な中央市場と云ふのがない（大正十二年中央卸賣市場を制定した結果、京都は昭和二年十二月一日から之を設立し、東京でも近く之を設立する計畫である。）

公設市場の目的は、自ら日用品就中食料品の小賣代價を引下げて販賣し、延ひてそれ等商品の一般市價をも低落させて、中流及びそれ以下の者の生活難を助ける爲めで、主として經濟上から生れ



なものであるが、傍ら冷蔵庫などを設備し、勉めて新鮮のものを供給すると云ふ、衛生上の目的もあり、又イカサマ物や分量の不足などを矯正する警察上、公正上の目的もある。即ち賣價や設備や、度量衡などを監督する必要のある所以である。

●二、利害と政策 公設市場が前記の如き種々の利益のあること、就中日用品の小賣相場の暴騰を抑制し、卸賣相場の低落に伴ふて之を引下げさせることは、大戦中及び其後の如き状態、即ち賃銀俸給が目立つて物價の騰貴率に伴はず、又物價騰落の割合も速度も大なる場合には、殊に顯著であるが、經濟状態が平常に復しても、尙ほ利益はあるので、其利益は(一)仲買、問屋、若くは卸賣商の手を省く場合には、其收むる利益を省くこと(二)僅少の市場賃借料、販賣員、點火費などの外販賣費を要せざること(三)現金販賣とする爲め資金の回収速かに、貸倒の損失なきこと(四)前記の如き衛生、正直などの利益あることなどから生ずるのである。併し是等の利益の多少は、設置の方針、經營法如何にも依るので、例へば我邦の如く、小賣商人の出店多く、賣價も普通の小賣に比し多くは一割前後、稀に二割位低廉なるに止るときは(一)の利益は少く、又設備も不完全であれば衛生上の目的は達し難いのである。又是等の利益があるにしても(一)俸給生活者の如きは現金買を不便とし、(二)我邦の從來の習慣の如く、出買を不便とし、又不體裁とする外、(三)市場に遠いものは益(二)の不便を感じ、(四)商品の種類や品質に限りがあるなどの短所があつて、是

等市場の供給する範圍は、到底市民の中以下の中の一部の者の、一部の需要を満すに過ぎぬので、歐米の如く此機關の發達せる都市に於ても、其食糧品の供給の八割内外は、尙ほ普通商人の手を経て居ると云ふことである。併し假令一割でも二割でも、是等の市場を利用する者ほど其必要を感じ、生活上の壓迫があるのであるから、此制度が良いとしたならば、相當の策を講じ、其發達を保護すべきである。次に對市場政策の重なるものを考究しやう。

【註】東京市設小賣市場 は大正十四年末に二十箇所あり、其賣上金額總計五、七八五、二七七圓に過ぎず、其中の重要品十八種を示せば次のやうである。(第三十三回東京市統計表)

東京市設小賣市場販賣高

品目	單位	數量(千位)	金額(千円)	品目	單位	數量(千位)	金額(千円)	品目	單位	數量(千位)	金額(千円)
米	貫	一、三三七	一、六九一	茶	斤	四五	四八	鹽乾魚	貫	一一〇	二七四
麥	"	九四	八一	味噌	貫	七二	五九	鳥獸肉	"	三五	二二二
豆	"	八〇	八〇	醬油	石	一、七七〇	一三一	鶏卵	"	三三	一四一
乾物	"	一〇七	二〇七	和洋酒	"	九三四	一七四	漬物	"	九二	一〇九
砂糖	斤	一、三二六	三三三	蔬菜果實	貫	一三四八	六六一	燻	"	一五	五三
菓子	貫	一三四	三三九	鮮魚	"	二五〇	三五五	薪炭	"	七二	二七

(此外多いのは雜貨(二十萬八千圓)下駄、傘類(十一萬三千圓)荒物、金物(八萬九千圓)などである) 市内の米の消費高を假に一箇年二百萬石と觀れば、一石四十貫として、八千萬貫であるから、僅に一分七厘である。



(一) 取扱商品は如何なる種類にすべきであるか、是は大體の方針としては日用必需品でよい。就中日常の食料品に重きを置くべきである。即ち米及雜穀、薪炭、味噌、醬油、漬物、野菜、肉類、生魚、乾物、果物などで、東京などの實際市場を見ても、大凡斯様のものであるが、中には西洋小間物などを販賣して居る所もある。併し一家の日用品の中、被服費も中々容易ならぬ費目で、現今の如く高價な時には、殊に生活に影響するのであるから、呉服物などをも販賣させるがよい。固より斯くせば呉服店には打撃を與へるが、其點は他の商品も同様であるし、又呉服物の中でも、中以下の階級の使用する程度の實用品を販賣すること、猶ほ米穀でも三等米や蘭貢米を賣るが如くすればよろしいのである。

(二) 賣價は重要な問題であるから、市場協會でも、毎日仕入價格と販賣價格とを届出でさせ、且つ公表させることにして居る。實際の値段を見ると、普通の商店相場より一割前後は安いやうであるが、是れは大した效が無いのであるから、どふしても卸賣市場を設けるとか、製造元と特約して仕入を一層低廉にし、賣價を少くも二割以上(商品にも依れど)引下げて販賣するやうにせねばならぬ。(東京商業會議所は嘗て卸賣代價の二割増で賣れと云ふ意見書を出したが、是も商人的意見に過ぎないのである) そふすれば自然出賣を獎勵して賣上高をも増加し得るのである。米國などでは平均三四割安く販賣して居る市場がある。或は公設市場の相場を餘りに引下げるときは(一) 商賣人

が買入れ(二) 小賣商に大打撃を與へる虞があると云ふ者がある。之も一理あつて、實際は程度の問題ではあるが(一)の弊害は府の市場の如く、一人に對する制限(例へば米は一斗、味噌は一貫目の如し)を設ければ、大抵は防ぎ得べく(二)は多少已むを得ぬものとせねばならぬ(此點は後に述ぶ)。

(三) 經營上の主義を大別すると三種類ある。即ち(一) 營利主義(二) 實費主義、並に(三) 損失主義であるが(一)は此種の市場を公營とする目的から見て、矛盾して居るから採るべきものではない。(二)は多少の賃借料を收め、之に依て經常費を支出するので、唯建物の減價償却費までを得る如くすべきや否やは問題である。損失主義は或は建物を無料(又は之に近い程度に)で貸與へ、場合に依つては府市の費用で之を仕入れて各市場へ分配し、或は市が損失を負擔して廉賣するが如き方法であるが、斯くする結果は、市民の租税を以て中以下の階級の一部の者の救助に充つことに爲るから、常則としては採るべき策ではない。若し此方針で經營するなれば、寧ろ極貧者を調査し、之に一定の救助金を交付するがよい。尤も建物の低料貸付位はやつてもよいが、唯之が爲め單に販賣人の懐を肥すに止まるときは、何にもならぬことを注意しなくてはならぬ。

(四) 經營の主體は日本では、府縣市町村の如き地方團體であるが、英國には商業組合や私人、又は私團體がある。併し是は性質上地方團體に行はせるがよいが、我邦の如く(外國でも)單に建



物を造つて貸貸し、賣價や數量、品質を監督するか、又は直接經營の衝に當り、府や市の備入れた有給商人を以てすべきやは問題である。後者の制度は純然たる公營商店で、監督、統一などには便利であり、又賣價も引下げ得る餘地があるが、此主義は多少損失方針でやらねば、前者と大差はないことに爲る。値段を引下げる上に經費は嵩むからである。即ち内外共に貸貸主義が多い所以であらうが、徹底的にやるには、直營主義が便利である。尤も之にも弊害は少くない。

近頃東京府では、卸部に於ては、味噌醬油の工場に對して直接管理(?)を行ひ、精米部は四谷と本所に精米場を設け、市場は總て其米を販賣し、又燃料部は木炭を原産地より仕入れ、煉炭工場を造り、石炭の販賣も行ひ、是等は總て市場協會の直營とし、直屬七十餘名の現業員を使用して着々勵行すると云ふことである、蓋し一進歩と謂はねばならぬ。假令現在の如く貸貸するものとしても、多く小賣商人(市場に入る商人中には、失敗した者や、素人も少くない、従て一般に商人としての技能の低い者が多い)が普通に問屋又は卸賣商から仕入れて販賣するやうでは、餘り効は擧らぬのであるから、生産者の直接販賣か、又は卸賣の市場を設けて、此仲介者を省かなくてはならぬ。市場協會の規程には(第六條)販賣人の順位を(一)生産者、生産者の團體(二)前號の者より委託販賣を受けたる者(三)本會の指定したる商人などとしてあり、米は共同精米會社を、又醬油は日本釀造株式會社を指定する如く定めて居るが、是等の者が更に市場附近の小賣商人を指定す

るから、實際は規程の趣旨に副はないことに爲つて居るのである。孰れにせよ貸貸期間は短期として(府は三ヶ月毎に更改す)破約を防ぎ、且つ一種の「株」と爲る弊を避けなくてはならぬ。固より轉貸を禁ずべきである。

(五)位置と構造 市場の位置を定める前、先ず如何なる程度の都市が、市場を設けるに適するかと云ふと、米國「ブランチ」氏の説に依れば、市場設立の要求は貧民階級でなくて、寧ろ中流階級であるから、中流階級の多い所が必要で、人口から云へば二萬五千以下の所には適せぬと云ふて居る。兎に角餘り小都會には適せぬものであるが、扱東京の如き都會に何程の數を要し、又山の手、下町孰れに重きを置くべきやは問題であつて、大體實際を調査して決定し、餘り需要のない地區のものは閉鎖するがよい、實際も亦其方針である。

現在の市場は多く急速に「間に合せ」的のものを建てたのであるから、其構造は所謂「バラック」式の小屋に過ぎぬのであるから、商品の保存上、顧客の感覺上から云ふても、之は改築の必要がある。經費は獨逸の如く之が爲め公債を募集してもよいのである。〔其後幸に改築する。〕〔とにしたのである。〕

(六)監督 市府の當局者は、商的知識を有し、市場の機能に明るい監督官を置き(一)薄利多賣を旨とし(三)附近の小賣商に對し故らに挑戰的態度に出でざらしめ(三)分量、品質の不正を監視し(四)政黨に利用せしめず(五)掛賣を禁じ(六)市場日報を發行させるやうにするがよい。



殊に各市場の監督者の人選は必要である。

(七)免稅 現今我邦では公設市場の販賣高に對しても營業稅を賦課して居る。之は稅法にも免稅に爲つて居らぬし、又特別法があつて免稅しても居らぬ爲めであるが、之は此市場の性質から觀て、産業組合の如く所得稅と營業稅(市場販賣の分だけ)を免除すべきものである。

三、小賣商との衝突 以上種々の政策を述べたが、要するに公設市場の利益を徹底的に擧げるには、多少小賣商の利益を害することゝ爲るのみならず、場合に依り市場で販賣する商品の小賣商店中、少くも市場の附近に在るものは、閉店させてよいと云ふ考へでなくては、著しき効果を收めることはできぬ。例へば米穀にしても、内地米の三等でも二等米でも販賣し、現在の如く一升一錢や二錢の差に止めず、少くも三四錢引下げて販賣する如く(徹底させる場合には、多少損失主義となる)にせば、白米商は大影響を蒙るし、又呉服店や、化粧品店を始めれば、白米商と同様是等の商店に大打撃を與へることに爲る。殊に一般商品の市價暴落の場合には、此影響が著しくなくてはならぬ。若し現在の如く普通商店にも亦購買者にも餘り影響もせぬ程度に經營し、市場の市價は小賣市場の標準とは爲らず、却て一般商店の小賣相場を見て、之に依りて手加減を加へ、其差も五分か一割(中には二割位のものもあるが、之は稀である)にしか過ぎぬとすれば、實は公設市場は府市の當局が御茶を濁した申譯的の設備に過ぎぬと謂はねばならぬ。社會政策的の手段とすれば、も少し

實效を奏する程度に經營しなくてはならぬ。一部商人の反對運動などに辟易して居る様では、最初からやらぬがよい。鐵道運賃の特別割引を試み、忽ち之を廢した如きは、洵に無定見の話である。

併し問題が之れだけなれば甚簡單であるが、前項にも述べた如く小賣商人も亦社會の要素で、殊に都市生活には缺くべからざる機關である以上、又小賣商人にも中以下の者も少くない以上は、徒に消費者階級の利益なりと云ふて、正當に營業し來つた者を故なく、而も無償で叩き潰す(事實上)のは、是れ亦沒義道の政策と謂はねばならぬ。社會政策は各階級の調和を圖りつゝ、其發展を期するのであるが、是では頗る偏頗と爲る弊がある。若し小賣商人にして不正の行爲を爲し、又は暴利を貪る者があれば、それ等の者が倒れるのはよいが、之が爲め正當着實の商人も亦打撃を受けるのである。乃ち現在の公設市場に於て、商品の種類も、市價引下の程度も總て灰色に爲つた所以であつて、之も已むを得ぬ次第ではあるが、さるにても餘りに効果が少いのであるから、徐ろに有効の策を採るがよい。之が爲め或商人の増加率を抑止し、一部轉業の者が生じて、下層階級の保護上から見て、忍ばねばならぬであらう。(近頃公設卸賣市場を設けることはしたの、蓋し一進一退の歩ではあるが、それだけではまだ不十分である。)

市場の賣價を有效の程度に引下げ、而も附近の小賣商を苦しめぬ方法は、市場附近一定の範圍を限り、同業商人の希望に依り、相當價格で商店を買収すればよからうと思ふ、固より少からざる資金を要するが、是も亦已むを得ぬのである。(併し數の少い問屋買収などの外、之は中々問題であ



る。

〔註〕 東京市々設市場使用條例 の案は次の如くであつた。

第一條 日用品販賣の爲め市場を使用せんとする者は、本條例の定むる所に依り、市長の承認を受くべし。

第二條 前條の承認を受けんとする者は、二年以上引續き獨立して其營業に従事し且國稅營業稅年額十圓以上を納むる事を要す、

但農會、産業組合若くは之に類する團體又は生産製造者は此限りに非らず。

第三條 第一條の承認を受けたる者は、承認を受けたる日より七日以内に、使用料五ヶ月分に相當する保證金を納付すべし。

第四條 市場の使用承認を受けたる者は、市長の指定する期間内に開業することを要す。

使用者市長の定むる營業時間を伸縮し、若くは業務を休止せんとする時は、豫め市長の承認を受くべし。

第五條 使用者は其權利を讓渡し、又は使用場所を轉貸する事を得ず。

第六條 販賣品の種類及小賣価格は市長の定むる所によるべし。

第七條 使用者及従業者は市場の使用に關し、左の事項を遵守すべし。

一、販賣品の小賣価格は之を店頭に掲示し、若くは商品に表示すべし。

二、販賣は現金取引とする事。

三、卸賣は躰賣の方法により、其手数料は賣上高の百分の七を超へざる事。

四、賣上品目、數量及金額を毎日市長に報告する事。

五、其他市場管理に關し當該職員の命じたる事項。

第九條 市場の使用に付ては使用料を徴收す。但し特別の事由ありと認むる時は、市參事會の議決を経、之を減免する事あるべし。使用料は毎月廿五日限り其翌月分を徴收す。前項に依り難きもの、納期は、市長之を定む。

第十條 使用料は一坪一月十圓以内とし、市參事會の議決を経、市長之を定む。

四、公設卸賣市場 (Public wholesale market) は都市の如き地方公共團體が、主として魚類、

肉類及青物のやうな腐敗し易い日用食料品の卸賣を行はせる目的で設立し、卸賣商及仲買人に使用して、小賣商に販賣し、中間商人を監督して、市價の低落と其管理を圖り、荷役、貯藏、衛生上の備設を完全にする機關である、從來の所謂「市場」は多く卸賣市場であつて、其商品は生鮮食料に限らず、亦私設であつたので、設備も不完全であり、取引方法にも弊害が行はれたのである、例へば正米、織物、從來の魚市場がそれであるが、此中日常生活に最も關係が多く、且腐敗性があり、取扱が困難である爲め、商人の利益が割合に多い生鮮食料だけに對して、公設市場を設立することにしたのである、歐米では卸賣市場が先づ設立せられ、近年小賣市場が設立せられたのであるが、我邦では、前述の如く小賣市場が大都市に起り、公設卸賣市場は大正十二年十一月より施行せられた「中央卸賣市場法」に依りて設立せらるゝことに爲つたので、京都の卸賣市場が、昭和二年十二月から開始せられたに過ぎぬのである（東京と神戸が建設中である）。

(1) 位置と設備 卸賣市場は各地の産物を集めるのであるから、水陸交通の便利のある土地を撰び、鐵道の引込線を設け、且つ荷設の設備を完全にし、揚卸を迅速にすると同時に、小運送や荷役の經費を省くがよい、分場は便宜之を設けるがよいが、東京市及其附近の青物市場の如く、從來三十數



箇所になつたものを總て買収して、分場とすることは考へ物である、冷蔵設備は固より必要であつて、之には補助金が(五割まで)交付されることに爲つて居る。

(2)販賣者と其方法 卸賣市場では生産者に販賣させるべきであるが、生産地の組合も未だ多くはないし、又從來の習慣もあるので、問屋と仲買人に使用させて居る。併し法律は地方長官の許可を受ければ、何人でも卸賣をすることができるとに爲つて居る(法第十條)或は仲買人を省けと云ふ説もあるが、多數の小賣商を相手とするので、斯る仲介者を存置することも已むを得ないのである、唯各市場に於て、適當に數を制限することはできると思ふ、販賣方法は原則として糶賣とし、特別の事情があれば、相對賣買もできることに爲つて居る、獨逸や米國も多く此主義である、糶賣には公定市價が得られ、且つ私曲を防ぐ利益もあるが、市價の騰落を激しくしたり、其釣上の傾向を生じ、現金拂とする結果、買手に不便がある爲め、外國でも相對賣買を許可することにしたのである。

(3)設立者 は此市場が公共的のものであるから、地方公共團體を原則とし、特別の事情があれば、公益法人にも許すことにして居るが、之は性質上當然であらう、都市に依ては商工會議所などに許してもよいと思ふ。

(4)取扱商品 は原則として、魚類、肉類、魚類、卵、蔬菜及果實の六種とし、特別の事情があれば、是等の一部を省いて、他の商品を加へ得ることに爲つて居る、併し、取扱物品は業務規程に於て之を定

め商工大臣の認可を得べきことに爲つて居るから、經營者が任意に定めることはできぬのである。

(5)手数料 には市場の收むる使用料、保管料及手数料と、卸賣業者の收むる手数料との二種あるが、孰れも業務規程に於て之を定め、是亦大臣の認可を経べきことに爲つて居る、前者は實費主義を當然とし、後者は多少の利益を含めてよいが、公益の趣旨に背かない程度に止めなくてはならぬ、京都市場では一割以内と定めてある。

(6)報告と検査 市場の卸賣商は開設者に対して賣買値段と取引高を報告させることにし、又開設者にも業務や財産状況を商工大臣に報告させることができる、而して商工大臣若しくは府縣知事は官吏に命じて、卸賣商の業務、其帳簿、財産其他の物件を検査させ得ることに爲つて居るが、之は實際上の効果が薄くはないかと思ふ。

以上の外大體に互る問題として、卸賣市場の如きものを公營とすることが、果して社會上利益であるかどふかを考慮する必要がある、此種の市場は生鮮食料と云ふ如く、商品の種類は限られて居るが、現在全國に千六百餘あると云ふから、固より全部を公設に移す方針ではない。差當り六大都市に設立させ、漸次之に次ぐ大都市に及ぼす考へだそふであるが、公設市場には種々の利益があると同時に弊害も亦少くない。我邦では其成績が將來に屬して不明であるが、獨逸などでも弊害があるから、米國などでは之に倣はぬのである、斯る政策の目的は畢竟都市社會政策の一部であつて、公費を以て



都市の中産以下の者に良品を廉價で供給しやうと云ふのであるが、設備費の三分の一までは國庫の補助を受けることができ、冷蔵設備に對しても亦補助金があるのであつて、東京市の豫算を見ても總額千五百萬圓中三百七十五萬は既に確定の補助額と爲つて居る。此割合で交付しても、六大都市のみで二千萬圓近くの補助金が出なくてはならぬ、其他は都市の歳入より支出するのであるから、將來二十箇所も設立すれば、國費だけで一億圓以上は投じなくてはならぬ。之が爲め果して良品廉價供給の成績を挙げ得れば結構であるが、問屋や仲買の手数料や小賣商の利益が減少しなければ、効果は少くないかと思ふ。猥りに社會政策と稱して公費を濫費することは、餘程注意する必要がある、是等の財源は必しも資本家階級より出るものではないからである。或は從來の市場を改善して監督し、又公設とするも猥りに老大なる設備を爲さず、且つ新舊併立する如くするがよいのである。

#### 第四項 百貨店及通信販賣

一、性質 百貨店 (Department store) は又小賣大商店 (Big store) とも云ひ、店舗を各部門に分け、萬般の商品を販賣する極めて大規模の小賣商店で、其構造も亦壯麗を極め、顧客に對する設備至らざるなく、多くは直接に製造元から仕入れ (或は自ら製造を命じ、若くは製造所を所有し) 顧客には多く現金販賣を行ひ、莫大の廣告費を投じて各地方、海外までも販賣を行ふもので、全く

近世式の集中的小賣商店である。我邦では東京の三越、白木屋、松屋、いとう松坂屋、京都の大丸、大阪の十合などが其適例で、三越などは頗る大規模であるが、之を歐米の百貨店に比すれば、尙ほ遜色あるを免れぬのである。紐育の「ギムベル」兄弟商會などは、建坪約十一萬五千坪、昇降機四十六 (内容用三十六) 部門四百、店員五千人に上り、巴里で有名な「ボン、マルシェ」も亦使用人が五千人、二十年前の賣上二億法 (約八千萬圓) 廣告費三百萬圓を超へたと云ふことである。

此制度は今より凡七十年ほど前に、巴里で始められたものであるが、英國に於ける消費組合、就中株式組織の官吏消費組合が、其模範を示したものであるかと思ふ。兎に角現今では其經濟狀態やら、國民の氣風が之に適する米國が最も盛大で、次で佛國、英國、獨逸の順序であらう。

而して最初の起源が消費組合式であつたにしても、其後は種々の原因から起つて居る。即ち (一) 巴里、柏林、又は我邦の如く首府が全國の流行を支配する勢力を利用し、主として流行品即ち被服類、化粧品などを販賣する爲めに起つたもの (二) 獨逸、伊太利の如く工業發展の結果、或は其製造品販賣の爲め、又は需要品を敏捷に供給する爲めに、工業家が銀行の援助に依つて起したものの (三) 工業地に於て多數労働者の需要に應ぜんとして設立せられたもの (四) 都市の一部分に小賣商店の缺けたるを補ふために起つたものなど種々あるので、從てそれ／＼特色を異にするわけである。更に他の方面の原因、即ち此種の經營を有利にした要素を考ふるに (一) 交通、通信、小包郵便など



の便利ができたこと(二)生活程度が昂上し、奢侈的流行品の使用を廣めたこと、竝に店前裝飾其他の欲望挑發策は益此傾向を煽ること(三)小賣商店の競争激しく、經營漸く困難を加へる一方、顧客の満足充分ならざる爲め、之に適應せんとせること(四)從來の小賣販賣法には種々の短所があつた爲め、之を改めんとしたこと(五)一般に大規模經營を有利とするに至つたことなどである。

二、利益 百貨店の利益には(A)經營上(B)顧客(C)國民經濟上の三方面ある。即ち

(A)經營上の利益 には(一)大資本を擁して建築を莊麗にし、商品の分類と陳列を巧にして、時々の廉賣や、催物に依りて顧客を吸收し得ること、顧客は一般商店に比し入り易く選擇し易く、且地位等に關せず、無差別に待遇せらるゝことや、簡易な食堂のある爲めに、一層客足を引くこと(二)資金豊富にして信用があり、銀行より借入るゝにも便宜であり、製造業者や問屋に對して壓迫的氣分を以て望むことができる。殊に財界が不況で、一般小賣商の信用が缺乏した場合にそふである。(三)仕入の分量が多く、且つ現金仕入ができるから、廉價に仕入れができること、外國では、破産した商工業者の商品を一纏めに仕入れて之を廉賣する便宜がある(四)製造元の大得意先として、自己の便宜に適するやうに製造品の注文ができ、從て仲買、問屋などの手を省くこと(五)正札現金販賣の爲め懸引の弊を避け、貸倒の患なきこと(尤も近頃常得意には掛賣を爲し、其金額も少くないが、掛賣先を吟味する爲め、貸倒が少い)(六)大規模經營の爲め、多額の俸給を與へ、有能の支配

人、仕入係、販賣係を使用し、而も仕事の多い割合には之を要せず、例へば一方の閑暇のときは、之を他方へ流用するが如き利益あること(七)廣告費の總額は莫大の金額を示すも特別割引があり、且つ、之を各部門、各商品又は賣上金高に比較すれば却て低廉で有利であること(八)交通の便なる要衝の地域を設けても、單に其一方だけが繁榮な街路に向へばよろしく、又數階に重ね得るゆへ地代も割安にすむこと(九)通信販賣に適し、内外の廣大なる範圍を得意先とし、賣上金を尅大なる數字に達せしめ得ること(十)從て莫大の利益を收め得ること(十一)あらゆる商品を各地に販賣する爲め、一商品一地方に於て不利なるも、他方に於て之を補ひ、又年内の多忙なる時機の點に於ても、相互相補ひ得ること(十二)商品切手の信用厚く、其流通多きときは、資金の運用上意外に有利なることなどである。

(B)顧客の利益 (一)はあらゆる所用品を一箇所で買入れることができ、而も「エレヴェーター」や自動階段などのあるが爲め、買物の時間と手数を省くことができ(二)呉服物、化粧品の如き婦人の選擇品に適し、(三)無料で配達し、其の配達迅速なること(四)不満足の商品は取替へ又は代金を返戻すること(五)品質の割合に代價が高くないこと(六)買物の傍ら娛樂も得らるゝこと(七)貧富を區別せず一様に待遇すること(八)贈答品に切手を使用し、其信用が一般商店以上に在り、且つ切手を現金に代へたり、普通商店でも使用し得る場合があることなどである。





(C)國民經濟上の利益 は(一)大規模經營の利益、即ち資本勞力の經濟的使用の外(二)中間商人を省くこと(三)あらゆる商品を供給し、顧客に便利を與ふるだけの需給の適合を便にすること、(四)小賣商店並立の場合の無用の競争を防ぐこと(五)婦人、小供の勞働の需要を増加すること、(六)使用人の待遇、教育、衛生にも注意し、貯蓄、保險なども行ふことである。

三、弊害 も亦三方面から観ることが出来る。

(A)經營上の短所 は(一)大資本を擁し、大經營の才幹ある者でなくてはできない(二)大都市で顧客多く、電車の便など交通の便ある土地でなければ、適せぬ(三)建物、設備、廣告費に莫大の經費を要し、加ふるに陳列の爲め店曝しと爲るもの少くなく、顧客意の如く蝟集せざれば經費倒れに終ることがある。即ち存外投機的である(四)都市の顧客は「買ひ馴染み」と爲らず、(五)競争的百貨店の現出を見る爲め、且つ普通小賣商店の對抗運動と其改善や、將來消費組合、連鎖商店、生産者の直接販賣が行はるゝ暁には、經營益困難と爲ること、(六)使用人の數著しく多く、個人商店の如く對人的親し味なくして Impersonal と爲り之が統御、待遇容易ならず、能率を増加させるには、相當の苦心を要すること、殊に店員問題の喧しき現今に於てはさうである、(七)大都會にても米穀薪炭の如き生活必需品を販賣することはできぬので、多くは流行品であるから、經濟界の變動に伴ふ影響が著しく、又「ローズ」物が出易い、(八)顧客の多數は尙ほ附近の小賣店にて間に合はせ、

上等产品を求むる場合にも、それ／＼専門商店に赴く風があること(九)中心地點の交通の混雜は婦人小兒の出入を妨げることなどで、從て此種商店の發達には限りがあるのである。

(B)顧客の不利 (一)中以下の婦人は普通の商店に比し、入りにくい傾きがある、殊に買物が少い場合にはそふである(二)百貨店の顧客の大部分は、店舗より離れて居住するから、假令電車の便があつても、時間を空費し、殊に入店後娛樂的に遊び過ぎる弊がある(三)商品の代價が往々不廉で、又飾附けに眩惑せられ、不用品を買入れ、必需品でも、自然身分不相應なる品質のものを買入れる虞がある(四)切手贈答の爲め時間を空費し、其利子を失ふことなどである。

(C)國民經濟上の弊害 に就ては、從來外國就中佛、獨などで議論のある所であるが、主なる攻撃は小賣商に打撃を與へる點に在る。即ち(一)巨額の資本を頼んで顧客を眩惑させ、正直ではあるが資本の乏しい従來の小賣商を衰へさせ、自然或る商品、或る社會に對して獨占的の勢力を有し、通信販賣又は出張販賣に依て、地方商店の利益(就中呉服店の利益)をも吸収するやうに爲ること、其他(二)顧客に對しても、徒に欲望を挑發して無益の消費を促し、時々廣告的に廉賣を行ひて、中流以下の家政を亂し、更に(三)獨立の商人又は手工業者を使用人の地位に陥れ、多數の使用人は生涯獨立の機會がないことになる、(四)莫大なる廣告費の少くも一部は社會的損失に終ること、また佛蘭西で甚しい攻撃に爲ると(五)元來何人も一種類以上の職業に従事すべきものではな



い、然るに百貨店があらゆる商品、例へば吳服物でも、帽子でも、靴でも、洋傘でも、本でも香水でも賣るときは、それ〴〵其専門業に依て生活する者から、盜取するものである、など、云ふがある。

四、政策 是に於て外國でも先づ佛國に於て、百貨店特別課税論が唱へられ、今から四十餘前に之を課し、幾何もなく之を改正し、人口十萬以上、使用人百人以上の百貨店に對し、使用人一人毎に五十法、建物賃賃價格八分の一を課したが、百貨店は之を補ふべく販賣高を増加させ、何等一般小賣商に利益を與へなかつたのである。獨逸に於ても小賣商人の運動激しく、一八八五年に(一)小賣業を目的とする株式會社の設立を禁ずること(二)官吏軍人の消費組合、竝に官公吏を目的とする百貨店の設立を禁ずること(三)大商店の支店に特別税を賦課すること(四)百貨店は必要ある場合に限り許可すること(五)一定額以上の賣上ある百貨店に對し、累進的賣上税を賦課することを要求したが、獨逸帝國當局は社會政策的理由に因る租税は、營業の自由を妨ぐるものとして、之を許さなかつたのである。併し聯邦各州中には帝國の方針に反し特別税を課したので、例へば普魯西では賣上金額一年四十萬馬克以上の百貨店(通信販賣業、或種の消費組合も亦之に準ず)は、其賣上金額の一分より累進し、最高二分までの租税を賦課することにしたのであるが、是れ亦百貨店に對しては何等打撃を與へぬと云ふことである。米國でも嘗て二、三州に於て特別課税を試みた

が、憲法違反と云ふ理由で廢棄せられたのである。要するに此立法も亦社會主義又は社會政策的氣分の多い國に於て見るのである。

百貨店に對する非難の中稍理由あるものは(第一)の一般小賣商の打撃であつて、顧客に對する弊害の如きは、獨り百貨店に限つたものではない、又使用人的生活者を増加させることは現代經濟組織の共通の現象である。獨り小賣商に對する影響は可成り多く、我邦の如きは百貨店の數がまだ少いから、吳服商や化粧品其他の雜貨商、食料品などの外左程でもないが、歐米の如く發達して來ると、是等の小賣商に與へる打撃は少くない。現に東京などでも、古くから中流上流を相手にして來た吳服店の如きは、百貨店の爲に相當の打撃を受けて居るのである。併し大規模の者が小規模の者を倒すことは、工業、運輸の方面にも行はるゝことであつて、百貨店にも前述の如き利益(顧客と社會とに)があるとするれば、此點だけで特別税を課することは考へものである。併し我邦でも漸次發達して其數が増加し、弊害も甚しく爲つた曉には、課税其他の政策を探つてもよいが、之を有效にするには、相當に營業の自由を拘束することに爲る。尤も此營業は幾分獨占的傾向を帶び、收益も少くないのであるから、普通の營業者に比して稍重く課税することは、却て公平と爲る所以であらう。要するに此問題に就ても、一般小賣商は自ら經營方針を改良し、且つ協同して自立の策を講ずる外はないのである。廣告費が必ずしも社會的冗費でないことは、第三節に述ぶる如くである。



五、通信販賣 通信販賣業 (Mail-order business) とは廣告的又は勸誘的の手紙や、型録などを配布し、又は新聞雜誌などに廣告して、各地方、海外などから顧客の注文を受け、小包郵便などに依て商品を送る業務で、内外共に百貨店の兼業的のものが多く、外國には相當大規模の専門的通信販賣商店があつて、其海外販賣高も少くないのである。我邦の新聞雜誌社の代理部などと云ふのが、内職的通信販賣で、種苗、農具などには専門的のものがある。是も亦經營者や、地方の顧客から見て相當の便利はあるが、併し(一)此種の商店中には顧客より前金を受取り、如何はしき商品を送附する悪商店もあり(殊に種苗などにある)(二)信用ある商店の通信販賣は地方商人の賣上を減ずることに爲る。(第一)の弊害は相當の取締を行ふ必要があるが、(第二)の點は前記百貨店に對する場合と同様の態度に出づる外はないと思ふ。尤も之は外觀ほどではないので、米國の如く通信販賣の盛んな國でも(一九一二年六月の「商業雜誌」に據る)同國の地方小賣店が約三十萬あり、其賣上金が三十億弗であるに、通信販賣の賣上は八十萬弗、即ち一萬分の二・七に過ぎぬと云へば、大した心配はないのである。又都會の大商店では、定期に地方へ出張して廣告的販賣を試み、是も多少地方の商店に影響するが、販賣策としては己むを得ぬ。尤も小商人が都會の「ローズ」物や「イカサマ」物を出張販賣するのは、相當の取締法を設けるがよい。

六、我邦の百貨店問題 我邦に於ては前述の如く、從來吳服商を始め一般小賣商中には百貨店の

繁榮の爲め、顧客を奪はれる者が少くなく、近來(大戰後)は酒、醬油の如き食料品や、臺所道具までも賣出し、殊に有名な品物(例へば金、今や龜甲萬の醬油の類)を廉賣したり、其他吳服物でも破格の廉賣(廣告ほどではない)を行ふ者がある爲め、小賣商店、就中東京の商店は益脅威を感じ、其對抗策を講ずるに至り、地方でも百貨店の出張販賣に對し、建物の賃貸を拒ませるやうな妨害を試むるものがあるのである、尤も餘り痛痒を感じない商品の販賣店、例へば金物、書籍、時計、薪炭、煙草、商品、機械、青物などの商店は利害を感せぬのであるから、打撃の程度は商店に依て異なるわけである。小賣商對百貨店問題は此點に於ても幾分弱點があるのである。

(1) 同業組合の脱退 東京を始め六大都市の百貨店は、從來各商品の同業組合に加入して居たのであるが、百貨店は其煩に耐へず、且組合の法規は百貨店の如き商店のなかつた時代の制定で、時世に伴はぬとの理由で、加入免除を請願して居たのである、組合側では最初は經費の分擔位の目的で、加入を要請したのであるが、昭和三年六月二日商工省は條文の但書である「商工大臣が特別の事情があつた場合には脱退を許可することを得」と云ふ規定に據り、之を許可した爲め、三越は陶磁器組合外二十九組合から、白木屋は同二十八組合から脱退したのである、其後他の百貨店も亦之に倣つて、漸次脱退することゝ爲つたのである。

小賣商の主張中重なる點は、各種の業務を營む者と雖も、從來それ〴〵、當該組合に加入して居



るから、獨り百貨店だけに除外例を設ける理由はないと云ふに在る。一應尤もであるが、酒屋が、薪炭や油を兼ねると、百貨店とは著しく趣を異にして居るから、之は理由にはならぬ。百貨店の之を嫌惡する所以は經費の問題もあるが、それよりも、組合の規約に依り、賣價其他の販賣條件を拘束される點にあると思ふ。乃ち百貨店のみと同業組合を設立せんとする所以であつて、斯様に利害が衝突した場合には、脱退を許すことも亦已むを得ぬであらう、併し之が爲めに百貨店が自由行動の利益を享け、他の商店が假令消極的でも不利を蒙るものとすれば、多少の特別税を甘受する位の義務はあると思ふ。

(2) 課税説 百貨店に對して特別課税を行ふ例は外國にもあるが、百貨店は准獨占の利益や、組合脱退の特典があり、相當の利益を收めて居るのであるから、適度の特別税を賦課することは公正であると考へる。東京市では賣上金高の千分の一を賦課する議があつたのであるが、未だ實現を見ぬのである(百貨店の賣上金高を一億圓と見ても十萬圓の税が取れる)其後(昭和三年八月中旬)商品切手に對し、五厘乃至一分の課税をすると云ふ説があつたが、當業者の運動に依て瞬昧と爲つた。

(3) 廉賣の取締 商工省では實業組合聯合會の運動に動かされ、百貨店の不當廉賣(?)を取締ると云ふて居る、其理由は消費者に利益を與へず、徒に同業者を害すと云ふに在る(之は同業組合法改正の交換條件だと云ふ話である)。

(4) 小賣商店の自衛策 小賣店中には百貨店物興の爲めに倒産する者もできるであらうが、前にも亦消費組合の節にも述べた如く、之は洵に已むを得ぬ次第である、尤も昨今我邦の小賣店の打撃の多いのは、必ずしも百貨店の爲めではない(百貨店が繁昌しても)、元來小賣商店の失敗歩合は内外共に著しく多いのが普通であつて、其重なる原因は、無經驗と資本の缺乏とに在るのである、それ等の原因がある上に、財界の不況や大震災や金融恐慌の打撃を受けた爲め、小賣商は苦境に陥つたのであつて、百貨店は合理的經營法や、資本信用の厚い爲めに比較的打撃を受けぬのである。

併し大勢より觀て打撃を蒙ることは免れぬ運命であるから、小賣商としては何等か自衛の策を講ぜねばならぬ。其一策は百貨店の課税策である、其課税にも賣上金の外、切手税を起す方法や、保證金納付などの方法もあるが、孰れにしても、是等の負擔の爲め其經營を困難にする程度に至らしめることはできぬ、それは百貨店の不利益であるのみならず、一般消費者にも亦不利益を及ぼす處があるからである(賣價の引上又は廉賣の減少、甚しきは閉店に至る類)若し輕度の課税であるとすれば、外國の例にもある如く、百貨店は能率増進其他經營法の改良に因て、之を補ひ得るのであつて、殆んど影響を生ぜぬのである。而して同業組合の加入を強制するが如きことも亦同様であることは、從來の例で明かである、要するに他力本願の對抗策は餘り効力がないのであるから、歸する所は各自の努力に俟つ外はないのである。



然らば如何なる方針手段を採るべきやと云ふに、商品の種類や、規模の大小、其所在地、得意關係等に依り區々であつて、一概に論ずることはできぬのであるが、大體の要點は次の數項に注意すればよい。

(A) 商品の種類 百貨店の販賣に最も適する商品は、所謂選擇商品(Shopping goods)である、即ち呉服物、衣服、化粧品、流行品の類であつて、附近や出先で買入れる便宜商品(Convenience goods)には適しない。即ち薪炭、白米、煙草、賣藥、石鹼、臺所道具などは、附近の商店で買入れるのが普通である。又特別品(Specialty goods)即ち山本の茶、服部や天賞堂の時計、何々屋の足袋と云ふやうなものも、百貨店に依る必要はないのであるから、普通の商店では成るべく是等の商品を取扱ふがよい、假りに選擇商品を販賣するにしても、分業的に經營し、(例へば銘仙、木綿の紺、莫大小、半襟、「シャツ」の類)其種類のものは、總てを網羅するとか、或は上等品だけに限り、若くは廉賣品だけを集めるのも便利である。米國式の均一賣價商店も亦可なりである。

(B) 豫算の統制 會計帳簿を整理し、經費や賣上の豫算を確立し、之に依り、合理的に經營するのである、從來の如く唯「メノコ」勘定で雜然とやつてゆくやうでは、經營上の種々の缺點ができるのである、此點より觀ても、學識ある専門の簿記方を使用するがよい。

(C) 共同仕入 歐米でも支那でもよく試みらるゝのであるが、同業者が同一生産地若く先は製造

會社から一まとめに仕入れるときは、賣價や運賃、金繰の點に於て極めて有利である、小賣商が此點まで協同することは中々困難であらうが、何とか工夫して行ふがよい、百貨店の長所の一つは體に廉價仕入に在るのであるから、此點に打勝つ必要がある。

(D) 共同製造と販賣 商品や化粧品中容易に製造のできるものは、小賣商店の共同出資に依て製造會社を設立し、各自に之を販賣することも亦一策で、ツマリ連鎖商店の主義を加味するのである、其他共同賣出の外、販賣に協力し、「買物町」(Shopping street)を形成することに努力するもよし。同一系統に屬する各種の組合が聯合して、相互の統一を圖ることも亦一策である。例へば酒造業者、問屋、仲買、小賣商などが縦斷的聯合を圖るのである、東京でも後ればせながら、此種の計畫があると云ふことである。

(E) 資金 小賣商店は概して信用が少ない爲め、金融に苦しむ者が多い、殊に不況時代には此短所が現はれるのであるから、低利資金の融通を求むるなどの外、好況時に利益を留保して置く必要がある。又無經驗で資本の乏しい者は、小賣商店を開始せぬが安全である。

(F) 顧客の利益 凡そ商店の繁榮は顧客に對して便宜と利益とを與へる點に在る、百貨店の繁榮も實は之に歸するのであるから、一般小賣商も常に思を此點に致し、配達、包紙、勘定、店舗の組織體裁、店員の訓練、其他萬事に對して、此點の改善を圖らねばならぬ。



(G)信用の改善 從來の小賣商には品性劣等の者も少なくなく、只管自己の利を圖るに汲々として、「消費者の配給機關」であることを忘れて居る者が少なくない、從て日常の販賣に於ても、御客を誤魔化してもよいと心得、品質を詐り、數量を減じ、客を見て吹掛けるなどの弊害があるからして、一般人の信用が薄いのである、是も顧客を驅て百貨店に赴かしむる所以であるから、一般小賣商は總體的に人格の向上、信用の建直しを圖る必要があるのである。

(H)店員の改良 一般商店の店員は教育其他の點に於て百貨店に及ばないのであつて、是も不振の一原因であるから、其選擇に注意し、之を訓練し、教育し、待遇も亦改めなくてはならぬ。小商店では一寸困難であるが、方針を此點に置かねばならぬ。

(4)小賣商店の將來 百貨店は益經營法を改良し、重要地區に支店出張所を設け、連鎖式の商店もポツ／＼現れ、公設市場や消費組合も微々たれども増加し、労働運動者は之を促進し、生産者の直接販賣も試みらるゝに至れば、從來の小賣商は、愈以て苦境に陥らねばならぬ。即ち前述の如き方針に據て改造する必要があるのであるが、斯様な經營法に改むれば、自然商店の數は減少し、少くも濫設を防ぐことには爲り、小賣商過多の非難も多少免れ、資本、勞力を有効に使用することができ、其結果は前記各種小賣業者の分野が定り、一般小賣業は百貨店や其他の分配機關が手を延ばし得ぬ領分で、販賣することに爲るわけである。斯くて各の機關が協調を保つことは、尙ほ運輸交通

上、汽車、電車の外に、自動車、荷車、馬車、擔夫の存する如く爲るのである。

併し歐米の例を見ても、新式小賣店の供給高は割合少く、米國の如き百貨店や連鎖商の多い所でも、一割五分位だと云ふことであり、又小賣商も割合に減少せぬのであるから、一般小賣商も徒に前途を悲觀するには及ばぬのである。殊に百貨店は同業者の競争も益激烈と爲りて經營容易ならず、我邦では消費組合や公設市場の類は少く、生産者の直接販賣も有利に行はれ難いものであるからして、決して落膽するには及ばないのである。

### 第五項 連鎖商店

一、性質 米國で連鎖商店 (Chain store) と呼び、英國で複合商店 (Multiple shop) と云ふのは、商品の製造會社又は輸入商が、其製造品又は輸入品などを直接に販賣する爲めに、全國到る所の都市に於て (又は往々海外の都市に) 小賣に適する土地を選び、順次小賣商店を設立し、本社の店員を派出し、又は其地の代理店員などであつた者を備入れ、各商店を支配させ、本社の販賣部で之を統帥する仕組で、即ち製造會社又は卸賣商の始めた變態的百貨店で (商品の種類の少いこと、販賣部が地方に散在する點などが違ふ) 大量仕入 (又は製造) 共通事務の集中並に分擔などは、百貨店の長所を採り、顧客と商店間の親密な關係は、從來の小賣商店のやうにし、一つは從來の代理店



制度に代らしたものである。英米でも早いので二十年位のもので、尙ほ試験時代ではあるが、既に良好の結果を収め、今後漸く増加する傾向があるのである。尤も商品にも依るので、此制度に適する商品は薬品や食料品の如く、販賣の單位が少く、主として個人的使用のもので、米國などでは薬品、煙草「ピアノ」其他の樂器、裁縫機械、萬年筆、靴、襪衣などの製造所が之も營むのである。有名な「シンガー」裁縫機械や「ウォーターマン」萬年筆などの販賣法がそれで、日本の有田「ドラッグ」などが之に倣つたものである。米國の連鎖商店中有名な「聯合煙草商店」などは、紐育市の總煙草小商店一萬二千の中約三百を占めて居ると云ふことである。此他或商品例へば薬品の小賣商が出資して製藥株式會社を設立し、其製品を販賣するが如きものも、亦一種の連鎖商店で、小賣商が製造會社や卸賣商に對抗する方法の一つである。又小賣商が有力な同業者を集めて購買聯合を造り、或は各種の商品を販賣する商店が協同して、共通の仕事を行ふ團體などもできて來たのである。小賣商店は元來合同を困難としたのであるが、是等の組織が盛んになれば、相當に合同することが出来る。例へば一九一二年の春、全米各地の食料品連鎖商店、此店舗約三千に及ぶ者が一大合同を造らんとした如くである。

二、利害と政策 連鎖商店は卸賣商が直接小賣をする場合には、大量仕入と少額販賣とを連結させ、顧客に對して賣値を低廉公平にし、商品の配給を速かにする利益があり、また製造所が設置出来る場合には、代理店又は小賣商の利益を自ら收得し、販賣高を増加し、顧客が如何なる種類品質のものが必要するやを知り得る爲め、製造法の改良、生産費の節約を促し、需要の緩急に應じて製造できる物は、賣殘品に苦しむ弊を避けることができる。併し(一)多數の店舗を設置し、又は買入るゝことは小資本の者にはできぬし、又(二)連鎖商店相互の間にも競争が起り(三)且つ前述の如く商品の種類に依ては之に適せぬ缺點があり(四)從來代理店制度で販賣したものを俄に此制度に改めるときは、種々の不便が生ずるのである。

是等の制度に對して如何なる政策を探るべきであるか。外國でも未だ耳にせぬのであるが、是れ亦同種の小賣商店には影響するのである。併し既に小賣商が直接製造元から仕入れる事を許す以上は、省かれた卸賣商の階級が直接小賣を營むことを禁ずる理由はない(我邦では往昔之を禁じたことがあるが)。又製造所自ら小賣を營むことも不都合はない。從來卸賣商が自ら小賣をせぬのは、それが不便であるのと、其得意先たる小賣商に對する義理合、又は策略からであるが、自ら小賣をすることを利とした場合には、之を行ふてよいのみならず、若し之が爲め小賣代價を引下げ得れば、消費者には利益である。製造所の直接販賣も亦さうであつて、要するに、是等の方法は特に保護するほどの事はないが、又抑制する理由はない。若し小賣商の協同經營に依る商品であれば、其自立上已むを得ぬ策で、却て多少の保護を加へてもよいのである。唯之が爲め或商品の市場獨占を生じ、消



費者を搾取するやうな程度に至れば「トラスト」に對する政策と同様の處置を採らなくてはならぬ。

## 第六項 割賦販賣

一、意義 割賦販賣法 (Credit installment system) は掛賣の一種で、掛賣代金を分割して支拂はせるのである。商品にも、有價證券にも、不動産などにも行はれる方法で、日本で多く此法を用ふる商品は、大辭典、叢書の如き高價の出版物、樂器、裁縫機械、家具、洋服の類で、近頃電話、膳碗、債券、自動車などを此方法で販賣し、建物會社などは從來之を用ひ、又土地を年賦で販賣する方法もあるのである。獨逸などでも之に依る商品は、室内設備品、衣服類、懷中時計其他の高價品、機械類、樂器並に書籍である。英國などでも百科全書、「ピアノ」、家具、「モーター」、大きいのは据付機械、貨車、客車の類まで賣るのである。期間は三四箇月から長きも一箇年まで位であるが、高價の機械や、貨車又は建物などは三年五年に及ぶことが珍しくない。毎支拂期は普通曆月にするから、之を月賦拂と云ふのであるが、毎週、毎三箇月、毎四箇月、毎半年、毎年などもある。米國でも家具、樂器、書籍などの販賣には從來月賦拂の方法を用ひて居たのであるが、一九二〇年と一九二一年の不況時代より各種の商品に對して之を用ひ、大流行と爲つたのである。其中最も多いのは自動車であるが、其外家具其他の家庭用具 (真空掃除器、洗濯機械、冷蔵庫、製氷機械等) 電氣や瓦

斯の「ストーヴ」、扇風器、料理用具、溫熱器、寶石類、毛皮のコート、裝飾品、皿類、硝子器及陶磁器、骨董品、樂器、「ラジオ」の器具などにも用ひられ、日用の洋服なども月賦で販賣する者が少くないと云ふことである。米國に於ける一箇年の小賣總額 (四百億圓) の約一割五分は月賦販賣であつて、一定時の月賦掛金は二十七億弗に及び、此内自動車だけでも十五億弗 (三十億圓) に上ると云ふことである。斯様に急激に増加したのは、(一) 財界不況に因る過剰生産品を賣退くこと、(二) 機械や自動車の製造が著しく發達したのに、是等は比較的高價で、現金賣に適せぬこと、(三) 一般人就中勞働階級の収入が増加したこと (四) 廣告其他販賣策の發達 (五) 金融會社を始め、銀行、其他一般投資家が、月賦金融に便利を與へたこと (六) 米國自由公債の割賦拂などであつた。割賦代金の總計は利子以外の集金費用、延滞、解約、金繰の都合などを見込むから、相當に高いのが普通であるが、外國などで高價のもの、殊に營業用のものは、年五分か六分の利子を見積るに過ぎぬ云ふことである。

二、利害と政策 貸銀生活者は固より、官吏、會社員、教師の如き俸給生活者も、亦小商工業者も、一時に纏つた買物をするこの困難な者が多いが、家具、辭書など高價の物を必要とする場合がある。(一) 割賦拂は是等の者に對し、定期的少額宛の支拂で購買させる利益がある。(二) 若しそれが營業用具であれば、其收益で賦金を支拂ふことができる。(三) 月賦期間に缺點を現はすやうな



商品は販賣し難いから、自然良品を販賣することに爲る。(四) 賦金を支拂ふ爲めに、自然勤勉節約の美風を養ひ、強制貯蓄と爲るのである。併し之が爲め顧客は(一) 往々不用の商品や、身分不相應の家具、機械を買入れて家政を亂し、(二) 割高の買物を爲し、往々中途支拂不能と爲り、商品を取戻される虞があり、(三) 契約書は多く賣主にのみ有利なる条件を含むから、正當の買主でも不利益を蒙ることがある。又國民經濟上より觀ると(四) 貯蓄の源泉を涸渇させて、生産財の増加を妨げ、(五) 消費者信用の過度の膨脹を來し、空景氣を生じ、一朝不履行が起れば恐慌を來すの虞がある。翻て商店の側から見ると(一) 購買力の少い顧客に對し、相當に高い商品を買ることができ、從て其賣上高を増加し、(二) 一旦此方法で顧客と爲つた者は、自然親密と爲り、他の商品も買入れる傾きがあり、(三) 月賦販賣の爲め、商店其のもの、廣告と爲るが如き利益もあり、(四) 製造會社から觀ると、生産高を増加して、間接費を節約し、(五) 期節的の物でも、年内平均的に生産し、(六) 消費者の對物信用を利用する長所がある。併し一方に於て(一) 資金を固定させるゆへ、資本又は信用を要すること多く、(二) 廣告勧誘の費用と手数を要することが少くなく、(三) 掛金延滞、中途解約の損失あり、(四) 集金、解約品の處分、帳簿の整理などが煩雜なること、(四) 惡意の顧客に欺かるゝ如き缺點がないではない。併し月賦でなければ、殆んど三分の一も賣れぬやうな商品もあるから、此方法は棄て難いものである。

割賦販賣を普通の法律にて律し、當事者間の任意の契約に依らせるときは、販賣者中には随分苛酷の條項を挿入して購買者を苦しめ、中には地方の人を欺き、代金の拂込を受けながら商品を送附せぬ者もある。歐米では之に關する訴訟沙汰も少くなかつたので、獨逸などでは、夙に之が取締法を設けて居る。我邦では債券の月賦販賣者に不正漢があつたので、大正七年三月「有價證券割賦販賣業法」を發布し、同年九月一日から施行することにした。即ち此業務を行ふ會社は十萬圓以上で、拂込は少くも五萬圓とし、大藏大臣の免許を要し、その他兼業、資金運用などにも制限を設け、又賦拂金延滞の場合の處分法なども規定してある。我邦ではまだ商品や不動産に關して、餘り販賣者側の不正や苛酷の仕方を聞かぬが、漸く其弊害も現はるべく、又裁縫機械の月賦販賣々込人などは随分執拗に勧誘する弊がある(獨逸にては之を禁止して居る)のであるから、一般的に取締法を制定するがよいと思ふ、英國などには賃借購買(Hire-purchase)と云ふて賦金を賃借料と看做し、皆済の時始めて賣買と爲る契約が多いのである。米國では區々であるが、賃借が多く、其他は動産質、條件附賣買である。我邦でも契約自體に疑問のあるのができるのであらうと思ふから、此點から觀ても、一般的特別法を定めるがよい。併し大體の主義は不正の販賣者を取締る程度に止め、之が爲め正當穩健な取引を害するやうに爲つてはならぬ。購買者が高いものを買入れる弊害などは、已むを得ぬ手落である。



【參考】拙著「改訂商業賣買」下卷二四六頁以下、岡本眞一「月賦販賣制度の社會的及經濟的結果」(國民經濟雜誌、昭和二年四月號) F. Rort, "The deferred Payment System in the United States" (The Economic Journal, Vol. XXXVI, June 1926.); W. C. Plummer, "Social and Economic Consequences of Buying on the Instalment Plan" (The Annals of the American Academy, Vol. CXXIX, January, 1928.); E. R. A. Seligman, The Economics of Instalment Selling.; W. A. Estlich, Law of Instalment Sales of Goods. . . .; A. E. Bull, Mail Order and Instalment Trading.

### 第七項 行 商

一、種類及利害 茲に行商と題したのは、廣く意味であつて、市内の呼賣商 (Hawker) 訪戸商 (Canvasser) 普通の行商 (Pedler) 其他海外商業旅行人 (Commercial traveller) などをも含むのである。即ち定住商人に對する移動商人 (Itinerant vendor) である。呼賣商とは市中を呼賣する豆腐屋、豆腐屋、飴屋の類で、小商人、就中腐敗し易き物の販賣策としては便利であり、又顧客にも都合がよいので、別に弊害も認めぬのである。訪戸商は賣藥屋、八百屋、洋傘屋、小間物屋などで、多くは一定の店舗を持たず、商品を背負ひ、又は車に載せ、適宜顧客の家を訪問して販賣するもので、行商も亦大差はない。是等は自己の生産又は製造した物を其附近のみで賣切れぬ爲めに、持廻る場合もあり、又土地貧弱の爲め生計困難を來し、已むを得ず此業務で生活する者もある。其外廢兵などの業務として慈善的購買を求める向もある。而して消費者、就中地方の村落で商店の少き所の消

費者は、之が便益を認めて居るが、中には(一)顧客の無智なるに乗じて、イカサマ物を高く賣附け、(二)往々贓物の販賣策とし、(三)鼠賊の表面上の職業とし、(四)衛生上の危険を傳播し、(五)地方小賣商の販路を蠶食する弊がある。殊に都會の「ローズ」物又は閉店の見切品を仕入れて、之を廉賣する場合には、假令一時的にせよ、其他定住商人は迷惑するのである。

商業旅行人は卸賣や小賣の商店又は製造會社を代表し、見本、雛形、型録などを携へて各地方を廻り行き、注文を取り、又は兼ねて賣掛代金を集め、若くは市場視察を行ふもので、店員又は主人の子弟を巡廻させることもあれば、又往々獨立の代理商をして廻らせることもある。從來の顧客との間を親密にし、新に販路を開き、掛金蒐集、商況視察などに至極便利であるから、古來内外共に之を用ひ、殊に近年外國(就中獨、米)では、海外販路の開拓策として、盛んに之を使用するやうに爲つたのである(拙著「改訂商業賣買」下卷二〇九頁以下參照)。

二、政策 訪戸商、行商などに對しては警察、衛生、風儀上から相當の取締をする必要のあることは明かである。が地方所在商人に對する影響は、多くは一時的輕微のものであつて、之が爲め賣上高が減ずると思へぬのであるから、外國でも此方面から行商を抑制する方針の立法は稀である。而して前記取締の手段としても、獨塊の如く行商に關する一般的规定を設け、或商品又は或種類の商品の行爲を禁止すべきか、我邦の如く各商品例へば藥品、賣藥、古物などに就て一般的に(行



商に限らず)免許を要することゝするに止めるかは問題である。我邦では古物の行商に就て鑑札を携帯すべき規定があるが、其他には特別の規定を見出さない。此點も亦一般行商に關する規定を設くるがよいと思ふ。訪戸商の押賣は「警察犯處罰令」で禁じて居るが、實際には中々盛んに行はれて居る。是等も行商規定で律し、勵行したらよからうと思ふ。

外國の商業旅行人に就ては、内國の行商と同様に待遇する國もあれば(條約にも依る)、又差別を設け、免許料又は特別税を賦課して居る國がある。併し内國の行商に關する規定(あれば)に従はせる以上、特別に課税する必要がないのみならず、自國が課税すれば、他國も亦之に酬ゆるから、之は同等に取扱ふがよい。

我邦では大正十五年から、輸出組合から選出した商業旅行人に對して、年額三十萬圓の補助金を交付し、新販路開拓の爲め、亞弗利加、巴爾幹、支那、南洋、南米、中米、英領印度、緬甸、暹羅、佛領印度等、日本の商品が比較的知られない方面へ派遣させることにしたのであつて、之を「旅商」と呼んで居る、海外商業旅行人の派遣は固より必要であつて、三井物産や、鈴木商店其他大貿易商は從來之を行つて居たのであるが、小貿易商は資力が乏しい爲め實行が困難だと云ふので、補助金の交付と爲つたわけであらう、が併し是等は各團體が自力で行ふべきものであつて、國費を投すべきものではない、政府は唯團體の成立を助成して金融の便宜でも圖れば充分である(金融すらも成る

べく自ら行ふべきである)又輸出組合に補助すれば、重要輸出品工業組合の方の旅商へも補助金を支出してよい筈である(現に之を要請して居る)。

## 第二節 競賣法

一、性質 競賣とは、廣く公衆に糶らせて、動産又は不動産を販賣すること、公賣も私賣も含み、糶賣も入札買買も取引所の競賣買も含むのである。大體是等の競争買買には(甲)法律の規定に依る差押物件の賣却、破産財團の處分など、(乙)任意のものとの別があつて、前者は、民事訴訟法や競賣法に依るのであるが、後者は官廳の工事又は物品納付の入札などの外、別に之に關する法規がない。任意の競賣には市場や取引所のもの、農業倉庫其他の競賣、市内小賣店の競賣など種々あつて、現今之に關する特別の規定と云ふものがないが、相當の規定を設ける必要があらうと思ふ。但し民法中に此種の規定を加へるか、特別法を設けるかは、研究の餘地がある。

二、英國の競賣規定 英國の貨物賣買法 (Sale of Goods Act, 1903) が特に競賣に關して設けた條文は數箇條に過ぎないが、是は賣買の條件に關するもので、別に競賣業者 (Auctioneer) に關する詳密の規定がある。賣買法中競賣に適用すべき箇條は、(一)口別貨物は各別に競賣すべきこと、

(二)競落は槌の一打又は習慣的方法に依て決するが、斯る決定のあるまでは、代價の申込を取消



することができる、(三) 特に賣主の爲めに競買する場合あることを豫告した場合の外、賣主自身も亦賣主に依頼された者も、競買することはできぬし、競賣業者も亦情を知て是等の者の申込を受付けずはならぬ、買主は此規定に背いた賣買を、詐偽的行爲と看做すことができる、(四) 保留代價 (Reserved or upset price) がある旨、又は (三) の條件を明示するときは、之を有効することができることなどであるが、此の外別に競賣業者に關する規則があつて、(一) 免許料のこと、(二) 特別の場合の外、代理人を使用してはならぬこと、(三) 受託品の保管、(四) 出来るだけ高く賣ること、(五) 代金の支拂 (六) 契約書などの事項がある。又多數の者の假偽の競賣 (Mock auction) 詐偽的競落 (Sham bidding) などに就ても、刑法上の制裁がある。假偽の競賣は即ち逆糶で、客の中に同腹の買手を入れて糶らせること、又詐偽的競落も之と似たもので、客を誘ふて不法の高價に糶らせることである、是等は違法法であるが、所謂 Knock-out (競買人がグルに爲つて、相互に糶らず、安價に落して、後に仲間の者に賣る方法で、我邦にも少くない) は不法とは認めて居らぬ。我邦では取引所、市場などの競賣は其自治的規則に任せ、其他は習慣に依らせて居るが、漸次商品競賣の増加に伴ひ、是等の規定を加へる必要があらうと思ふ。

### 第三節 廣告政策

一、利益 廣告 (Advertisement) は製造元又は商店が其製造品又は取扱品を販賣する爲めに、廣く一般社會又は特殊階級の者に周知させる事であつて、販賣者から觀れば、自己の販賣する斯様の商品があつて、斯々の長所を持つて居ると云ふことを知らせ、其販賣高を増加させ、一個當りの生産費其他の費用を減少させる利益の外に、營業信用を増加させる利益もあるが、商店なれば、其規模の大小、商品の需要範圍や、時期、豫想賣上高などを考へ、適當の廣告をしなければ、徒に廣告費のみ嵩みて收支相償はず、遂に失敗に終ることがある。即ち米國などで廣告主任に莫大の俸給を與へて、之を講究する所以、又近頃學者が實驗心理學の方面から之を研究する所以である。

更に社會上から觀て廣告が如何なる影響を及ぼすか、此點は風教上に及ぼす方面もあるが、經濟上の利害は如何と云ふに、入學、死亡、會合、來往、登記など、社會的若くは法律的廣告は暫く措き、出版物や商品の廣告に就て考ふるも、知らんと欲する世人又は無關心の者にも、有益なる書籍、雜誌、商品、機械の存在と利益とを周知させ、其購買法を教ゆることは、必ずしも販賣者の利益のみには止らない。通信販賣の如きは廣告手段がなければ營み得られぬものであるし、又書籍、雜誌、藥品、化粧品、特許品の如きは、若し今日の如き廣告の手段がなければ、創造せられなかつたと思はるゝものも少くない。又從たる利益には、新聞の經營 (或種の雜誌も) がある。内外共に廣告料は新聞社の重要な収入で、之あるが爲めに經營せらるゝものであるから、毎日吾人が種々の記事



を安直に讀み得るのは、一に商店會社が莫大な廣告費を投じて呉れる爲めである。併し放資法、通信教授、職業の廣告などには、往々如何はしいものが少なくないと同様、出版物や賣藥其他の商品の廣告にも誇大、惡徳、猥褻、詐偽のものも少なくないので、廣告を惡用せらるゝ弊害が亦少なくない。又それほど悪いものでなくても、幾分不必要の欲望を挑發し、且つ廣告費の爲め、物價を高める場合もある。殊に廣告が挑戰的コムパツチヤで從來賣行のある商品の市場を蠶食しやうとするときは、其廣告費の大部分は、商品の市價を高めぬまでも、少くも社會的ソシアル、ウエイストの冗費に終るのである。例へば從來廣く賣れた「ライオン」齒磨の市場を奪ふべく、似たやうな齒磨粉の廣告戦に十萬圓を投じ、之に代り得たとした所で、其物品が著しい特色の無い限り、又賣値が安く無い限り、消費者も利益せず、徒らに物資の冗費に終るが如くで、之に伴ひ舊商店の工場も商店も、其價値の大部分を失ふことに爲るのである。廣告が成功した場合にも此の如き冗費と爲ることがあるが、不成功に終つた廣告は、商店を廣告する間接の利益の外、大部分は冗費と爲るものと見てよろしい。米國に於ける一箇年の廣告費は大戦前新聞五億圓其他七億圓と稱せられて居るが、其内四分の三は不成功に終るのであらうと云ふことである（紐育の銀行家「ジッシン」氏の報告に依ると、一九二七年中の米國の總廣告費は、實に十五億弗の巨額に及び、此内新聞廣告が八億弗、雜誌が二億弗各種の戶外廣告が二億弗、ピラやチラシ或は郵便に依る直接廣告が三億弗である、是等は商品の販路を擴張し、生産費を減少させ

るから、消費者も亦利益を受けて居ると述べて居る）、尤も社會的の冗費は單に無用の廣告や、商人だけだと思ふのは大なる誤解で、此他世の中には無用の工業、鑛業、無用の政策、官吏、醫師、辯護士、教師、學者、美術家、更に無用の智識教育なども少なくなく、常に無用のみでなく、有害のものも多いのであるから、廣告の此方面を觀るに當ては、之を過大視せぬやうに留意しなくてはならぬ。

**二、廣告政策** には積極と消極を區別することができる。積極方面即ち獎勵策、消極方面即ち弊害防止策である。對内商業の廣告には特に獎勵の必要がないから、消極策でよいが、對外商業即ち輸出貿易には、政府も亦保護獎勵の策を採るべきである。即ち外國新聞の發行に對する保護、商品陳列館、見本陳列館の補助などで、戦前獨逸が是等の政策に於て如何に成功したかは、世人の洽く知る所である（拙著「改訂商業賣買」下卷一五六頁及五一四頁以下參照）。

扱對内廣告政策の中其取締法は如何にすべきか。廣告が風教道德に及ぼす惡影響を避くるには、新聞雜誌社が其選擇に注意し、少しく威嚴を保つこと、米國の如くすることも固より有效であるし、又如何はしき賣藥や放資法に欺かれることを防ぐには、或る程度まで讀者の知識の發達に待たなくてはならぬが、政府も亦取締法を設けるがよい。我邦では、各別の法規即ち廣告物取締法（明治四十七號）、警察犯處罰令（明治四十一年九月）、警視廳令（大正三年東）、賣藥法（大正三年三月）、其他出版法、新聞紙法、特許法など的一部にある。外國でも此流義が多いやうであるが、一般商工業者は是等多數の法



規を覗くには、餘りに多忙であるから、特に「廣告法」を制定し、是等の取締の外、廣告周旋業者に關する規定を設けるがよいと思ふ。

#### 第四節 市價公定策並に暴利の取締

一、公定の目的　こゝに市價の公定 (Price fixation) と云ふのは、物價即ち所謂諸物價を公定するのではないのであるから、廣い意味の物價政策ではないが、大戦中の歐米に於けるが如く、重要食料品、而も其中の砂糖、肉類、小麥等の市價を公定し、又は重要原料たる羊毛、鐵、石炭の如き貨物の賣價を制限するときは、勿論全體の物價にも影響する。殊に生活費には影響するので、英米などに於ける戦時の物價指數 (卸賣) と、生活費の指數とを比較すると、後者が著しく低いのは、此市價の公定、運賃並に産業の管理などが原因で、又生活費を低くする爲めに、戦時策として是等を實行したのである。即ち物價政策の一方法であるが、一般物價政策の如く、例へば金利を引上げるとか、通貨を收縮するとか、輸出を禁止するとか云ふのではなく、或る重要商品の卸賣代價や小賣代價、又は生産者への補償金を公定する意味で、其目的は前記の如く暴利を取締り、生活費の暴騰を防ぐに在る。現在我邦で行つて居る煙草や鹽の專賣も亦廣い意味の公定策であるが、煙草の如きは其目的が消費稅徵收に在るので、少しく趣が異なるわけである。又公設市場で賣價を監督するこ

とも、或意味の公定策かも知れぬが、目的が生活費の増加を防ぐ點に於て、同じであるだけで、手段が大分異なるのである、手段が異なるだけに、目的を達する程度に於ても霄壤の差あるを免れぬ。前者は著しい差を以て (第一節第一項參照) 生活費を抑制し得たにも拘らず、後者の効力は甚薄弱である (少くも我邦では)、尤も効力の異なるのは、市價公定は多く非常手段として行ひ、公設市場は元來平常策たるべきものだからである (日本では戦時中に始めたが)。

又我邦で行つた蠶絲業政策や、米穀法に依る常平倉政策の如きは、直接の市價公定策ではないが、間接に市價を公定するものである。即ち前者は政府が帝蠶會社に或銀行から資金を供給させ、場合に依りては損失金を補償し、依て以て市價の暴落を防止する目的を助け、生産者並に問屋の聯合をして、七百圓とか、千五百圓とか、一定代價で賣止め策を採り得させたのであるし、後者は一定の買收價格を定めて、生産者から買入れたので、是れ亦是等公定代價より低落させぬわけで、畢竟最低代價を定めたと同じわけに爲るからである。而して政府は米價騰貴の場合には、或る代價で買入米を賣出す考へであるから、此場合には一種の最高代價を定めるわけである。此點から觀ると蠶絲政策より高度の市價公定策である。唯是等の策が前記の直接策と異なる所は、目的の相違であつて、是等の場合は主として生産者 (米穀法は消費者に對する方面もあるが) を保護する爲めである。

即ち市價公定の目的は多く消費者側を保護するに在るが、又主として生産者側を保護せんとする



場合もある。殊に消費者側を保護せんとする場合に於ても、猥りに代價を制限して低くするときには自然生産高（又は輸入高）を減少させ、供給を減ずる結果は、常に生産者を害ふのみならず、最高代價をも引上げざるを得ざることゝ爲り、最初の目的たる生活費低減の趣旨に反することに爲る。即ち此政策は茲に一つの「ディレンマ」があるので、従て（一）小賣代價を定むるにも、先づ生産者に對する買入代價を決定し、次に卸賣代價を定め、然る後小賣代價を定むること、英國が戦時中馬鈴薯と牛乳とに對して行つた如くするか、（二）或は齊しく英國が小麥に對して試みた如く、政府が生産者に支拂ふ小麥の代價と「パン」の最高代價より還元した小麥の代價との差を自ら負擔するか、（三）日本の政府が數千萬圓を負擔して外國米を輸入し、之を原價の三分の一位で賣つた如くせねばならぬ。然らば（二）や（三）のやうな政策の結果はどふであるか。日本の場合、假りに政府が六千萬圓（七千萬圓なりとも云ふ）を負擔したとすれば、全國民一人凡そ一圓當り、七千萬圓とすれば、地租全部を投出して、外米消費者を救恤することになる。外米や朝鮮米が低下すれば自然内地米も多少低落するから、一般消費者が利益を享ける其程度に、農民中の米を賣る者は不利益を享けることに爲る。一方農民や米商が暴利を貪つて居たものとすれば、之を制限する意味にも爲る。又英國では消費者に對する「パン」四分の一「クオーター」の小賣代價を九片に引下げると（當時は一志であつた）小麥の原價は一「クオーター」に付六十志と爲るが、當時農民に支拂つたのは七

十八志であつたのであるから、此差を政府が負擔すると、丁度所得税を一志だけ（百磅に付き）引上げることに爲るのみならず「パン」の消費高が増加するから、此の負擔は益増加するわけだと云ふて居る。兎に角兩者共に一種の社會政策であつて、其及ぶ影響は頗る廣いのである。

二、公定の方法 商品の市價の公定法を大別すると、（一）原價主義、（二）市價主義、（三）最高最低主義、（四）變更主義など色々ある。又全國劃一主義と地方主義もあり、政府が公定するか、委員組織にするかの區別もある。尙ほ市價は普通小賣代價を指すが、卸賣代價も亦生産者代價もあることを考へなくてはならぬ。（米國では（三二頁）正當利調主義（Reasonable margin of profit rule）と云ふて居るが、之も亦一種の原價主義（Cost basis rule）page.

（一）原價主義 と云ふのは、市價決定當時の生産費を調査し、之に相當の利益を加へたものを決定するので、英國でも軍需品や小麥、馬鈴薯などには、此主義を用ひたのである、是は多く生産者より買収する場合に用ゐられるのであるが、卸賣小賣にも亦適用され得るわけである、例へば卸賣の賣價は、五十錢であるから、小賣代價はその二割増の六十錢を超ゆべからずとする類である。併し徹底的の原價主義は先づ生産者には、相當の生産費を支拂ひ、之に若干の運賃其他の手数料並に適度の利益を加へたものを以て、卸賣値段の最高限度を定め、更に小賣値段を定める如くする方法で、即ち生産及分配の各階段に於て、それに従事する者の利益を制限し、従て市價を公定するのである。一九一七年二月英國で馬鈴薯の値段を定むるに、生産者が卸賣商に賣渡す運賃込値段を一噸



九磅、卸賣値段を十磅十志（即ち一割七分増）小賣代價を一封度一片半（即ち一噸十四磅で即ち三割三分三厘増となる。高いやうだが、之れ以下では全然小賣商の利益はないと云ふて居る、腐敗や配達費などがある爲めであらう）と定めた如きは其一例で、一九一九年濠洲の州際委員會（Inter-state Commission）が暴利取締の爲めに、衣服地に關して定めた方法も、亦之に類したものである。

〔註〕濠洲の市價公定方法 政府が衣服類の代價を制限する場合、相當の代價として委員會の答申した案は、次の様であつた。

(一)各地方の製造品 は素價 (Prime cost) 即ち原料と賃銀の金高へ次の割合を加へたものを最高代價とす。  
 (a) 紗織と「セル」…三割 (b) 毛布「フランネル」…二割五分 (c) 英大小と編物…二割 (d) 「フェルト」帽子…二割二分五厘。

(二)卸賣商（倉庫業者が重に輸入品の取次をしたのである）は被服材料又は衣服の倉庫陸揚價格に對し、二割二分五厘以上を附加すべからず。

(三)小賣商 は倉庫又は商店着價格の三割三分五厘以上を附加すべからず。

(四)但し實際の使用資本金が五千磅以下の者は前記の除外例とす。

(五)消費者に接近させぬやうな取引を防ぐ爲に、再賣は之を禁ず。

(二)市價主義 は比較的少い。即ち當時の市價に依て買入れ又は賣出すので、日本の米穀法の米價の如きは即ちそれで、大正十年六月の第一回買上に於ては、各地の五月中の平均相場を採つたのである。英國の政府が戦時中輸入肉を七會社から買入れた始め頃の相場も、亦陸揚後一週間の市價を平均したのであつた。併し日本の米穀法の如く、市價の激しい騰落を防ぐ爲めのものとは別問題と

して、暴利を取締るには、斯る手段を採ることはできぬ。暴利を取締るのは、普通市價が暴騰した後だからである。公設小賣市場の賣價などは大體此主義で、唯一般市價より幾分安くしたに過ぎぬのであるから、餘り效はないわけである（尤も原價主義のものもある）。

(三)最高最低主義 は實は(一)か(二)の一種で、生産者には最低買收代價を保證し、同時に卸賣小賣の最高値段を決定するので、前記英國の馬齡薯及小麥の代價政策の如きは、即ち其一種で、生産政策と消費政策とを併せて行はんとするものである。我邦の米穀法の如く、米價の下向きに或る代價で買入れ、又上向きに或る代價で賣出す方法も、亦此種類と見ることが出来る。即ち米の最低、最高代價を定めることゝ爲るのである。

(四)變更主義 は豫め時期に依りて代價を變更する旨を公示し、其値段に依て買入れる方法で、英國が馬齡薯、小麥、其他の穀類などに對して用ゐた政策は即ちそれである。

又市價を全國劃一にするや否やは貨物の種類に依つて異り、又買收代價とか小賣代價とかに依つても異らねばならぬ。例へば内地米の如く、産地に依て品質の差異あるものは、區別的に買入れるがよく、又砂糖や「パン」の如く同一品種のものが殆んど同一であるものは、大體劃一に小賣してもよろしいのである。而して政府の食糧省邊で公定するか、各地の委員會で定めさせるかも、亦商品に依て異なるので、一概に適否を決することはできぬ。英國などでも小麥の委員會は、米國や亞



爾然丁、其他の産地に通ずる實際的の商人、竝に國內の分配事情に精通する者を加へたが、當時「パランス」が「パン」屋や消費者の代表者も加へよと云ふた所を見ると、是等は加へず、大體食糧省で行ひ、唯市價決定の爲め同省に生産費係を設け、之には各地の重なる會計士事務所（英蘭が十二、蘇格蘭が三、愛蘭が三）の者を、各地の名譽監督官として招聘したのみである。砂糖の如く最初から輸入や精製を管理し、其消費高を制限（Ration）したものは、此消費制限、監督の爲めに、各地方の自治團體に命じて十二人以下の管理委員（此委員は更に一人の婦人委員竝に一人の勞働委員を選択することはできる）を命じたのである。尤も佛蘭西では食糧品の暴利取締の爲めに、各地の標準代價決定委員を設け、州農事長官を會長とし、商人や、農家、勞働者、市町村の議員、消費組合代表都合十三名を加へて、毎週土曜日に市價を決定し（大體原價に一割五分を加ふ）之を各町村長に配布し、且つ販賣商店の店頭に掲示させ、違反者は罰金又は禁錮の刑に處し、且つ其氏名を揭示する外、新聞に公告したのである。獨逸でも亦開戦後幾干もなく、小麥「ライ」麥などの小賣最高値段を定め、之に背いた商人には相當の罰を課し、且つ閉店を命じたのであるが、其供給方法は、穀物所有者をして政府に届出でさせ、政府の徴發した分量を、新設の會社又は地方公共團體に公定價格で納入させ、是等の者から製粉業者に供給し、別に中央分配局を設けて、此粉を適宜地方團體に割宛て、之より一般公衆に賣渡すには、製麩業者が小賣商に賣下げ、之より一般公衆に

「パン」又は粉のまゝで賣渡さしてもよいし、又は地方團體が切符を賣渡し、之と引換へに商品を渡してもよいことにしたのである。米國では主として食糧品の生産増加、消費節約を自治的に勧誘宣傳することと、投機の抑制とを主義とし（但し小麥は「ブッシュェル」二弗の如く市價を公定し、又其他の食糧品にも分配や販賣を制限したものはある）。暴利取締の方法としては、多くの特許制度（Licensing system）を用ひ、殆んど總ての食糧品の輸入、製造、保管、鑛業、並に分配に従事する者は（農家と一箇年の賣上高十萬弗未満の小賣商は除外す）總て聯邦の認可を要し、大體生産費を標準とし、之に戦前の利潤歩合を加へさせたのである。

三、公定の利害と政策 市價を公定する利害は消費者を目的とする場合と、生産増加を目的とする場合とで異らねばならぬ。先づ最も普通に行はるゝ前者の場合を考へると、其利益は、目的とする所の（一）暴利を制限し、投機を防ぎて必需品の暴騰を防ぎ、（二）其結果は定額収入者、就中勞働階級の生活難を緩和し、（三）更に其結果は等社會の不安擾亂を防ぎ、（四）生活の安易は貨銀の暴騰を緩和して、（五）一般物價の騰貴を抑制し、又（六）輸入の激増を防ぎて、輸出を助長する結果と爲り、（七）正貨の流出を防ぎて、貨幣制度の基礎を安定し、（八）尙ほ爲替相場の暴騰を緩和する外、（九）政治上、社會上、思想上に及ぼす影響も少くないのであるが、一方其弊害も中々多い。即ち（一）消費者の利益のみを圖ることはできぬので、生産者（之も又或る貨物の消費者である）の



利益も、亦分配者の利益も圖ることにしなければならぬから、一時的の暴利は取締ることを得るにしても、其効果は餘り著しいものではない。而して普通の方法は生産費を標準として市價を決定するのに、生産費は通貨膨脹、賃銀増加、原料、肥料並に運賃、保険料など（市價を公定せぬ物）の騰貴に因りて増加するのであるから、此大勢に抗することはできぬ。英米などは多少効果があつたやうであるが、濠洲の如きは數十種の貨物の市價を公定したに拘らず、餘り効果がなかつたと云ふことである。又效があつたにしても、平和克復後公定を撤廢すれば暴騰する弊害がある、(二)殊に外國から大部分の輸入を仰ぐ場合に於ては、英國の如く廣大な植民地を有する國は、多少買入の便宜はあるにしても、世界的の市價に依りて支配せらるゝ商品を買入るのであるから、それが騰貴すれば、矢張高價に買入れなくてはならぬ。高價に買入れたものは、高く賣らなくてはならぬから、公定の市價も猥りに下げることとはできぬ。若し強て之を引下れば國庫の負擔を増加し、生産者よりの買收費補償の場合の如く、國民の租税を増徴せねばならぬ。増税は全國民に及ばないとしても、之が爲め國民の大部分を占むる生産者も亦分配者も餘裕が乏しくなる爲め、絶えず増徴に應ずることとはできぬのである。若し應ずれば賃銀も低下し、延ひて労働者にも及ぶことに爲る。況んや砂糖、織物の如き間接税を増徴して、此資金を以て前記の如く補はふとするときは、収入の少い者には割合に重き負擔と爲るので、ツマリ切角或る貨物の市價を公定しても、何にも爲らぬことに爲る。

(三) 輸入の場合には、當局と政商と結托する虞があり、輸入の時機を失ふ缺點があり、一國の政府が自から買入れるとなると、それが爲め産地の市價を高める短所がある。(四) 内地産でも生産費を決することが中々困難である。例へば米の生産費にしても、農夫の賃銀を何程と見るか、農家の利益を何割と爲すべきか、それだけでも中々公平な決定は困難である。而かもそれが肥料代價などと共に、絶へず變化してゆく場合には益繁雜である。又之を買収するにしても、餘程嚴重にしなければ、貯藏米を隠匿する虞がある。是等を避けるには政府の專賣とするのであるが、之は煙草の如く生産者の少い場合とは大分趣が異り、實行上頗る困難である。(五) 穀物法の如く時價に依るときは、消費者に對しては餘り效が無い。(六) 然らば國家社會主義者の唱ふる如く産業國營はどうであるか、之にも、(1)繁文褥禮、(2)不經濟やら、(3)官吏の能率の少い點やら、(4)黨派的の腐敗やら、(5)労働者は唯國家の労働者に變ずるのみで、特に著しい利益がないことやらで、鐵道の如き公益機關は暫く措き、製造（貨幣鑄造や、模範工場の如き、特別の目的を有するものは別である）、交易の如きものには元來適せぬのである。(七) 元來經濟上のこと殊に交換價値に關係あることは、成るべく自由にすべきであるのに、此の如き干渉は弊害百出、到底利益を償ふに足らぬのである。

更に米穀法の如く「量の方面より米價を調節す」と稱し、安きに買ひ高きに賣るときはどうかであるか、是も趣意は良いのであるが、元來政府の仕事であるから、前記國營の如き缺點あるを免れぬ



のである。更に大正十年六月の買入に於ては、(一)買入場所の少きこと、(二)買入米の選定に不公平のあつたこと、(三)買入相場の決定が五月中の平均で、従て少しく安過ぎた如き實行上の缺點があつた爲めか、第一着に失敗に終つたのである。而して買入又は賣出の時期を決することも中々困難で、政府は想ふに當時の買収期に於ける時價を以て、農家の生産費として相當なものであると看做し、それ以下では生産減少の虞ありとしたのであらう(或は黨略かとも思れる)が、元來正當代價(Fair value or price)なるものを決することは中々困難で、例へば米にしても、肥料や一般物價が更に低落するものとすれば、石二十五圓邊りの所で買入れても、未だ遅くはない譯である。成程大正十年五月の一般物價指數が二五二・四で、米の指數が二二四となれば、米は安過ぎる様に思はれるが、米價は必ずしも一般物價に伴ふものではない。寧ろ一般物價は米價に追隨することもあるから、二二四を買入時期と見るのは、必ずしも適當とは云へぬ譯である。賣出す場合も亦然り、殊に是等が政黨者の投機に利用せらるゝ弊害を考へると、此政策も必ずしも有益とは思へぬのである。要するに市價の公定は幾多の利益があるにしても、其要旨は生活費の引下げであるが、此目的は一般物價政策、交通政策、貿易政策並に賃銀俸給の増加に依て達し得られ、又是等の方法が却て有効であるし、公定には種々の弊害のあることは前記の如くであるから、歐洲大戰中の如く、物價が異常に暴騰し、賃銀がまだ之に伴はぬ場合には、一時的の鎮靜劑として、此方法を用ふること、必

らずしも不可なきのみならず、或は必要な場合もあるが、平時の策としては決して之に據るべきものではないと思ふ。煙草の專賣のやうな徵税を目的とするものは、聊か趣を異にするが、是等も亦國民經濟全體を永い目で見るときは、果して有利であるかどうかは不明で、徒に徵税の便を政府に與へるのみではないかとも思はれる。殊に大戰中市價公定の爲め國家が産業を管理し、其間労働者は偶然にも、高き賃銀を得たる上、生活費が少かつた爲め、益社會主義的傾向を高めることに爲つた邊もある。社會主義、個人所有權廢止必ずしも理由のないわけではないが、是等の點を考へるときは、市價公定も輕々には實行できぬのである。

之を史に徵するに、我邦に於ては古く文武帝の頃より估價法なる規則を設け、諸物價を公定し、寧樂朝の末より王朝の時代に至ても、亦屢之れを定め、鎌倉時代に入ても屢之れを制定し、後宇多天皇、後醍醐天皇時代にも之を定め、徳川時代にも米價を制限し、酒の醸造を禁じたことなどがあつたが(英國では歐洲大戰中、即ち一九一六年の春、小麥や砂糖並に之を運搬する船腹節約の爲め戦前一箇年三千六百萬「バレル」の醸造のあつた麥酒を制限して二千六百萬樽とし、翌年更に其三割を減せしめたことがある)往時は法令の不備の爲めか其實行完からず、亦多くは薪炭、米麥其他雜物の暴騰を防ぎ、擾亂を防がんとする一時的の權策であつたやうである。外國でも遠く紀元前四百年頃亞典市は穀物の輸出入と賣買を監理し、降て羅馬帝國も紀元三世頃、あらゆる消費貨



物の代價や賃銀の最高限度を定め、投機と擾亂とを防いだと云ふことである。重商主義時代にも他の目的から輸入品の市價などを制限したことがあり、佛蘭西では一三〇〇年頃に諸商品の市價を公定し、降て一七九三年にも亦最高代價を定め、以て生活難を緩和せんとしたのである。即ち市價公定は決して近時の産物ではないが、總て一時的の便宜策であつたと思はれる。近時の經濟組織が、往昔と異なることは固より云ふまでもない。従つて必ずしも往時の例を引用して證明することはできぬのであるが、歐米でも漸次此制限を撤廢するのを見ても、其一時的の策たること、其裏面には實行上弊害が多く、效の少いことも窺知することができるのである。倫敦「タイムス」の或記者が市價公定を評して「之を以て産業的、經濟的若くは社會的苦惱を除かうとするのは、宛も虹を罐詰にせんとする如く困難である」と評したが、之は儘に一面の眞理を示すものである。

**四、暴利の取締** 既に述べた企業聯合の取締法や、本節の市價公定策は、孰れも暴利の取締を目的とするもので、即ち性質は一種の暴利取締法 (Profiteering Act) であるが、我邦では、單に重要な商品の買占、又は賣崩を防ぐことを目的とする規則を「暴利を目的とする賣買の取締に関する件」(大正六年九月一日農商務省令第二十號)と稱へて居る。即ち米穀及穀粉類、鐵、石炭、綿絲綿布、紙類、染料、藥品の七種の物品に關し、相場を狂はせて暴利を收むる爲めに買占賣崩を爲し、又は爲さんとするときは、農商務大臣は期間を定めて、其差留を戒告し、且つ必要と認められた場合には、同一物品の賣買に付き、

條件を附することができるものとし、此戒告に違反して買占又は賣崩を爲し、又戒告に附した條件に違反した者は、三箇月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處することとしたのである。仲小路農相が岡半に戒告したのは、まだ世人の記憶に存する所であらう。

我邦では古來米穀其他の商品の買占賣崩を禁止した例は少くないし「商業賣買」上卷九一、九二頁參照)外國でも禁じて居る所もある。暴利を收める爲めに斯る手段を採ることが、社會的罪惡であることは、言ふまでもないが、政府や、世人の目に著しく映ずる買占賣崩は、現今では、多く取引所のそれであつて、戒告される連中も其取引員か、相場師であるが、此の外餘り世人に知れぬ、豪商(殊に政商)などの買占も少なくなく、而もそれは戒告も何も受けなかつたやうである。又前記七種の外肥料や、材木などにも買占が行はれたやうであるが、何故是等を品目中に加へなかつたのであるか、聊か了解に苦しむ次第である。兎に角斯る法令の趣旨はよいとしても、其實行に當て注意せぬと、不公平の結果を生ずるのみならず、實際上餘り效がないことに爲るのである。尤も此令の發布其ものが、多少威赫になる効力がないでもない。併し買占に因る騰貴を抑制しながら、生産者の賣價聯合で、市價を吊上ぐる者を禁止しないのは不條理であるから、此點から見ても、我邦では聯合や合同に對する政策を定め、之に對する法律を制定する必要があらうと思ふ。南亞の如き國すら、一九二〇年、總てに及ぶ徹底的の暴利取締法を發布し、管理局 (Board of Control) をして、



重要商品並に其原料其機械器具に關し、嚴密なる干渉を加へ得ることにしたのである。併し商品の賣價にせよ、會社又は個人の收益率にせよ、如何なる程度のものが正當であるか、其標準を決することや、又實際の収益を調査することは中々容易でないもので、之を知るには煩瑣なる干渉を商工業に加へ、其發達を阻礙する虞があるから、斯る政策は固より平時に於て一般的に行ふべきものではないが、唯「トラスト」や「カルテル」に對する弊害防止策は講究しなくてはならぬのである。

〔註〕 南亞の暴利取締法 (一) 管理局は官報に公告する商品に關し、次の事項を行ふ權限を有す。

- (a) 總ての階段に於て、代價、原價、利益を調査し、且つ當人を出頭させ、必要と認むる陳述を爲さしむることを得。(b) 或種類の段階又は總ての階段に於て利益を制限することを得。(c) 製造業者、輸入商、若くは卸賣商人は、正當の商人、商人の聯合、若くは消費組合にして、代價支拂の資力を有し、且つ普通卸賣の分量だけ買入れんとするものある時は、持荷ある場合其商賣の習慣上最も有利なる條件にて、之に應ずるを要す。(d) 南亞聯邦の食糧供給上必要なる商品の輸出は、當該大臣の承認を経て、之を廢止し又は制限することを得。(e) 商品が生産者、製造業者、若くは輸入商より消費者に至る徑路を成るべく直接にし、仲介者を成るべく少くすることを命令し得べし。(f) 本法施行後現に不當の利益を收めつゝあり、又は從來之を收め、若くは將に收めんとする者あらば、其不服の申立を待て、之を審査すること。當事者の申立を聽取したる後、(1) 或は單に不服の申立を却下し、若くは利益の正當なる旨を宣言し、(2) 又は賣主をして、買主に對し、超過利益を返附せしむべし買主が買入後一箇月以内に不服の申立を爲したる場合にあらざれば、返附命令を發することなきものとす。
- 二、管理局は其審査を行ふ場合、當該貨物の生産、製造、取扱、又は分配に關し、技術上又は會計上専門の智識を有する者に依頼し、又は之を備入るゝことを得。

三、管理局は此法律の違反者に對して、私的起訴を爲す權利を有する公共團體と認めらる。

以上は同法第三節の規定なるが、其第五節に依り、南亞の總督は、必要の場合、地方委員を任命し、之に對し、上記の權限を附與し得べきものと爲せり(此法律の有効期間は一箇年だけで、一九二一年六月三十日限りとして居るが、議會の決議に依り延長することができるものとしてある)。

## 第五章 取引所政策

【取引所政策は對賣買政策の一部であるが、問題が稍廣いので、之を別章とすることにした】

### 第一節 取引所の機能

一、性質 取引所 (Exchange [英], Bourse [佛], Börse [獨]) は市場の一種である。市場は多數の賣手と買手とが相會して物を賣買する所で、漠然金融市場だの穀物市場だのと言ひ、資金殊に短期資金又は穀物の取引さるゝ範圍を指すこともあるが、普通は毎日か又は一定の時日を定め、或る場所に集りて賣買するのである。所謂市 (イチ) が即ちそれで、内外共に餘程古くから行はれたものである (拙著「商業賣買」上卷九二頁以下参照)。市中の青物市場、魚市場、書畫骨董の市場、書籍、古時計、古本の市場を始め、小さいのは縁日の露店から、大きいのは外國の里昂や「ライブチヒ」などに於ける、年一、二回の世界的大市場 (定期市) がある。公設市場は固より、勸工場の如きも



亦其一種と見ることができ。孰れも多数の賣手と買手とが集つて賣買し、需要供給を満すので、双方に便利ではあるが、元來は賣手側が其商品販賣法として設けたもので、それが買手にも便利であるから、是れ亦多数集ることに爲つたのである。多数の者が集るから、多量の購買販賣に便利で、又自然入札や糶などの方法を用ゆることに爲るのである。

取引所も亦此市場の一種で、有價證券又は代替的重要商品の大量賣買者又は其代理人なる取引員が、毎日時間を定めて或る場所に集り、銘柄（名稱）標準見本（又は現物）などに依り賣買する、私設公認の市場である。併し之に出入する者は、多く將來に於ける市價の變動を豫想し、少額の資金を以て比較的巨額の取引を行ひ、現物を受授せず、單に差金の受渡をすることを目的とするのであるから、事實上投機市場と爲るので、世人が取引所を目して一種の賭博場の如く考へ、之に出入する者を山師と見るのは、強ち無理もない次第である。元來取引所の設立を許してあるのは、商品や有價證券の賣買を行はせ、其需要供給を適合させて、主として時に因る物の相場を調節し、其標準相場を作らせるのにあるので、隨て現物を賣買する傍ら、市場の活氣を添へんが爲めに、差金取引を許してある。即ち差金取引は一種の興奮劑であるのに、實際は多く此興奮劑のみを用ひ、實物を吞吐するものが極めて少く、現物は取引所以外の場所で、取引されると云ふ變態を生じたのである。

試に大正十一年五月中に於ける全国各地の定期取引（差金取引の行はれる一種の先物取引）の受渡高の割合を見ると、株式の受渡が九分四厘一毛に上るのみで、其他米穀が六厘二毛、横濱の生絲の定期が八厘一毛、東京大阪の綿絲が一厘五毛に過ぎぬので、如何に所謂空賣買の多いかと分る。米穀、生絲、綿絲などの受渡割合が殊に少いのは、是等は正米市場とか、現物問屋とか、専ら現物を賣買する特別の市場がある爲めと、受渡、保管上の不便利がある爲めである。

斯る有様であるから、相場が騰貴に赴くときには、異常に糶上げる結果は、下向の場合、法外の暴落を生じ、我も人も倒れねば已まぬのである。尤も取引所には後に述ぶるが如き掛繋や鞆取など確實な利用法がないではないが、大部分は前記の如き投機取引である。けれども投機取引は必ずしも取引所内のみ行はれるものではなく、又必ずしも總ての投機取引が悪いとのみは云へぬのである。従來生絲や棉花其他の輸入商品やに行はれた先物賣買の如きは、現實の賣手から見れば下落の危険を避けんとする方法で、現實の買手から見れば先高の損失を除かんとする手段とも見ることができ。即ち堅實の考へから之を行ふ場合が珍しくない。例へば生絲製造會社は、既に一定の値段で仕入れてある原料繭を使用し、賃銀其他一定の生産費を以て製造する生絲であるから、成るべく生産費+相當の利潤を以て販賣したいので、利益の多いのは望まぬことは無いが、反對に損失の危険を蒙るより、寧ろ確實に販賣したいのが普通であるから、之を先賣する者があるのである。



此場合取引所を利用して賣繋ぐこともできるが、又問屋を介して輸出商へ一定の値段で先賣りを  
して置くこともできる。之を先約で買入れる輸出商は、其仕入値段から打算して先賣する方法を採  
るので、双方共必ずしも投機的動機から試みるのではない。其他紡績會社が原料棉花を先買する  
のも、又綿絲を先賣するのも同様である。固より將來二箇月なり三箇月なりを見越して賣買契約を  
締結する以上、賣手は相場の下落を恐れ、買手は騰貴を恐るゝ其點に投機の分子がないではないが、  
是は現物賣買にもあることで、將來の騰貴を豫想して現物を現金にて仕入れ、又下落を豫想して、  
持荷を處分することは商人の習ひであるが、是れ亦一種の投機である。投機必ずしも悪くないと云  
ふ他の理由は、如何に堅實に營業すべく取引する者でも、商品の市價の變動は免れぬと云ふこと、  
竝に戦時の如く物價の暴騰落を避けることはできぬ點で、即ち總ての商人、事業家、生産者、否社  
會のあらゆる階級の者は、少くも消極的投機を免れぬと云ふことである。例へば白米商が堅實に小  
賣業を營むべく、若干の米を仕入れ、相當の利益で賣る計畫を立てたのに、相場が暴落した場合に  
は、何としても多少の損失は免れぬのであるから、常に市價の變動に注意し、底値を察して多量に  
買入れ、場合に依つては騰貴の場合之を卸賣りにしても、咎むべき理由はないのみならず、斯る賣  
買者があればこそ、市價の暴落暴騰を防ぐことができるのである。

唯戦時に入りて東京や大阪などに盛んに行はれた。綿絲布、砂糖、毛織物、金物、小麥粉などの  
純投機的先物取引は履行期間のあるを利用し、最初の賣主と最終の買主との間に數回（多きは十回  
に及ぶ）轉帳し、之を賣買する商人は始より受渡を目的とせずして差金の受授を期し、往々取引所  
に類する清算所を設けて決算し、恰も取引所の清算取引に類する取引を、取引所場外に於て行つた  
爲め、之れを無効とせられ、農商務省より屢訓戒せられたのである。要するに先物取引其ものが弊  
害があるのではなく、此期間を利用して差金を目的に轉賣する點が弊害を生ずるのであるが、是も  
大正九年三月の如き大失態を現はした爲め問題となつたので、平時に於ては著しき弊害のないもの  
で、取引所法違反の場合の外、神經過敏に拘束するほどのものではないのである。苟も商品の轉賣  
を禁ぜざる以上、買手が更に轉賣する考へであるか、又は眞に現物を引取る考へであるかに依りて、  
有効無効を決するのは、少くも穩當の政策とは云へぬのである。

二、種類及沿革 取引所を、取引する物件に依つて區別すると、株式取引所(Stock exchange)と  
商品取引所(Produce exchange)の二種とする。株式取引所は有價證券の取引所で、主として賣買  
せらるゝものは株券であるが、其他公債社債や、歐洲大陸諸國では地金銀、外國爲替手形をも賣買  
するのである。商品取引所は其國の重要商品を賣買するもので、例へば我邦の米穀、小麥、棉花、  
綿絲、綿布、生絲、豆粕、大豆、砂糖の類である、此他外國には保險や海運の取引所などもある。

商品取引所の中にも二種以上の商品を取扱ふもの（例へば東京米穀商品、大阪の三品即ち綿絲、



棉花、綿布などの如し」と、一種類の商品、例へば日本の米穀のみの取引所、外國の棉花取引所、金屬取引所、銅取引所、珈琲取引所の二種類ある。内外共に株式と商品とを兼ねたものが少くない。我邦現在（昭和三年三月）三十八箇所の取引所中半数以上は米穀取引所で（兼營五箇所共二十九箇所）、其次が株式専門のものである。それは東京、大阪、名古屋、博多、廣島、及長崎の六箇所で、其他米穀株式兼營のものは、横濱、京都、神戸、新潟及長岡の五箇所である。而して外國では株式取引所が始めて（尤も商品取引所にも「アムステルダム」の如き十七世紀の始にできたものもある）商品取引所は僅か數十年前の産物である。併し日本では米穀取引所が始めて、其起源は遠く元祿時代約（二百二十年前）大阪の堂島に始つた米市で江戸のは享保年間である。始めて株式取引所準則を出したのは明治七年であるが、當時は賣買せらるゝ株式が少いので、事實上米の取引にだけ適用せられ、株式取引所條例の改められた明治十一年に至つて、東京（五月）大阪（八月）の株式取引所が、設立せられたのである。外國に於ける商品の定期取引は普通の先物取引の缺點を補はんが爲めに生れたものであるが、我國の米穀定期取引は二百餘年前より行はれた帳合米と稱する差金取引に其端を發したものである。取引所法は固より外國に模倣したものであるが、取引の内容は古くから傳はつたもので、株式取引所内の規則も亦惡習慣も、米穀取引所より見習つた點が少くない。例へば限月の三箇月の如き、又賭博的場外取引たる兩算や薄張の如きは其適例である。

株式取引所と商品取引所とは、其取扱ふ物件を異にして居るが、取引所の組織や、重要な取引方法、取引員などは大差がないので、我邦でも同一法規の下に規定されて居るし、又我邦や獨逸の一部では兩種を兼ねた取引所が少くない（英國や佛蘭西などは獨立して居るし、此兼營主義には弊害がないでもない）。併し一方は毎年生産期や輸入期のある、農産物や輸入品が多く、是等は絶へず消費せらるゝものであるが、株式の如きは常に存在し、増資や新設會社の起る毎に増加するのみであつて、商品取引所は生産消費の間に介在し、商品の分配機關たる作用を爲すのであるが、株式取引所は單に放資若くは投機的手段を供するに過ぎぬのである。隨て是等に入出する者も、前者は商人、製造家の如き實際上其商品を賣買する者も少くないが、後者を利用する者は主として取引員、其他の株屋、投機師などである。其定むる公定相場も、商品に於ては、其商品全體の市價を決する標準と爲り、卸賣小賣の相場をも左右し、米の如き重要商品ならんには、頗る重要な意義を有するのであるが、株式の取引相場は、直接には之を賣買する者に影響するのみで、商品の如き影響は少いのである。尤も株式全體、就中花形株の市價の高低は、經濟界全體の「バロメーター」と爲る場合も少くないから、此點から觀ると固より重要なもので、殊に大正九年の春の如き瓦落を生ずる場合には、あらゆる方面に影響するのである。而して兩者の地方的關係はどうかと云ふと、大體株式取引所の及ぼす影響は全國に亘り、且間接ながら各階級に及ぶが、商品取引所の方は幾分地方的



ある。と云ふても東京、大阪の如き中心地の米相場は全國に影響し、又倫敦、紐育の如き世界の中心市場に在る商品取引所は、全世界に効果を及ぼすのである。尤も此點は株式取引所も稍類して居る。即ち倫敦、紐育、巴里の如き金融中心地に於ける、株式取引所の外國債や株券の市價は國際金融に及び、從て爲替相場や正金の流出入に影響するのである。要するに孰れを廣し、重しと云ふことはできぬが、國際的から云へば、商品の方が廣いかも知れぬ。

三、組織 取引所の組織を經營の目的から區別すると、非營利と營利の二種に大別することができる。非營利的の取引所は取引所なる機關の經營に依りて、其主體が直接に利益を求めんとするものではないが、營利的の取引所は之を營利の爲めに經營するものである。而して非營利の取引所には公營と私營との二種類あつて、我邦の大連や青島の取引所の如き官營のものは前者に屬し、所謂會員組織の取引所は後者の適例である、尤も大連、青島の取引所に於ても、株式組織の信託會社を附屬させ、之に取引の擔保や決済事務を行はさせるのであるから、公私折衷の制度であつて、純然たる官營ではない。其他世界各國とも官營のものはなく、總て會員組織である、營利の取引所は株式會社の取引所で、我邦獨特の制度である、即ち取引員と離れた株主より成る營利會社が、取引所なる建物を所有し、賣買取引を行はせて手数料を收め、取引や取引員を監督し、受渡其他の決済を行ひ、取引の違約より起る損害賠償の責任を負ふのである。會員組織及株式組織、孰れも有限責任の法人であ

るが、會員組織は會員の醜金を以て資本金と爲し、會員中より役員を選擧する非營利團體で、賣買は會員でなければできぬ。尤も會員は自己の計算を以てする外、他人の爲めにも賣買することができる。手数料は徴收しても實費主義で、營利的に收めることはできぬ。賣買の相手方は始より一定し、轉賣買戻をして取引關係から離脱することはできぬし、又支所を設立することはできぬ。併し資本金の制限もなければ（株式組織の取引所は拾萬圓以上とす）、又營業保證金を納めるにも及ばぬ。又取引所の賣買取引に附帶する業務を兼營することができる（株式組織の取引所は倉庫業を除く外、賠償の責を負はないものだけ、それができる）、明治二十六年現行法發布以來數箇所の設立を見たが、大正四年限り全く之を見ないことに爲つた。然るに大正十一年取引所法改正後、名古屋に綿絲布の會員組織取引所ができ、十三年に小樽（米、雜穀、肥料）が株式組織から變更し、十四年に大阪砂糖、昭和二年三月に神戸大豆粕、昭和三年九月に東京砂糖取引所の五箇所できたが、併し明治七年の條例は倫敦株式取引所に倣つた會員組織で、同二十年の改正法も亦さうであつたが、時期が早かつたが爲めか、二回共不結果に終つたのである。改正前の取引所法共三回の失敗であるが、斯く會員組織のものが一時なくなつたのは、兩者並行主義とした所が、株式組織は從來慣行の、而も株主や當事者に利益の多い制度であり、且つ法規上會員組織に比し寛大にした爲めである。

株式會社組織の取引所は明治九年の米商會所條例に端を發したものであるが、當時設立せられた



取引所は、東京、大阪、其他總て十四箇所共米穀取引所であつて、株式取引所は明治十一年に起つたものである（東京大阪の會所は保證有限株式會社と稱し、保證責任會社であつた）即ち株主より成る營利會社が其資本金を以て建物を建設し、株主中から選出した役員（理事長、理事及監査役）を以て之を經營させ、取引員のみが取引所に入り、自己又は他人の爲めに賣買することができるが、營利的に手数料を收め、經費や租税を支拂つた殘餘の利益を配當するのである。競賣買に依る清算取引は轉賣買戻に依り取引關係を離脱し、單に差金取引とすることができる。從て賣買の相手は特定せず、買方の一團が賣方の一團に對することに爲る。而して取引員は其取引に就いて取引所に對し一切の責任を負ひ、取引所は又取引の違約より生ずる損害に付賠償の責任を負ふので、此點が重要な區別である。尤も我邦に於ては會員組織の取引所も亦賠償の責を負ふことができるからして、其資金を以て之を負擔し、唯此資金が少い爲め、充分な賠償義務を負ひ難いと云ふだけである（我邦で現在賠償の義務を負はないのは、有價證券の短期取引と大阪三品の棉花清算取引だけである）、其他拂込資本金拾萬圓以上、其二十分の一の營業保證金の納付、取引所營業稅（手数料收入の一割五分）納付の義務などがある。我邦現在三十八箇所の取引所は五箇所の外總て皆此營利會社で、取引員は謂はゞ其顧客である。尤も有力な取引員中には、取引所の株主を兼ねる者もある。但し其役員と爲ることはできぬのである。

會員組織は我邦取引所改善策の第一位に置かれて居るが、今普通其長所として數へらるゝ點を擧ぐれば（一）此組織に在つては相手方が責任を負ふのであるから、會員の人選に注意し、取引に當つて自然相手方を選択すること、爲るから、萬一不信用の者が入會しても、相手にする者が少く、勢ひ退くこと、爲り、會員の品位を高めること、（二）隨て取引所に伴ふ種々の惡弊を除き得ること、（三）當所株（其取引所の株）の賣買より生ずる種々の弊害を避け得ること、（四）營利的に手数料を徵收せざる故、吞行爲などを避けることができ、眞實の賣買者を集めることができる、（五）株式組織に在ては相手方に對して證據攻や違約攻を爲し、極端に敗者を窮地に陥るゝも、取引所が責任を負ふのであるから、自から買占、賣崩の暴利を收めんと試むる者があるが、會員組織では、相手を潰せば自分の損と爲るゆゑ、斯る弊なきこと、（六）銀行の如き信用ある者も會員と爲りて賣買し、米穀取引所などでは、正米師の如き者も會員と爲りて賣買し、自然現物市場との聯絡を附けることに爲る。是等の半面は即ち株式組織の短所である。

然らば株式組織の長所は如何なる點に在るかと云ふと、（一）經濟事情が發達し、取引員や顧客の品位信用が進んだ國では、會員組織で相對信用に依らせるのもよからうが、左もなき時は、假令會員組織にしても、唯從來の取引員や顧客が名目を變へて出入するのみで、何にもならぬのみか、取引所以外に會員的の現物市場があるから之に赴き、取引所は自然衰へることに爲る。それよりも寧



る假令營利にせよ、賣買擔保の責任を負ふ、取引員と獨立した株式會社があつて、之に負擔させ、轉賣買戻も自由にさせれば、取引は迅速且つ自由に行はれ、取引高も増加し、需給調節、相場公定の任務を完全に行ふことができる。(二) 會員組織では賣買者即ち組織者であるから、利害一致の利益はあるが、それだけ又其役員は無謀の投機を抑制することが困難で、監督官廳にも不便であるが、取引員と離れた會社が經營すれば、監督上にも便利で、理事も亦公平の處置を採ることが出来る。

(三) 取引所は獨占的のものであるから、經營法如何に依つては相當の利益を收めることができる。従て株式會社として發起すれば、發起人の利益もあるから、設立獎勵にも爲るし、又資本を増大して擔保の責任を完ふし、設備も完全にすることが出来る。(四) 假令會員組織がよいとしても、尨大なる資本を擁し、其株券の市價も相當に「プレミアム」を有する今日、如何にして會員組織に變更し得べきか、實行上困難である。(五) 加之我邦では、從來屢會員組織で失敗して居るから、更に其失敗を繰返すには及ぶまい。固より經濟事情が著しく進歩し、取引員や顧客の地位も亦信用も増進して來て居るから、昔日の失敗を云爲して組織の當否を論ずることはできぬが、如何に進歩しても我邦は歐米に比し、大體の取引の歴史を異にして居るから、會員組織の成效は覺東ないと見なければならぬ。是故に現在の株式組織を改めず、唯其弊害を除くことにしたらよいのである。外國にも之に類した制度があるのである」と云ふので、學者側にも尙ほ此説の如き人、少なくとも尙早論者が

ないでもないのである。但し大正十一年改正の調査委員會の原案は、會員組織に改める主義であつたと云ふことである。

**四、擔保制度** 取引所の構成要素を分析すると、實は四種類ある。即ち(一)建物の所有者、(二)經營者、(三)賣買者及び(四)擔保制度であつて、日本では(一)、(二)及び(四)の三者を株式會社の取引所がやつて居るが、外國には別々に行はれて居る所もある。倫敦株式取引所は會員組織であるが、其建物は別個の株式會社の所有物で、之を賃借して居るのである。唯其株主が少數の取引所會員だと云ふのみである。紐育の株式取引所も亦會員を株主とする會社から賃借し、巴里の株式取引所は市有である。又外國では皆會員組織であるから、組織者即ち取引者であるが、日本の株式組織の取引所は別である。(四)の擔保制度と云ふのは、賣買の當事者以外第三者が履行の責を負ふことで(當事者が相手方に對し履行の義務のあることは當然である)、日本では一、二例外の外取引所が總ての取引に就て責任を負ひ、取引員なる賣買者から觀れば、總て強制的に擔保せらるゝことに爲つて居るが、外國では、取引所と異つた清算所があつて、希望に依り任意的に擔保するものもあり、又會員が共同して擔保する制度もある。尤も清算所が擔保する制度は、性質上限月の長い商品取引所に多いと云ふことである。擔保をする爲め、證據金も預り、又手数料を收める所も少くない。我邦の強制擔保制度に缺點のあるのは後に述べる如くである。



我邦に於て強制擔保の制度を起したのは明治十五年であつて、大正十一年の改正法には會員組織の取引所は固より、株式組織の取引所と雖も、擔保するや否やは取引所の任意とし、唯株式組織の取引所だけは、擔保する場合營業保證金を納附させ、又擔保しない物件又は銘柄に付ては、倉庫業以外の附帶事業を営むことを許して居るのみである（取引所法第二十二條、及其二）例へば有價證券の短期取引に於ける代引假渡の如し、然るに嘗て述べた如く、有價證券の短期取引と大阪の棉花の清算取引の外は、總て擔保の責を負ふことにして居るのであるからして、改正前と異なる所はない。即ち法の精神を裏切つたわけである。

我邦に於ける取引所の取引方法には從來直取引、延取引及定期取引の三種あつたのである（と云ふても延取引は殆んど行はれず、直取引も現物取引ではなかつた）が、大正十一年の改正に依り、實物取引及清算取引の二種に分ち、實物取引は差金の受授に依りて決済することのできぬもの、又清算取引はそれができるものとしたのである、清算取引は舊制度の定期取引に當るものであるが、有價證券と、米穀其他の商品とに依て異り、有價證券に限つて短期取引を認めることにしたから、舊制度の定期取引と、所謂「デキ」とを合併したやうものに爲つたのである。

- (一)米穀其他の商品の限月は次の如く區々である。
- (一)米……………三箇月 (二)蠶絲……………六箇月 (三)棉花、綿絲、綿布……………十二箇月

- (四)大豆粕……………五箇月 (五)小麥……………三箇月 (六)砂糖……………六箇月

右の中米と蠶絲（及有價證券）の限月は取引所法に依て定められ（法第十八條）其他は取引所令（第八條）に據つて居る、比較的重要のものは法律で規定したと云ふわけであらうが、然らば（三）の如きも亦法律を以て定むべきものである。而して右は最長限度であるから、實際は此限度までにして居るのもあれば（米、小麥、砂糖）又之より短いものもある、例へば蠶絲は五箇月（尤も神戸では六箇月にしやうとして居る）、棉花と綿絲は七箇月、大豆粕は四箇月として居るのである。

(二)有價證券の限月は從來に比し、一箇月短縮して二箇月としたのであるが、當業者の運動に依り、大正十四年三月末日まで三箇月とし、四月一日からやう／＼二箇月としたのである（其後復舊運動もあつた）、之は所謂長期清算取引で、此外に短期取引なるものを認めたのであるが、之は從來「デキ取引」と稱して、裏面で行はれて居つた投機取引を公認したやうなものである、長期取引はもと當限、中限、先物の三期であつた習慣上、二箇月と爲つた後も二十日を一期とし、五日、二十五日、及十五日限として居るのである、二期に較れば相場の變動が少く、鞘取に便利であり、値段の數が多い爲め、大量取引にも亦都合がよいと云ふことである。

短期取引は取引所令第十一條の規定に依る取引であつて、日歩の支拂に依り、決済を一箇月まで繰延べ得る短期の投機取引である。



取引所令第十一條 有價證券ノ清算市場ニ於ケル賣買取引ニシテ七日以内ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ屬スルモノニ  
限リ受渡其他ノ決済ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ總決済日マテ之ヲ繰延フルコトヲ得  
前項ノ決済日ハ一箇月一回以上タルヘシ

法は斯様に「七日以内」として居るが、實際は取引の翌日を履行期として居るから、賣買者は  
(一) 翌日證券の受渡及代金の支拂をするか、(二) 又は轉賣買戻をする筈であるが、一箇月間は  
繰延料を支拂つて延期することができるのであるから、賣方は何時でも株券を引渡して代金を請求  
することができ、買方も亦何時でも代金を支拂つて株券を請求することができるのである。而して  
短期取引に關しては、取引所は少くも表面上に於ては擔保の責を負はず、現在は數種の株式(例へ  
ば東京では新東、新鐘紡、大連取引、日糖二新、淺野新、久原、日本石油、日魯漁業、富士製紙新、  
東京電燈の十種)に限られ、立會時間中は何時でも賣買することができる便利がある、取引所に依  
ては株式は短期取引だけ行つて居る所もある、新潟と長岡の米穀株式取引所がそれである。

取引所の賣買は必ず取引員を介すべき規定である。取引員は一定の資格を有し、商工大臣の免  
許を受けた者で、大都市の取引所では、數萬圓の身元保證金(例へば東京株式取引所は拾五萬圓)  
を納めることに爲つて居る。又自己の賣買は勿論、他人の委託を受けて賣買する場合でも、自己の  
名に於てするから、性質は一種の間屋業者である。収入は一定の委託手数料中から收めるのである。

顧客が取引所に於て賣買する場合に要する資金は據證金と手数料とである。據證金は賣買の保證  
金で一定の割合が定つて居る。之に委託據證金と賣買據證金との別があつて、前者は顧客が取引員  
へ提供するもの、又後者は其中の或部分を取引員より取引所へ預けるもの、即ち眞の據證金である、  
委託據證金の外別に豫備金を請求する場合もある、例へば日本郵船、委託本證十二圓豫備金四圓、  
合計十六圓、賣買本證八圓の類である。而して新規賣買の場合に納めるのを本據證金と呼び、相場  
の變動が其半額以上に及んだ場合、損方より掛けてゆくのを追據證金又は追敷と云ひ、異常の場合  
に收めるを増據證金と呼ぶのである。又各銘柄毎に賣買玉を相殺した残玉數が、取引所の定めた數  
量を超過したとき、其超過部分に對し適宜差入れさせる據證金を割増本據證金と云ふのである、所  
謂豫納據證金は相場に著しい變動があると認めたととき、又は取引員が一時に巨額の賣買をしよう  
としたとき、取引員の全部又は一部から徴收するものである。手数料にも亦委託手数料と賣買手数料  
の別がある。前者は客から取引員へ支拂ふもので、取引員は此中から賣買手数料として取引所へ納  
める金額と、取引税萬分の二半とを差引いたものを自己の収入とするのである。據證金は保證金で  
あるから、相場が豫想通りに騰落した場合(買った場合には騰貴し、賣つた場合に下落したとき)  
には其まゝ戻されるが、手数料は其都度取られるのである。賣買手数料は取引所なる營利會社の唯  
一の財源であつて、之から取引所營業稅や其他の諸損費を差引いた殘額が純益で、從來は餘り利益



を積立てずに配當して居るから、好景氣のときは五割も配當し、従て所謂當所株の市價も暴騰したが、大正九年三月の瓦落以降の如きは、急轉直下暴落の悲運を免れなかつたのである。當所株の賣買も亦非難の多い所である。

清算取引に轉賣買戻と云ふ手續がある。轉賣 (Re-selling) とは、始め買ったものを引取らずに之を賣放つことで、買戻 (Re-purchasing) とは始め賣つて置いたものを、後に至つて買埋めるのである。孰れも差金取引の手段である。買ったものとか賣つたものとか云ふたが、延賣買であるから、是等は買取る約束、賣渡す約束である (即ち期限附の賣買で、賣買の豫約ではない) それを後日に至り (但し期限前に) 賣り又は買ふのが即ち轉賣買戻である。三箇月限時代の制度に依て一例を舉げると、八月六日の郵船株の相場が當限一三九・一〇圓、中限一四〇・一〇圓、先物一四〇・六〇圓だとする。そこで或顧客が一、二箇月中に此株が騰貴すると云ふ見込を附け (即ち強氣) 先物百株を買入れたとすると、一株例へば二十圓の證據金とすれば、二千圓を預けて「十月末株券を引取り代金一四、〇六〇圓を支拂ふ」約束をするのである。然るに相場が果して豫想通り漸騰して來たが、九月下旬に至りて形勢稍々變化し、或は下向の虞ありと觀たならば、其時十月限即ち九月から觀た翌月限の郵船株を百株賣放つのである。其時の相場が一五五圓だとすれば、一株に付き一四・四〇圓、百株で一、四四〇圓の純益を收むることに爲る。委託手数料六十三錢を差引いても、一株で一

三・七七圓、總體で約一、三七七圓の純益である。是は轉賣の例であるが、買戻の場合も亦之と同様で前記の如き相場るとき、或人が目先安材料を擁し、下落するものと見たならば、例へば先物百株を賣つて置く。相場果して漸落し、十月初旬に入り、居据り又は上向きに一變するものなりと見たならば、當限を例へば一二五圓で買入れば、差引一、五六〇圓の利益で、手数料を差引いても、尙ほ約一、五〇〇圓の純益はある。是等の差引精算は總て取引所が行ひ、其差金だけを支拂ふ (又は請求す) ので、是が即ち投機的差金取引の行はれる所以である。而して齊しく投機的賣買でも、取引所外の賣買では、安値に買ひ、又は買入る、約束のものを高値に賣る、即ち轉賣の一方が多い (尤も持荷のある者は先づ賣ることもある) が、取引所では今高く後に安いと思へば、先づ賣て後に買埋めることが自由にできる。先づ賣る (To sell short) と云ふても、固より現物はないし、又將來とても之を買入れたり製造して引渡す意思はなく、買埋めて差引勘定する考へなのである。即ち空賣買と稱せらるゝ所以である (尤も取引所に於ても、素人は景氣附いたとき、先づ買ふ方が多いので、之は内外國共に變りはない) 斯の如く最初より差金を目的として賣買するのであるから、買つた者は損益に拘らず、後に至り必らず賣る必要あり (稀に資力のある者で現物を引取ることもあるが) 又一旦賣つた者は、是れ亦損益に拘らず、後に至り必らず買埋める必要がある爲め、賣買取引は増加し、且つ連綿として止むることが無いのである。



## 第二節 取引所の利害

一、利益 取引所の経営者並に取引員其他の賣買者は、固より國民經濟や道德、風教上の利害を考慮して之を發起したり、經營したり、又は之を利用するものではない。孰れもそれぞれ自己の利益から出發して居るのであるから、此機關が社會全般に對し弊害があればとて、敢て恠しむには足らぬし、又利益があれば、それは偶然の結果である。公設市場の如く、最初から或階級の便益を目的として計劃したものは、此點が趣を異にするのである。併し各人が自己の利益の爲めに行ふ行爲は、自然社會の爲めにも利益と爲る場合も少くないのである。取引所も亦其一種であつて、試に取引所の利益と稱するものを列擧すれば次の如くである。而して其利害共に商品取引所と株式取引所とで、多少異なる點があるが、大體は共通である。

(一)物の需要供給を適合させ、標準的の市價を造ること。取引所は有價證券なり、商品なり、大量の物の賣却又は買入に便利であるから、多量賣買を目的とする者は、之を利用し、自然株式なり、米なりの需給が適合せられ、公平な相場が現はれるのである。然るに取引所の取引は差金取引が多いから、空の需要が空の供給に對するのみで、現物とは没交渉の如くに見えるが、現物の受渡こそ目的とせざれ、賣る者も亦買ふ者も、皆現在及將來の實際的の需給や、一般經濟界の事情を、具體

的に考察して取引するのであるから、矢張相當公平な市價が現れる譯であるし、又此點が賭博と異なる所である。殊に米や砂糖の取引所相場は、直接には單に其賣買人に影響するのみであるが、株式の取引所相場は經濟的の「バロメーター」と爲るので、最も重要なものである、斯様に標準相場を造る爲め、有價證券に就ては放資物の選擇に便宜を與へ、又商品に就ては、生産上の指針を供するわけに爲るのである。併し人氣や商略やで騰落することもあり、又經濟事情に通ぜぬ素人が取引所に於て賣買すると、却つて相場を亂す虞がある。即ち賣買單位を多くする(株は十株、公債は千圓、米は普通百石、生絲は百斤の類)理由、また無能力者の取引員たるを禁ずる所以であるが、現今の我邦の取引所の如く現物を離れた純然たる投機市場(殊に商品は)では、相場も亦從て名目的と爲る弊がないではない。獨佛其他歐羅巴大陸の商品取引所にも、清算取引がないではないが、甚不振で、多くは現物取引である、從て出入する者も當業者が多いのである、尤も米國では商品の投機取引が熾んである。

(二)時と場所の差に因る市價を調和させること。取引所に於ける取引は、將來を豫想して賣買するのが多いから、此點から時に關する市價の開きを少くする利益があるが、所謂鞘取に依ても、亦時並に場所の異なるに基く市價の差を減ずるのである。將來を豫想して賣買することが、即ち投機的賣買が、何故に斯る作用をするかと云ふと、強氣の者は買ひ、弱氣の者は賣る故で、強氣が買ふ爲



めに市價の暴落を防ぎ、弱氣が賣る爲めにその暴騰を避け得るのである。例へば米の收穫が凶作なるを豫想して買ふ者があれば、愈凶作なること確然たるに至り暴騰するやうなことがなく、濟崩しに其前から徐々に上り、自然消費も節約せられて、供給も調和せらるゝことに爲る如くである。尤も買占や賣崩が社會に弊害を及ぼすことは云ふまでもない。

鞘取には限月に由る相場差を利用し、例へば當限に買ひ、先物を賣る様な場合と、大阪に買ひ東京に賣る場合、若くは正米を賣り定期を買ふ場合など色々ある。前二者は時と場所の相場を調節し、後者は正米市場と取引所の市價とを接近させる利益がある。歐米の中心市場に於けるが如く、國際的有價證券を賣買し、其裁定 (Arbitrage) を行ひ、或は地金銀や爲替の裁定を行ふ場合は、實際的に場所的市價の差異を少くするのである。

(三) 商品取引所は掛繫 (Hedging) の便宜を與へること。製造家や輸入商などが、堅實な考へから取引所を利用する方法に、賣繫及び買繫と云ふ方法がある。例へば一定の原料を擁する生絲製造家が、其製品たる生絲を豫定の市價で賣らうと思ふ場合、取引所を利用すれば、四箇月でも五箇月でも先きの相場で約定をして置くことができる。綿絲紡績會社が原料棉花を買入れ、又其製品たる綿絲を賣る場合も、亦同様に利用することができるし、輸入商が外國へ注文して買付た商品が、到着後下落する虞のある場合も亦同様である。即ち準備取引又は保險取引たる作用をすることである。

此作用は生産の規模が擴張され、取引の數量が増大するに従ひ、益其必要を見るのである。

(四) 商品取引所は産物の改良を促すこと。米、麥、砂糖、棉花の如き農産物や生絲、綿絲の如き製造品でも、取引所で賣買するには、格付を定める必要があるが、劣等品は全然格付に上せず、又格付内のものでも、品質の少差が忽ち價格に影響する爲め、自然品質の改良を促すことに爲るのである。

(五) 株式取引所は金融上の便宜を與へること。株式取引所は會社の設立及び公債社債の募集に便宜を與へる、即ち資本の需要供給を適合させるので、株式會社を設立する者、並に株式の募集に應ずる者も、多くは取引所に於て高く賣退くことができる爲めに、之を行ふのである。是故に同じ株券でも、場の上つて居るものと上らぬものとは、此點に於て便宜が餘程異なるわけである。又募債引受團體などが一手に巨額の公債を引受けるのも、畢竟取引所に於て處分し得る便宜があるからである、其他銀行が證券擔保で貸付割引を行ふのは、流れた場合に取引所に於て之を處分する便宜のあることも一理由で、一方銀行は放資の手段としても亦取引所を利用するのである。即ち遊資のある場合に、有價證券を買入れるのである。其他銀行が顧客の依頼を受けて有價證券を賣買する場合に取引所を利用し、獨逸の銀行の如く、事業會社と密接の關係を持って居る者は、全國の支店や取引銀行を通じて委託注文を受け、自ら取引所で賣買して居るし、あらゆる株券がパトロン銀行を持つて



居ると云ふことである。

(六)商業道徳を發達させ、商人の地位を高めること。我邦でも近年取引員の地位、信用が高まつて來たやうであるが、尙ほ取引所は賭博場で、之に出入する「仲買」(取引員)は品位の低いものと云ふ感じがある。又取引員中にも下劣のものもないわけでないから、之も已むを得ぬ次第であるが、歐米、就中米國では取引所の會員は資産信用のある紳士であると云ふことに爲つて居るし、又會員も取引上の信用を重んじ、取引所も亦嚴重に監督すると云ふ風であるから、社會の信用を得る爲めに、態々高い「シート」料を拂つて會員と爲る者もあると云ふことである。斯様な空氣であれば、取引所は自然一般商業道徳にも影響し、商人の地位も進むわけに爲るのである。

二、弊害 取引所の弊害には其投機的性質に伴ふものと、經營又は取引上の技術に屬するものと二種類ある。是等の或ものは上來既に述べ、又下記政策に於て自然言及するのであるから、茲には其の最も著しいものを述べるに止める。

(一)取引所の相場は往々人爲的である。即ち眞實の需要供給の外、或は盲目的の賣買者が加はり或は投機師が買占賣崩を行ひ、若くは故らに虚偽の風説を立つる如きことがある爲め、株券にせよ米其他の商品にせよ、實際の標準相場を現はさない場合が少くない。盲目的の素人で資力の乏しい者が加はる爲め、所謂人氣で猥りに市價を吊上げ、又は無暗に驚いて暴落させる弊害がある。株

券の市價は經濟界の晴雨計であるとしてらるゝ其度合が、斯の如きものでは一向當てにならぬし、又商品でも、米、生絲、綿絲などは、孰れも經濟界に重大な影響を及ぼすものであるのに、其市價は前記の原因で、往々亂高下を生ずる缺點がある。固より是等は取引所以外に於ても免れぬ弊害であるが、取引所に於て殊に著しいのは事實である。

(二)清算取引は重要商品の市價を故らに低落させる虞がある。元來清算取引の市價は高低共に現物より著しい習ひであるから、低落の場合に於ても、實際の原因に因る度合以上に暴落させる弊害がないではないし、又前記の如く亂高下を生ずる缺點があるから、生産者には迷惑である。我邦の生絲の相場にも此弊があるから、横濱取引所を廢止せよと云ふ議論さへ屢出たことがある。獨逸でも農家は此理由で穀物の清算取引を非難して居るのである。獨逸が一八九七年一月から穀物及穀物の清算取引を禁止し、埤地利も亦之に倣ひ、獨逸では資本金二千萬克以下の鑛山株及工業株の清算取引をも禁じたのは之が爲めであつた。尤も是亦弊ありとして獨逸は一九〇八年に改正した。

(三)相場の激變は生産者、商人並に消費者を害す。前記の如き原因で、市價の亂高下を生じ、之が一般の市價を左右するのであるから、此の如き結果を生ずるのである。

(四)素人の投機を促し資産を蕩盡させる。素人が投機を好むのは、必らずしも取引所に限つたわけではないが、取引所に於て最も著しい。即ち誘惑が激しいので、利益があれば驕者に流れて本業



を怠り、淫靡の風を生じ、「プロレタリアット」の嫉視を招き、一朝悲境に陥るときは、復起つことができず、往々自殺の悲劇さへ演ずることあるのは、人の知る所であるが、内外共に素人投機師の十中八九は不成功に終ると云ふことである。

(五)制度の利害。には限りがない。例へば株式組織、當所株の賣買、限月の長きに過ぐることに玉を呑むこと、其他取引員の不正行爲、小口落、猥りに増資すること、賣買單位の低きに過ぐることに、課税のことなどで、是等は次節に於て説明しやう。

### 第三節 取引所に對する政策

取引所に對する政策の中、我邦の制度に對する題目だけでも、前記の如く種々あるが、主たる問題は組織の問題、限月、當所株、課税問題、數の問題、監督の問題などである。上來大略述べた事項もあるが、次に其要旨を述べやう。

一、組織の問題は、(一)現在の株式組織を繼續し、其缺點を改めてゆくか、(二)徐ろに會員組織にするか、(三)斷然會員組織に改むるかである。此問題は随分古い問題で、現今では學者側に於ては、多く會員組織を賛成し、たゞ如何にせば著しい障礙なくして會員組織に改め得るやに在る。(尤も尙ほ株式組織でもよいと云ふ者もないではない)、現に大正十一年の取引所改正法調査委員會

の原案として傳へられるものを見ると、總て會員組織で(第一條)、別に清算會社又は之れに類するものを設けさせ(第二條)、現在の取引所は其免許年限内に組織を變更し(尤も農商務大臣の認可を経て、改正法施行の日より五箇年間現在の制度を繼續させることができる)(第四條の「イ」)、現在の取引所は清算會社と爲ることができ、認可を受けて他の業務を行ふこともできる(第四條の「ロ」)、有價證券の賣買取引を目的とする市場は、總て取引所法に據らしむ、即ち證券交換所を許さぬ(第四條の「ハ」)、諮問委員會を設置し、之に取引物件の種類並に地區、取引所及び清算會社の設立免許、其繼續及び解散に關する事項を諮問す(第五條)、會員は必ず清算會社の株式の一定數を有せしむ(第八條)、取引所商議員會を設け、會員中より選舉した者と、取引所役員(會員が會員又は其他の者より選舉す)とより成り、重要事項を諮問す(第十一條)、強制擔保を廢し相對の任意擔保とす(第十三條)、など、してあつた。

取引所は内外共に幾多の弊害があるが、我邦取引所の弊害の一大禍根が株式組織にあることは、從來殆んど定論の存する所であれば、委員會が前記の如き案を立てたのは至極尤もである。然るに議會に提出した改正法律案が委員會の原案と異り、殆んど骨抜と爲つたのは、當業者やそれに關係のある議員等の運動に因るものと云ふことである。成程之れが爲め從來の株主や理事者や取引員の一部の者は、不利益を蒙るかも知れぬが、國家の全局より觀て弊害の多い制度は、斷然改正する



がよい。背後の運動などに掣肘せられるのは洵に腐甲斐ない話で、是れ亦議會政治の信用を傷け、無産階級に口實を與へる所以である。

大正十一年の改正法即ち現行法を觀るに、委員會案と異り、依然株式組織と會員組織の併行主義を採り、唯會員組織の取引所に對し、從來に比し便宜を與へ、例へば支所を設くる自由を與へ、倉庫業以外の附帶業務を行ふことができるやうにし、又法文以外新規の設立は成るべく會員組織たらしむる方針だと云ふ類である。又商議員會を設け、會員又は取引員より互選したる議員と、役員を互選したる議員とを以て組織させ、定款や業務規程の變更、會員又は取引員の加入又は處分、市場の開閉、上場物件の銘柄の決定又は廢止、手数料や證據金の決定、違法處分等重要事項の諮問機關とし、幾分自治の精神を加へたに過ぎぬので、擔保制度の如きは、事實上從來と異らざることは、嘗て述べた如くである。從て會員組織にしても、現行法の如き制度では効が少いのであるから、歐米の取引所中模範的のものを採り、或は各長所を採るがよい。固より會員組織と雖も萬全のものではない、例へば會員中より選舉せられた(我邦では必ずしも然るを要しない)役員が市場を管理することや、資金の少いこと(之は株式組織より變更すれば、困難はない、例へば小樽取引所の如くである)俄に變更するを困難とすること、會員組織も亦會員の獨占權内に在ること等であるが、取引員の人格が高まれば、自治に伴ふ弊害も避け得られるわけであるし、獨占の害は政府又は商工會議所

等の手に依て監督を加へ得るのである、而も尙ほ多少の弊害は免れないのであらうが、株式組織に比すれば、比較的良いのである。

取引所の組織に關聯する他の問題は(一)設立に關すること(二)業務に關すること、並に(三)取引員の職務(四)役員の制限に關する點である。

(1)取引所の設立 は各地方並に中央の經濟狀態に適應させなくてはならぬ、必要な地方に其設立を許すときは、所謂寫眞取引を行ひ(東京、大阪等重要地の相場に依りて取引を行ひ、單に差金取引を試む)、徒に投機を助長させる弊害があるのであるが、此弊は殊に株式組織の取引所に多いのである。現に明治二十六年より三十一年に至る六箇年間に設立せられた株式組織の取引所は、實に百六十八箇所の多きに及んだのである、此點より觀ても此組織は排斥する必要があるのである。尤も會員組織でも必ずしも濫設せられぬとは限らない、殊に我邦の會員組織の取引所はそふであるから、取引所法第一條に於て政府の免許を得べきことにして居るのである。

(2)取引所の業務 は(一)取引を行はせること(二)擔保(三)決済の三種類あるが、會員組織であれば、歐米各國の如く、之を別個の機關に委ねることが便利であるが、我邦の多數の取引所のやうに株式組織であれば、兼ね行ふことが有利であるからして、さうして居るのである。

(3)取引員又は會員の制度 には種々ありて(一)英國の如く専ら委託賣買を行ふ仲立人ブローカーと、自己



の賣買のみに限らる、賣買商ブローカーとに區別する者もあれば、(二)米國のやうに制度上の區別なく、唯實  
 際上分れて居る者や、又(三)獨逸や佛蘭西の如く、公に任命せられた公許仲立人と、普通の仲立  
 人とに區別せられ、前者は専ら委託賣買を行ひ(獨逸では委託賣買を行ふに必要な場合に限り、自  
 己賣買を行ふことができる)是等に依りて公定相場が定められ、後者は委託賣買と自己賣買の双方  
 を行ひ得るのである。我邦でも明治九年十月開業した大阪堂島米商會所では、仲買人を一等と二等  
 とに分け、一等仲買人は委託賣買と自己賣買の双方を行ひ得るが、二等仲買人は自己賣買に限つた  
 例がある、現在は取引員でも又會員でも、双方を兼ねることができるのである。

凡そ仲立人の業務は顧客の依頼を受けて賣買するのが其本分であつて、自ら賣買するときは顧客  
 に不利を與へる弊害があるのであるから、之を區別するのが安全である。併し實際上に於ては、委  
 託賣買だけに限るときは、之が履行上不便を感ずることがあるので、獨逸のやうな制度が生れたわ  
 けであるが、我邦の如きも獨逸式と爲し、漸次米國流に改めてはどふかと思ふ。

(4)取引所の役員 我邦の取引所では會員組織に在つては、會員又は會員外より理事者を探り得る  
 ので、會員外から入居るものもあるが、英米では完全なる自治制度で、會員から選出した委員の會  
 が總てを統轄し、其下に各専門の委員會があるので、之も會員の互選に依るのである。而して是等  
 の委員は總て情實を離れ、公正に其職務を行ふからして、權限が廣くても、弊害が少いのであるが、

我邦の現状では斯様に行はれるかどうか問題である、從て當分は外部より適當の人を迎へるのも亦  
 一策である。

株式組織の取引所では株主中から出た役員が經營するので、取引を行ふ取引員とは關係がない筈  
 であるが、取引員であつて株主である者もあるから、此場合役員に選出されるれば、役員と爲ること  
 はできるのである。但し役員又は使用人は、其取引所に於て自ら賣買を行ひ、若くは賣買の委託を  
 することはできぬし、又其取引所若くは同種類の物件を取引する取引所の取引員に對し、資金の供  
 與損益分配其他營業上の利害關係を持つことはできぬ(法第十六條の三及第十七條)是等の利害關  
 係ある者は、亦取引員以外の者でも、役員とすることはできぬのである(法第十六條の第四項)。

二、自由と干渉 大體取引所に對する政策の方針には、自治主義と干渉主義の二系統がある。英  
 米は自治主義で、歐洲大陸や日本(會員組織でも)は干渉主義である。自治と云ふのは、英國の倫  
 敦株式取引所の如く、會員の選出した三十名の委員より成る委員會が、取引所の規則やら、會員の  
 入會、退會やら、經營やら、監督やら、一切の事項を行ふものであつて、從つて別に取引所法と云  
 ふのではない。英國の如きも、昔は市の嚴重なる監督を受けたもので、自由に爲つたのは一八八六年  
 である。我邦の如き經濟事情や國民性を異にし、取引所に關する經驗日尙ほ淺く、會員組織すら尙  
 早論がある位であり、又獨占機關であるから、會員組織にしても、一定の法規を設けて監督するが



よい。併し監督するにしても、諮問委員會の如きものを設けて審査させ、場合に依りては、或物の清算取引の許否の如きは、此會に委任してもよいのである。

我邦の取引所は種々の點に於て取引所を監督して居る、即ち(甲)商工大臣は(一)設立免許や繼續の免許(二)支所の設置(三)定款の認可(四)取引員や役員免許(五)手数料の認可等の權限を有し(六)尙ほ法令又は公益、公安に害があると認めるときは、取引所の解散、停止、役員の解職、會員又は取引員の營業停止若くは除名を爲し(七)必要があれば帳簿、業務、財産を檢查し(八)或は定款の改正を命じ、決議や處分を停止、禁止、又は取消することができるのである。併し會員組織を推奨し、商議員會を設けるなど、漸次自治に赴かせる精神であるから、規定は繁雜であるが、成るべく自治を尊重するがよい。

此他取引所自身も亦取引員に對して相當の監督權を有し、其秩序を維持する爲め、定款の規定に依り(一)營業停止や(二)五百圓以下の過怠金を課し、若くは(三)政府の認可を受けて除名處分を行ふことができるのである。是等は會員の自治制度に於ても亦固より必要である。

獨逸の取引所は法律上組織に關する制限がないが、實際は大部分其地の商業會議所が之を經營し、唯例外として「ブローメン」の棉花取引所が會員組織と爲つて居るのである。而して市場の秩序を維持し、取引を管理すること、即ち入場者の制限、定款や業務規程の制定、上場物件や公定相場

決定、争議の調停などは取引所の理事會が之を掌り、理事會は取引所に出入する仲立人の代表者と商業會議所の議員中から一般商工業を代表して選出された者から成立するのである(伊太利も亦之に倣つて居る)、取引の監督は州に屬し、其設立には州政府の免許を必要とし、州政府は其管内の各取引所に、取引所專屬の監督官を置いてあるが、商業會議所に直接の監督權を委任することもある、尙ほ獨逸の特色として、各取引所に名譽審判所を設け、取引者が商人にあるまじき行爲を行つた場合に、其職權に依り、或は監督官の起訴に依て之を審判し、譴責、營業停止、若くは除名等の制裁を加へ、其效力は全國に及ぶのである、其上級審判所は伯林に在りて控訴を受けることに爲つて居る。審判員は總て取引所の入場者中から選任するのである、是等は英米の自由主義とは大に趣を異にする所であつて、一つは國民性からも來て居るのであらうが、之が爲め取引所を社會化し、且つ取引員の向上を助ける效は少くないと思ふ。

三、限月の短縮 我邦では米穀には帳合米時代から、三箇月(即ち年四回)の制度があつて、之を明治後に襲用し、更に當、中、先に細分したものであるが、其後株式の定期取引にも漫然之を用いたのである、有價證券に斯の如く長い期間を認める例は殆んどない。(紐育は普通翌日渡、倫敦は「コンソル」の外二週間、巴里は特殊の公債珠券の外十五日限、伯林は取引の月末である)、是は徒に投機を奨励するのみで、又之れあるが爲め強制擔保を必要とし(三箇月を経過する間には資産信用



に變化を生ず) 強制擔保には弊害があるから(必要もないのに擔保を行ひ、自然手数料を増加し、且つ之があるが爲め相手を擇ばず、自由に巨額の投機を試み、又自然取引員の品位を擇ばぬことに爲る) 之を短縮する必要がある。併し棉花の如き輸入農産物、又は生絲、綿絲の如き製造品は長期を必要とするので、大正十一年の改正委員會の案では、其最長期を證券一箇月、米二箇月、蠶絲六箇月、棉花、綿絲綿布(所謂三品)は十二箇月とし、其他の商品は農商務大臣の認可を経べきことに爲つて居た。過渡時代では己むを得ぬかも知れぬが、實際は有價證券は二週間、米穀は一箇月、綿絲布は六箇月位で充分である。然るに改正法が有價證券を二箇月とし、米穀を依然三箇月とした如きは、甚徹底せぬ遣り口である。綿絲も明治二十七年開始の當時は三箇月であつたのを、投機熱が盛んに爲るに従ひ、現物でも五六箇月の先物約定が行はれるやうに爲つた爲め、大正三年九月十五日から六箇月に改めたのである。然るに歐洲大戰後更に投機熱が勃興した爲め、現物も一箇年位の先物取引をするやうに爲り、營業者の運動の結果、大正十一年の改正で一箇年に延長したのである、其口實は外國の原料を使用すると云ふに在るが、如何に外國の原料を使用しても、今日の經濟事情では一箇年にする必要はあるまい。原料棉花は取引所に於て隨時買入れることができるから、蠶絲に比して半年も長くする必要はないのである。現に取引所では大正十二年三月から七箇月限にして居るが、之は改正を運動した申譯であつて、投機熱の冷却した昨今では、現物は三箇月位が精々で

あるから、綿絲は四箇月で足りるのである、併し好況時代もあるから、最長期を六箇月とすれば充分であつて、之れすら尙ほ投機助長の弊があると思はるのである。

**四、當所株の清算取引禁止** 之れは會員組織にすれば固より必要はないが、株式組織で、自己の株券を賣買する爲めに種々の弊害がある。即ち(一) 株式取引所の相場が經濟界の晴雨計である如く、當所株式は株式類の取引の多少に依つて騰落し、花形株の中心と爲つて居るから、株主や、取引員兼株主は強氣弱氣共に、種々の手段を廻らして其の相場を左右すること。(二) 取引所は手数料増徴、減税運動等に依て収益の増加を圖り、手数料増徴は堅實なる取引の發達を妨げること、竝に自然取引員の手數料収入を減じて吞行爲等を餘儀なくすること。(三) 取引所は強制擔保の責任を負ひながら、自己の利益の爲めに立會停止、解合などを強ひて、賠償の責を盡さざること。(四) (三)は營利會社たる取引所に伴ふもので、必ずしも當所株の上場如何に拘はらねど、當所株の取引を行はずれば、一層此弊害を助長するのである。(四) 積立金を増殖するを勉めずして、猥りに配當歩合を多くし、往々不相當の増資を試み、子株分配の利益を收め、遊資に窮する結果は手数料の引上と爲り、且つ愈會員組織に變更することを困難にする弊がある。(五) 取引員の有力者が大株主である爲め、市場を監督すべき理事者は、却て是等に傾使せらるゝこと、爲るのである。是は嘗て津村博士が國民經濟雜誌の紙上に詳論した所で、戸田博士なども切りに當所株の上場禁止を主張して居た



のである。之に對しては、(一)取引員の株主たることは、取引員と取引所の關係を密接にする利益があるとか、(二)會員組織に改むれば、會員中の有力者が役員と爲るから、現在より一層弊害があるとか、(三)當所株を止めても他の花形株が之に代るとか、(四)甚しきは取引所も株式會社である以上、其株券を賣買するに何の妨げあるべきぞ、など、云ふ者もある。併し多少の利益があつたにしても、弊害が明瞭で、且つ利益に比してより多いときは、現在の株主の利益は多少犠牲に供しても、之を禁ずるのが當然ではあるまいか。

**五、小口落と吞行爲** 小口落は大正七年六月勅令で禁止したが(仲小路農相時代)、政友會の内閣は九年六月再び之を復活したのである。之は取引員が問屋的性質を有するより、同一取引員より出づる同一株券の同限月のものは、委託者の如何に拘らず賣と買とが相殺せられて、残額だけが残り、其結果は手数料も少く、且つ證據金をも流用し、取引員の投機を獎勵し、又客に賣向ひ或は買向つて「客殺し」の弊を生じ易く、又吞行爲を誘ふと云ふ理由から禁止したのであるが、是れ亦當業者の運動で復活したのである。が併し小口落到多少の理由があつても、禁止するのが當然であつて、復活は洵に理由がない。往々多年の商習慣を口實にするが、如何に多年の習慣でも、弊害の多いのを改めなくては、進歩することはできぬのみならず、社會に及ぼす間接の不利益も亦少くないのである。

取引員が客よりの注文を場の上せず、表面上宛も取引所に於て賣買したやうに装ひ、客に報告し、賣買手数料を着服し、證據金を流用する惡風がある、即ち「吞」又は「懐合」と稱するもので、舊幕時代から行はれた方法である、取引所法第二十五條は之を禁止し、之に違反した取引員又は會員は一箇月以上の營業停止又は除名處分に附せられるのである、併し小口落を認め同一取引員の賣買を相殺し、残留部分だけに對し、取引所が責任を負ひ、相殺した取引の責任は取引員に歸する方法を認めるときは、自然吞行爲の如き不正行爲を馴致することに爲るから、小口落をも禁止すべきである。尤も獨逸の仲立人は賣買兩注文の中手元で突合ふだけではできたこととし、突合はない分でも手持があつたり、手持に爲つても差間ないといふものであれば、取引所に出さず、手元で處理の附かぬものだけ取引所に出して出合を求めると云ふことである(佛蘭西も亦之に類す)、從て獨逸の大銀行の如く各方面から多數の賣買注文を集める者は、宛然自ら小證券取引所と爲るのである。併し之は我邦の「吞」とは異り、仲立人は必ずしも取引所を通じて委託賣買を行はないでもよい制度で、客も亦斯様に考へるのであつて、取引所に上場せぬ取引は入場料も出さずにすむから、客の方でも却て喜ぶわけである。我邦のやうに上場した如く装つて、手数料を着服したり、證據金を流用する詐偽的行爲とは全然異なるのである。

**六、租税** 取引所に關して納めらるる租税には、取引所營業税と取引税との二種類あるが、取引



税は萬分の二半で、之は委託手数料の中に含めて、客から取引員に支拂ひ、取引員から取引所へ出し、取引所から政府へ納めるのであるから、取引所の負擔は取引所營業税のみである（但し會員組織のものには課さぬ）、營業税は賣買手数料の一割五分である。高過ぎると云ふ説もあり、其論據は着實な取引所を場外へ驅逐すると云ふにあるが、元來此税は投機取引税で、且つ取引所は孰れも高率の配當をして居るのであるから、敢て高くはないし、減税は却つて投機を奨励し、取引所の利益を増すに止りはしないかと思ふ。唯或論者の説の如く、當、中、先に依つて取引税の税率を區別し、先物を重くするのは理由がある。

舊取引所税法は（第一種）地方債證券、社債券萬分ノ二、（第二種）有價證券萬分の五、（第三種）商品萬分の五と定めたのであるが、大正十一年四月の改正法は、次の如く大體之を輕減し、有價證券の短期取引は更に低減したのである。是は現物取引奨励の目的で、從て其長期取引も、亦商品も萬分の二半に減じたが、轉賣買戻にも課税するから（舊法では免税）、轉賣買戻をする者は、依然萬分の五を取られるのである、是も亦差金取引を減少させる爲めである。

第一種 地方債證券又は社債券の賣買取引

甲 七日以内の期限を以て履行期と爲すべき取引に屬するもの

萬分の〇・六

乙 其他のもの

萬分の一

第二種 有價證券の賣買取引

甲 七日以内の期限を以て履行期と爲すべき取引に屬するもの

萬分の一・五

乙 其他のもの

萬分の二・五

第三種 商品の賣買取引

萬分の二・五

**七、配當制限** 株式組織の取引所は其獨占的地位を利用して、比較的高率の配當を行ひ、好況時代には四五割に及びたるものあり、不況時代の昨今に於ても、大正十四年より昭和二年に至る最近三箇年間の大取引所九箇所の平均配當率は一割二分八厘に及んで居る、即ち一般事業會社のそれに比して著しく多いのであつて、而もそれは資本過大の餘に於ける配當率である。

- 東京株式（一・三九）大阪株式（〇・七〇）東京米商（一・二八）横濱（〇・八六）
- 大阪米穀（一・七二）名古屋株式（一・二六）京都（一・四九）大阪三品（一・四三）
- 神戸（一・三五）（單位は「割」である）

全國の平均を見ても（商工省發行「取引所一覽」）、大正十二年度が二割九厘、十三年度一割八分三厘、十四年度一割六分である。而もそれが獨占的利益であり、取引所は重要市場として公共的性質を有するものであるから、手数料等の認可の外、宜しく配當率を制限し（例へば八分）、且つ積立金にも制限を設けるがよい、瓦斯電氣のやうな公益事業も、任意契約に依り獨占權を得ると同時に供給價格か配當率を制限せられて居るのである、斯くするときは株式組織の弊害を幾分輕減するこ



とができるのである。

八、賣買單位の引上 は商品、株式に通じた議論で、生絲の清算取引に就ては、殊に高調せられ  
たやうに思ふ。其理由は依て以て當業に關係なき群小素人投機者を斥け、相場の亂高下を防がんと  
するので、從來各目的物に對して單位を定めた趣旨も亦それに在るのであるから、此點に異論はな  
い、唯程度の問題である。尤も小口の賣買者は、必ずしも斯業に通ぜぬとは云へぬし、需給の要  
素でないわけではないから、猥りに單位を高めることも亦弊害がある。

九、場外取引 の中、嘗て設けられた證券交換所が取引所法違反のことは明かで、扱こそ取引所  
法の改正委員會の案では之を禁じたのであるが、此外綿絲布や、砂糖、肥料などに關し、差金取引  
を行ふ先物市場、又取引所附近の賭博的取引（合百、薄張、兩算の類）が頗る多い。外國では商品  
に就ては普通の先物取引が先づ起り、之を整理すべく取引所が生れたのであるから、我邦に於ても  
亦取引を根絶させず、弊害を矯正すべく取引所に包含させるがよい。それには取引所に て現物市  
場の發達を圖らなくてはならぬ。改善諸案の重要な目的の一は、即ち此の點に在る。小賭博は風教  
上警察に於て嚴重に取締る必要があると思ふが、現在は是等の惡徳現物屋を取締る法規が缺けて居  
るから、早速之を制定し、且つ勵行させるがよい。

改正法が取引所に於ける實物取引を奨励する主義を採る其一方に、第四條の二で證券交換所の

如きものを禁じ、第二十六條の二で取引所外に於ける商品の先物取引（差金取引）を禁じ、第三十  
二條の五で、賭博的場外取引を禁止したのは、畢竟之が爲である。併し其實行上遺憾なきを得るか  
どふかは頗る疑問である。

第四條の二 有價證券を賣買する市場は取引所と看做し、本法に依るに非らざれば之を設立することを得ず。

第二十六條の二 差金取引を爲す取引所類似施設を爲し、又は其の施設に依りて取引を爲すことを得ず。

第三十二條の五 取引所に依らずして取引所の相場に依り差金の授受を目的とする行爲を爲したる者は、一年以下の懲役又は  
二千圓以下の罰金に處す、但し刑法第八十六條の適用を妨げず。

十、正米市場は取引所の如く、主として米穀の清算取引即ち差金取引を行ふ投機市場に對して、  
専ら實物取引を行ふ市場を謂ふのであつて、我邦には從來の沿革上東京及神戸の二箇所に之を存し、  
東京には深川、神田川兩市場の外二、三の小市場がある。併し米穀の實物取引は取引所で行ふこと  
ができるのである、否取引所設定の目的は本來現物取引を行はせ、傍業として清算取引をも許すわ  
けであるから、米穀取引所の所在地には正米市場を必要としないわけである。大正十五年十月大阪  
堂島の米穀取引所は商工省の認可を受けて正米市場を設け、東京の市場の如く現物の外五十日以内  
の延取引を認めたのであるが、取引所では實物を取引することができるのであるから、之も亦屋上  
屋を架するやうな無用のものである、當局者は之に依て米穀の實物賣買に便宜を與へ、投機市場と  
實物市場を接近させ、取引所の空賣買を減少させやうと云ふのである、が空賣買は斯様な方法で減



少するものではない、却て米穀法に依る政府の統制で減少して居る（値幅が少い爲め）のであつて、之が爲め實物取引を投機化させる弊害もあるのである。東京の如く從來別置して居つた場合に、之を統一すべく併合を勧めるのは理由があり、又過渡的方法として從來の正米市場に類する方法で取引をさせることは已むを得ぬであらうが、大阪にも之を及ぼす必要はないと思ふ。若し米穀取引所の衰運挽回策として斯る策を採り、當局が其機を利用したものとすれば、別問題であるが、東京に於ては正米市場を統一すると同時に、取引所を之へ從屬させ合併する方が、實物取引の奨励になるであらう。（拙著「改訂商業賣買下卷第七章第二項参照」）

十一、結論 要するに我邦取引所の改革案は、委員會の原案の如きものでよいので、是等は多年朝野に於て研究を重ねた結果であるから、大體上何人も異論はない筈である。唯當業者竝に之に因縁を有する者だけが、往々現状維持論を唱へるのである。成程如何に弊害の多い制度でも、多少の長所はあるものであるから、之を力説し、殊に多年の慣行と云ふ強味を加へると、一應尤もらしく聞へるのであるが、さればとて弊害が明に多いと見らるゝものを改良しなければ、永久弊害を除くことはできぬので、丁度英國が從來「メートル」法度量衡の長所を知りつゝ、斷然之を改むることが出来なかつたと同様である。經濟政策は漸を以て改むることも必要であるが、會員組織を理想として唱へられたのは、四十餘年來のことであるから、今日進歩した經濟界に應ずべく、此際斷然會員

組織にしたからと言ふて、敢て急激とは云へぬのである。困つたことは當業者の運動であつて、從來取引所ほど運動の猛烈な、而して有效なものはいく、當局は常に理想を曲げられ、學者は常に迂なりと蔑視せられて居るのは之が爲めである。是れ亦政黨政治の不信を招く一原因なるを想ふとき、又資本家階級の政治なるやを疑はしむるとき、無産階級の主張も強ち無理とのみは思へぬので、ある爲政者たる者は深く此點に想を致すと同時に、志あるものは勉めて輿論を喚起し、例へば調査委員會の主張と理由の如きは、堂々と公表し宣傳する外はないと思ふ。

## 第六章 商工會議所

### 第一節 性質、種類及沿革

一、性質及種類 商工會議所は從來商業會議所と稱し、重要都市に於ける商工業者から成立する團體であつて、商工業の改善發達を爲めに設立せらるゝ公けの機關である。其目的は同業組合若くは實業聯合會と大差はないのであるが、同業組合のやうに、同種類の營業者が共同の利益を爲る爲めに設立したものは異り、又實業聯合會とか商工會とか稱へ、各種の商工業者の組合が専ら自己の利益の擁護を行ふ爲め、任意に設立した、純然たる私設の團體とも異なるのである。言ひ換ゆれば商工會議所法に據り、一定の地區内に於ける有権者が選出した議員（五十名以内）を以て組織



せられ、市町村税の例に依り経費を賦課することのできる法人であつて、其設立には商工大臣の認可を要するのである。而して一地區（普通は市である）内に於て選舉權を持つて居る者が三分の二以上同意すれば認可を乞ふことができるのであるからして、他の三分の一の者が不同意でも、加入を強制せらるゝのである。

商工會議所は商工業に關する通報、仲介、調停、證明、調査、營造物の設置又は管理等を行ふ外、商工業に關する事項には行政官廳に建議することができ、調査の爲め必要があれば、商工業者に對し資料の提出を求むることができ、其諮問に對して答申し、命令された事項を調査する義務があるのである。是は法規の命ずる義務であるからして、任意の團體とは此點も異なるのである。

外國の商工會議所を観ると、大體二種類ある、一つは英米流の任意的私設團體と、他は佛獨式の半官半民のものである。英米の商工會議所は純然たる自治的組合であつて、會費を以て經營し、何等政府の指導や監督を受けず、會員の數にも制限がないのであるが、佛獨の會議所は行政的事務を行はせる爲め、政府の監督が嚴重である。例へば佛蘭西では、我邦の如く其設立には商務大臣の認可を要し、議員は法律に依て小數に限られ、一定地區内の者に制限されて居る。又直接の課税に依て維持され、豫算も亦政府の承認を得なければならぬ、其代り保税倉庫、取引所、商事裁判所、商業學校、終點役務を監督し、公共的事業の建設を委任され、苟も商工業や海運業に關する事柄は、

大小となく之に圖り、是等に關する法令の通過に當ては、其意見を參考に供する習慣である。獨逸の會議所も亦州に依りては、取引所や其他の公設機關を管理し、商事裁判官を推舉し、商業教育の發達を圖り、商業登記を司つて居る。西班牙、和蘭、伊太利其他南米諸共和國も亦大體は佛獨式である。我邦の制度も此種類に屬するのであるが、昭和二年四月の改正法（三年一月實施）は自治的精神を發揚させる爲め、各種の認可制度を廢止した、例へば發起、役員の選任、議員の解任、過怠金賦課の認可、營造物の設立、管理、其他商工業の發達を圖るに必要な施設の認可などであつて、之が爲め幾分仕事の範圍は擴張されたのであるが、英米のやうな自由はないのであつて、依然行政補助機關の色が濃厚である。此の如き兩種の區別が起つたのは國民性にも因るが、其起源も亦一原因と爲つて居るのである。即ち佛蘭西の會議所は最初（十七世紀）政府の諮問機關として設立せられ、一七〇〇年巴里に設立された中央商業會議所の如きは、六人の官吏と十二人の商人を以て組織したので、一種の官廳の如きものであつた。然るに英米では最初から商工業者の利益代表機關として生れたもので、爾來其方針で經營して來たのである。

商工會議所は國內重要都市に存在するもの、外、屬領地や外國に於て設立せられたものがある。之は歐米諸國も重要通商國に設けて居るのであるが、我邦でも樺太、朝鮮、滿洲、支那、米本國、布哇等に設立せられた日本人の會議所が二十七箇所に及び、此中樺太、朝鮮、滿洲、支那の會議所



中には、内地の聯合會へ加入して居るものも少くないのである。併し外國人で横濱とか神戸へ會議所を設けて居ることを聞かぬのである。(嘗て横濱には外國人の Board of Trade はあつたが)。此外國際商業會議所もあるのであるから、國の内外と國際關係とに依て會議所を分けると、次の三種と観ることができる。

一、國內商工會議所 之にも内國人の組織する普通の會議所と、外國人の組織するものとの區別がある

二、在外商工會議所 之にも屬領地や租借地に在るものと、外國に在るものとの區別がある。

三、國際商業會議所

在外商工會議所にも亦佛獨式の干涉主義を採るものと、英米式の自由主義を採るものとある。前者に在つては、例へば自國人以外の議員と爲ることを制限し、役員の選舉は政府の承認を要し、會頭若くは名譽會頭は領事たること、定款の作成、改廢は政府の同意を要すること、會議所と本國政府との交渉通信は、總て其地駐在の政府代表者の手を経ることなど、種々の統制を加へて居るのである。斯様な形式の著しいのは佛蘭西、露西亞、西班牙、伊太利、希臘などで、殊に本國政府の財政的援助や其他の保護を受ける場合に多いのである、之に反し英米の在外會議所は、矢張總てが自治的の組織である。

二、沿革 歐羅巴に於て商工業者の利害を代表すべき團體の起つたのは中世時代であつたが、現今の意義に於ける商工會議所の嚆矢は、一六五〇年「マルセーユ」に設立せられた組合である。其後一七〇〇以後各地に會議所の設立を見たが、一七九一年國民議會の爲めに總て解散せられ、一八五一年之を復興し、一八九八年四月に、之に關する新法規を制定したのである。

獨逸では佛蘭西の勢力の下に、一八〇二年以後重要都市に其設立を見、一八四八年勅令に依りて法規を定めて之を奨勵し、其後一八七〇年、一八九七年の法律に依て法人と爲つたのである、獨逸には此以外に私の商工組合が存立して居ることは我邦と同様である。

英國の會議所中最も古いのは一七七三年に「グラスコー」に設立されたもので、幾何もなく一七八五年に「エデンバラ」に起り、一八二〇年に「マンチェスター」一八三七年に「ハル」に設立されたのである、倫敦の商工會議所は最も大規模で、會員の數も四千を超へて居るが、法人と爲つたのは一八八一年であつた。是等の會議所は最初は單に或る事業の保護又は發達を圖る目的で設立せられたので、地方的の目的に限られて居つたのであるが、一八六〇年始めて聯合會を開きて、一致の行動を採り、戰前之に屬するものが一一七箇所と爲つたのである。「エデンバラ」の會議所は蘇士運河の計劃や、電信の國營を運動し、穀物條例の廢止を發案し、又「マンチェスター」は之が爲めに奮闘したので有名であつた。在外商工會議所を設けたのも英國が早い、即ち一八七二年に巴里に



設立されたのが最初であつて、當時は宛も「コブデン」の自由貿易主義が英國の内外を風靡した時代であつたので、佛蘭西に此主義を宣傳することも此會議所の目的であつた。

我邦に於ける商工會議所 は明治十一年三月東京に設立せられた東京商法會議所が鼻祖であつて、同年九月大阪にも設けられたのである、東京には徳川時代に町會所があつて町内の諸營業者が集會し、營業の便益を圖ると同時に、取締をも行つたのである。明治五年三月之を廢止すると同時に、五月東京警備會所を設立し、専ら道路橋梁修築の事を行つたが、後之を東京會議所と改め、其他の行政事務をも行ふことにしたのであるが（養育院、街燈、商法講習所など）、明治十年一月解散したのである。偶條約改正の問題が起つて、關稅其他の重要事項に關し、商工業者の輿論を造るの必要を感じ、伊藤内務卿や、大隈大藏卿などが、全國重要都市の實業家に勸奨し、一方勸商局に命じて外國會議所の制度を調査し、參考に供したので、前記兩會議所が設立され、次で明治十二年には横濱、福岡、長崎、熊本、釜山に、翌十三年には徳島、富山、赤間關に、十四年には名古屋、津に設立せられ、岡山、鹿兒島、松山なども之に次いで設けられたのである。是等は中央或は地方官廳の諮問に應じ、又は其地方に於ける商工業の調査改良を圖つたのであるが、孰れも有志の實業家を以て組織せられた私人の團體であつて、經費も會員の離出や有志の寄附に依つたので、時に官廳から若干の補助を仰いで居つたのである。而して明治十四年農商務省が獨立した際、府縣農商工諮問會規則を定め、府縣に之を設立させたが、從來の商法會議所は此規則に據ることができなかつたので、十六年五月勸業諮問會規則を以て之に代へ、從來の商法會議所を改造して、同業組合や會社の代表者を以て諮問會を組織させたのである。東京商工會は同年十一月二十日に設立させたもので、爾來各地の商法會議所之中に倣ひ組織を改めて商工會と稱したのもあつたが、依然商法會議所と呼ぶ者が少くなかつたのである。

併し當時は全國一般に不景氣であつたことも原因と爲り、一向見るべき成績が擧げなかつたので、明治二十二年政府は商業會議所條例の草案を作り、十箇所の商工會から委員を選出させ、之を諮問して、翌年九月法律第八十一號を以て商業會議所條例を發布したのである、此條例は從來の規則に比し遙に進歩したもので、始めて法人の資格を認め、其組織權限を定め、選舉權、被選舉權を明定し、經費の徵收、監督法をも定めたのである。是に於てか各地に引續き商業會議所の設立を見、其數五十餘に及んだのであるが、尙ほ不完全な點があつた爲め、二十五年九月全國商業會議所聯合會を京都に於て開催し、政府に其改正を建議したので、政府も歐米の制度を調査し、二十八年三月前記の條例を改正し、更に明治三十五年に至り、各會議所の建議を容れ、三月法律第三十一號を以て商業會議所法を發布したのである。之が最近に至るまで行はれた法律であつて、經費の徵收を國稅滯納處分の例に依らせることにしたのも此時であつた、此規定は會議所の活動を便にすること多大であつたが、日露戰役後全國商業會議所聯合會が三稅廢止（鹽專賣、通行稅、織物稅の廢止）と所得稅と營業稅の改正を迫つた爲め、政友會の忌諱に觸れ、桂内閣は四十二年に之を改正した爲め、一時大打撃を蒙つたのである、併し大正五年四月大隈内閣の時再び復活することにしたのである。

明治三十五年制定の商業會議所法は大正五年と同十四年に一部の改正を加へたのであるが、歐洲大戰後面目を新にせる我經濟界の實情に伴はない點が少くないと云ふので、昭和二年四月四日法律第四十九號を以て、舊法を廢止し、之に代ゆるに商工會議所法を以てしたのである。改正の要點は次のやうである。

- (一) 名稱改正のこと。商人のみでなく工業者の自治機關であつて、兩者を包含して居る意味を明にする爲め、名稱を改め「商工會議所」としたこと、之は工業俱樂部が有力である爲め、工業に關しては往々俱樂部の意見を偏重する弊がある爲め、之を防ぐ爲めだと云ふことである。
- (二) 區域を改めたこと。從來は市と市町村、町と町村であつたのを、町だけで獨立の地區とすることができるとにした。
- (三) 重要業種別の代表議員を加へたこと。地方重要業務の利害を代表させる爲め、從來の議員の外業務別の代表議員を加へることとした。如何なる商工業が重要であるかは、定款で定めることに爲つて居る。



- (四) 會社重役の選舉權を廢止したこと。舊法では法人の代表者として選舉權被選舉權がある上に、重役其者にも與へて居たのを改正した。
- (五) 選舉法を改めたこと。普選の趣旨に鑑み、單一選舉制を原則とし、階級選舉制を緩和したこと。
- (六) 特別議員の制度を廢止し、顧問の制度を設けたこと。
- (七) 女子有權者が自ら投票できるやうにしたこと。
- (八) 一定額以上の資本を有する會社は、納税の有無に拘らず、有權者としたこと。
- (九) 商業部と工業部とを設け、各別に調査、發表を行ひ得ること。
- (十) 従來の全國商業會議所聯合會を公認し、法制上之を認めて日本商工會議所と呼ぶことにした。
- (十一) 經費及過怠金の賦課に對して異議の申立や行政訴訟を起すことができることにした。
- (十二) 書記長を理事と改めたこと。
- (十三) 自治の精神を發揚する爲め、(一) 會議所設立發起の認可、(二) 役員選任の認可、(三) 議員解任の認可、(四) 過怠金賦課の認可、(五) 選舉權及被選舉權の防止の認可、(六) 營造物の設立、管理、其他商工業の發達を圖るに必要な施設を爲す事の認可を廢止した。

前記諸項目の中政府が重きを置いたのは(一)時代に適應する爲め會議所の組織、構成を完全公平にしたこと(二)自治主義を加へたことだと云ふことである。

### 三、現状 我邦内地の商工會議所は昭和二年九月に於て次の七十六箇所ある。

東京、八王子、京都、大阪、堺、横濱、神戸、姫路、長崎、佐世保、新潟、長岡、直江津、川越、前橋、高崎、水戸、宇都宮、栃木、津、四日市、名古屋、岡崎、豊橋、知多、一宮、静岡、濱松、沼津、甲府、大津、岐阜、大垣、長野、上田、松本、札幌、旭川、室蘭、釧路。

即ち重要商工都市には殆んど設立を見ざるものなき有様である、議員數は三十名内外が最も多いが、東京、大阪、名古屋、神戸、横濱などは四十人以上である。選舉權者の多いのも大阪(九、二三九人)、東京(六、七〇一人)、京都(六、四七二人)、神戸(六、一四六人)、名古屋(五、二六九人)で、次で広島(三、一〇九人)、博多(二、四六一人)、熊本(二、二八一一人)、長崎(二、一七二人)、會津(一、八九〇人)、岡山(一、八三〇人)、横濱(一、六〇九人)、などである。經費は一箇年二十萬圓内外に達する東京、大阪のやうな大規模のものもあるが、六七千圓に過ぎない直江津、八王子、川越、栃木、大津、敦賀のやうな微々たるものもある、是等小會議所の仕事は推して知ることができるのである。

此外植民地や外國に在る日本人の商工會議所がある、是等の中内地の聯合會(現在の日本商工會議所)に加入して居るものもあれば、加入して居らぬものもある。大正十三年末に於て、加盟して居る會議所を挙げると次のやうである。

大泊、豊原、京城、仁川、大邱、釜山、平壤、元山、大連、安東、鐵嶺、上海、天津、浦鹽、